

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討					
	自治体名	所管課	規制区分	規程等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考	
														見直し後 PHASE	見直しの方向性の詳細			
1	兵庫県たつの市	総務部 総務課	書面掲示	条例	たつの市公告式条例	第2条	(条例の公布) 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。 2 条例の公布は、市役所の 掲示 場に 掲示 して行う。 3 前項のほか市長が必要と認めるものについては、 公衆の見やすい場所に掲示 し、又は市公報に登録して公告することができる。	地方自治法	第16条第4項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型 4	1 ②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	令和9年3月	
2	兵庫県たつの市	企画財政部 広報秘書課	定期検査・点検	条例	政治倫理の確立のためのたつの市長の資産等の公開に関する条例	第2条	(資産等報告書等の作成) 第2条 市長は、その任期開始の日(再選挙により市長となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた市長にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した 資産等報告書 を、同日から起算して100日を経過する日までに、作成しなければならない。 (1) 土地(信託している土地(自己が帰属権利者であるものに限る。))を含む。) 所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続(被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。)により取得した場合は、その旨 (2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の提供権 当該権(所得等報告書等の作成)	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律	第2条第2項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ②	1 ②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細		
3	兵庫県たつの市	企画財政部 広報秘書課	定期検査・点検	条例	政治倫理の確立のためのたつの市長の資産等の公開に関する条例	第3条	第3条 市長(前年1年間を通じて市長であつた者(任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となつたものにあつては、当該市長でない期間を除き前年1年間を通じて市長であつた者)に限る。))は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となつたものにあつては、同月1日から再び市長となつた日から起算して30日を経過する日までの間)に、作成しなければならない。 (1) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額(当該金額が100万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基因となつた事実) ア 総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第22条第2項に規定する総所得金額をいう。)及び山林所得金額(同条第2項に規定する山林所得金額をいう。)	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律	第3条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ②	1 ②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細		
4	兵庫県たつの市	企画財政部 広報秘書課	定期検査・点検	条例	政治倫理の確立のためのたつの市長の資産等の公開に関する条例	第4条	第4条 市長は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。)の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した 関連会社等報告書 を、同月2日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了による市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となつたものにあつては、同月2日から再び市長となつた日から起算して30日を経過する日までの間)に、作成しなければならない。	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律	第4条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ②	1 ②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細		
5	兵庫県たつの市	企画財政部 広報秘書課	往訪問覧・縦覧	条例	政治倫理の確立のためのたつの市長の資産等の公開に関する条例	第5条	(資産等報告書等の保存及び 閲覧) 第5条 前3条の規定により作成された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書は、市長において、これらを作成すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。 2 何人も、市長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の 閲覧 を請求することができる。	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律	第5条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 3	1 ②	1 ②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細		
6	兵庫県たつの市	企画財政部 広報秘書課	往訪問覧・縦覧	規則	政治倫理の確立のためのたつの市長の資産等の公開に関する条例施行規則	第11条	(報告書の 閲覧) 第11条 条例第5条第2項の報告書の 閲覧 は、当該報告書を作成すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。 2 条例第5条第2項の報告書の 閲覧 は、市長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。 3 報告書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。 4 報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。 5 前3項の規定に違反する者に対しては、その 閲覧 を中止させ、又は 閲覧 を禁止することができる。 6 前各項に定めるもののほか、条例第5条第2項の報告書の 閲覧 に関して必要な事項は、市長が定める。	国会議員の資産等の公開に関する規程	第10条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 3	1 ①	1 ①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細		

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討					
	自治体名	所管課	規制区分	規程等種別	条例等名 / 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直しの方向性の詳細	見直し予定 / (「継続検 討」の場合) 再 検討時期	備考
														見直し後 PHASE	見直しの方向性			
7	兵庫県たつの市	議会事務局	目視	議会規則	たつの市議会会議規則	第30条	(開票及び投票の効力) 第30条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。 2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。 3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	1 ①	c-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	投票がアナログで実施されていることから、その立会・点検についてデジタル化できない			
8	兵庫県たつの市	議会事務局	往訪問覧・縦覧	条例	たつの市議会委員会条例	第66条	(委員会の記録の公開) 第66条 委員会の記録は、 閲覧 により一般に公開する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 4	1 ②	3	a-3.要見直し (今後運用の変更のみを行う)	デジタル化を検討する	令和9年4月		
9	兵庫県たつの市	議会事務局	常駐・専任	条例	たつの市議会政務活動費交付条例	第6条	(経理責任者) 第6条 会派等は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 3	1 ②	3	a-3.要見直し (今後運用の変更のみを行う)	デジタル化を検討する	令和9年4月	アナログ規制に該当しない 常駐・専任に限定したものでない	
10	兵庫県たつの市	議会事務局	往訪問覧・縦覧	条例	たつの市議会政務活動費交付条例	第13条	(実績報告書の保存及び 閲覧) 第13条 議長は、第8条第1項の規定により提出された実績報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。 2 たつの市情報公開条例(平成17年条例第24号)第5条に規定する者は、議長に対し、前項の実績報告書の 閲覧 を請求することができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 3	1 ②	3	a-3.要見直し (今後運用の変更のみを行う)	デジタル化を検討する	令和9年4月		
11	兵庫県たつの市	議会事務局	定期検査・点検	規則	たつの市議会政務活動費交付規則	第3条	(交付決定) 第3条 市長は、 毎年度 、前条の規定により申請のあった各会派及び無会派議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者及び無会派議員に政務活動費交付決定通知書(様式第5号)により 通知 するものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	3	a-3.要見直し (今後運用の変更のみを行う)	デジタル化を検討する	令和9年4月		
12	兵庫県たつの市	議会事務局	往訪問覧・縦覧	条例	たつの市議会の個人情報の保護に関する条例	第28条	(開示の実施) 第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報、文書又は図画に記録されているときは 閲覧 又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、 閲覧 の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報の記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の 閲覧 に供しなければならない。 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。 4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知が	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 3	1 ②	3	a-3.要見直し (今後運用の変更のみを行う)	デジタル化を検討する	令和9年4月		
13	兵庫県たつの市	議会事務局	定期検査・点検	条例	たつの市議会の個人情報の保護に関する条例	第51条	(施行の状況の公表) 第51条 議長は、 毎年度 、この条例の施行の状況を 取りまとめ 、その概要を公表するものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 2	1 ①	1 ①	b-2.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (直ちに運用の変更は困難))	取りまとめの方法について、規定されていないため			
14	兵庫県たつの市	議会事務局	往訪問覧・縦覧	議会訓令	たつの市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程	第8条	(個人情報ファイル簿の作成及び公表等) 第8条 議長は、個人情報ファイル(条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿(様式第1号)を作成しなければならない。 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 4	1 ②	3	a-3.要見直し (今後運用の変更のみを行う)	デジタル化を検討する	令和9年4月		
15	兵庫県たつの市	議会事務局	往訪問覧・縦覧	議会訓令	たつの市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程	第16条	(電磁的記録の開示方法) 第16条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。))を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。 (1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付 (2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの 閲覧 又は交付 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの 閲覧 又は複写したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有する	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 4	1 ②	3	a-3.要見直し (今後運用の変更のみを行う)	デジタル化を検討する	令和9年4月		

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
	自治体名	所管課	規制区分	規程等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直し予定 ／「継続検 討」の場合)再 検討時期	備考	
														見直しの方向性の詳細				見直し完了時期 ／「継続検 討」の場合)再 検討時期
16	兵庫県たつの市	議会事務局	FD等の記録媒体	議会訓令	たつの市議会の個人情報保護に関する条例施行規程	第16条	(電磁的記録の開示方法) 第16条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。))を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。 (1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付 (2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有する	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	—	—	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	記録媒体について限定していないため		
17	兵庫県たつの市	議会事務局	往訪閲覧・縦覧	議会訓令	たつの市議会図書室規程	第3条	第3条 本市議会議員のほか、次の者は、図書の閲覧をすることができる。 (1) 本市職員にして所属長の依頼ある者 (2) 市議会事務局職員	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	デジタル化されていない図書があるため(デジタル化されているものについては可能)			
18	兵庫県たつの市	議会事務局	定期検査・点検	条例	たつの市議会議員の請負の状況の公表に関する条例	第2条	(報告) 第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度(議員である期間に限る。第1号工において同じ。)におけるたつの市に対する請負(当該前会計年度において支払を受けたものに限る。)について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。 (1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項 ア 請負の対象とする役務、物件等 イ 契約締結日 ウ 契約金額(契約金額が定められている請負に限る。) エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を(報告等の保存及び閲覧等)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	1①	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちに運用の変更は困難))	議員の請負の状況については、会計年度においてその上限額が定められているため			
19	兵庫県たつの市	議会事務局	往訪閲覧・縦覧	条例	たつの市議会議員の請負の状況の公表に関する条例	第4条	第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。 2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	3	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	デジタル化を検討する	令和9年4月		
20	兵庫県たつの市	議会事務局	往訪閲覧・縦覧	議会訓令	たつの市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程	第4条	(報告等の閲覧) 第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧(以下「閲覧」という。)は、閲覧請求書(様式第3号)により行うものとし、当該報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。 2 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。 3 閲覧に係る請負状況等報告書及び訂正届は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。 4 閲覧に係る請負状況等報告書及び訂正届は、丁寧に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。 5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1①	3	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	デジタル化を検討する	令和9年4月		
21	兵庫県たつの市	選挙管理委員会事務局	書面掲示	選挙管理委員会告示	公職選挙法執行規程	第9条	(自動車、船舶又は拡声機の表示) 第9条 法第141条(自動車、船舶及び拡声機の使用)第5項の規定により、主として選挙運動のために使用される自動車、船舶又は拡声機にする表示は、様式第3号による。 2 前項の表示は、外部から見やすい場所に、その使用中掲示しなければならない。	公職選挙法	第141条第5項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1②	1②	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	アナログ的な手法に限定されるため			
22	兵庫県たつの市	選挙管理委員会事務局	往訪閲覧・縦覧	選挙管理委員会告示	公職選挙法執行規程	第32条	(収支報告書の閲覧) 第32条 法第192条(報告書の公表、保存及び閲覧)第4項の規定による選挙運動費用収支報告書の閲覧は、委員会事務局においてしなければならない。 2 前項の報告書は、同項に規定する場所以外に持ち出してはならない。 3 第1項の報告書は、丁寧に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。 4 前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。	公職選挙法	第192条第4項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1②	1②	c-2.見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在)	現時点では規制目的を達成可能な水準の代替手段が存在しないが、国等の動向を注視しつつ、可能な場合には見直しを行う。			

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考	
														見直し後 PHASE	見直しの方向性の詳細			
23	兵庫県たつの市	選挙管理委員会事務局	書面掲示	選挙管理委員会告示	公職選挙執行規程	第43条	(政談演説会告知用立札及び看板の類の表示) 第43条 法第201条の11(政治活動の態様)第8項の規定により政党その他の政治団体の開催する政談演説会の告知のために使用する立札及び看板の類にする表示は、様式第34号による。 2 前項の表示は、法第201条の11第2項の規定により、政党その他政治団体から政談演説会の開催届出があるごとに、委員会は、5枚を交付する。 3 第1項の表示は、立札及び看板の類の 見やすい ところに表示するようにしなければならない。 4 第13条(表示等の再交付)の規定は、第1項の表示を再交付する場合に準用する。	公職選挙法	第201条の11第8項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1②	1②	c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当）	アナログ的手段に限定されるため			
24	兵庫県たつの市	選挙管理委員会事務局	書面掲示	条例	たつの市議会議員及びたつの市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例	第2条	(ポスター 掲示 場の設置) 第2条 たつの市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は、たつの市議会議員及びたつの市長の選挙において、ポスター 掲示 場を設ける。	公職選挙法	第144条の2第8項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	現時点では規制目的を達成可能な水準の代替手段が存在しないが、国等の動向を注視しつつ、可能な場合には見直しを行う。			
25	兵庫県たつの市	選挙管理委員会事務局	書面掲示	選挙管理委員会告示	たつの市議会議員及びたつの市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程	第2条	(掲示 場の様式等) 第2条 たつの市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は、別記様式に準じて 掲示 場を設置するものとする。 2 前項の 掲示 場のポスターの 掲示 をすることができる区画数は、選挙の都度、委員会が定める。 3 委員会は、あらかじめ 掲示 場のポスターを 掲示 すべき各区画の中に別記様式の例により、右上段から右下段の順に順次左へへ連番を付すものとする。	公職選挙法	第144条の2第8項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当）	アナログ的手段に限定されるため			
26	兵庫県たつの市	選挙管理委員会事務局	書面掲示	選挙管理委員会告示	たつの市議会議員及びたつの市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程	第3条	(掲示 の開始日及び方法) 第3条 公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定による法第143条第1項第5号のポスター(以下「ポスター」という。)の 掲示 開始の日は、当該選挙の期日の告示の日とする。 2 たつの市議会議員及びたつの市長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)が 掲示 場にポスターを 掲示 する場合は、立候補の届出順位と同一の番号が付された区画内に 掲示 しなければならない。	公職選挙法	第144条の2第10項において準用する同条第5項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当）	アナログ的手段に限定されるため			
27	兵庫県たつの市	選挙管理委員会事務局	目視	条例	たつの市議会議員及びたつの市長の選挙公報の発行に関する条例	第4条	(発行の 手続) 第4条 委員会は、前条第1項の申請があったときは、その掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。 2 一の用紙に2人以上の候補者の掲載文及び 写真 を掲載する場合においては、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。 3 前条第1項の申請をした候補者又はその代理人は、前項に規定するくじに 立ち会 うことができる。									アナログ規制に該当しない 目視規制ではないため		
28	兵庫県たつの市	監査事務局	実地監査	条例	たつの市監査委員条例	第3条	(定期監査) 第3条 法第199条第4項の規定による 監査 は、毎会計年度1回以上、期日を定めて行う。 2 監査 委員は、前項の 監査 を行うときは、あらかじめ 監査 の日時を市長及び 監査 を受けるものに通知しなければならない。										アナログ規制に該当しない 監査に当たっての単なる監査の種類を示したものであるため	
29	兵庫県たつの市	監査事務局	定期検査・点検	条例	たつの市監査委員条例	第3条	(定期監査) 第3条 法第199条第4項の規定による 監査 は、毎会計年度1回以上、期日を定めて行う。 2 監査 委員は、前項の 監査 を行うときは、あらかじめ 監査 の日時を市長及び 監査 を受けるものに 通知 しなければならない。	地方自治法	第199条第4項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	現時点では規制目的を達成可能な水準の代替手段が存在しないが、技術進展の動向を注視しつつ、可能な場合には見直しを行う。また「通知」についてはアナログ的手段に限定していない。			
30	兵庫県たつの市	監査事務局	実地監査	条例	たつの市監査委員条例	第5条	(請求又は要求に基づく 監査 等) 第5条 監査 委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項、第243条の2の2第3項の規定により 監査 又は検査の請求又は要求があったときは、速やかに 監査 に着手しなければならない。 2 監査 委員は、前項の 監査 又は検査を行うときは、あらかじめその日時を市長及び関係のある機関並びに 監査 又は検査を受けるものに通知しなければならない。ただし、緊急を要するときその他特別の必要があるときは、この限りでない。	地方自治法	第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、第242条第1項並びに第243条の2の2第3項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	現時点では規制目的を達成可能な水準の代替手段が存在しないが、技術進展の動向を注視しつつ、可能な場合には見直しを行う。			
31	兵庫県たつの市	監査事務局	定期検査・点検	条例	たつの市監査委員条例	第7条	(出納検査) 第7条 法第235条の2第1項の規定による例月出納 検査 の期日は、 毎月 28日とする。ただし、 監査 委員は、やむを得ない理由があるときは、その期日を変更することができる。									アナログ規制に該当しない やむを得ない場合は実施日を変更できるため		

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
	自治体名	所管課	規制区分	規程等種別	条例等名 / 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直し予定 / 「継続検 討」の場合) 再 検討時期	備考	
														見直しの方向性の詳細	見直しの具体的な方法 / 見直し不要の具 体的な理由 / 見直し否の具体的な理由 / 継続 検討の具体的な理由 等			
32	兵庫県たつの市	監査事務局	実地監査	監査委員訓令	たつの市監査基準	第2条	(規範性) 第2条 この訓令は、法第198条の3第1項に規定する監査基準であり、監査委員は、この訓令に従って監査、検査及び審査(以下「監査等」という。)並びに法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為を実施するものとする。ただし、この訓令に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる他の関連する基準等を参考にするものとする。											アナログ規制に該当しない 監査に当たっての基準を示したものであるため
33	兵庫県たつの市	監査事務局	定期検査・点検	監査委員訓令	たつの市監査基準	第4条	(監査等の種類) 第4条 監査等の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1) 財務監査(法第199条第1項) 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。 (2) 行政監査(法第199条第2項) 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。 (3) 住民の直接請求に基づく監査(法第75条) 選挙権を有する者の50分の1以上の連署による請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。 (4) 議会の請求に基づく監査(法第98条第2項) 議会の請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるものとする。											アナログ規制に該当しない 監査に当たっての単なる監査の種類を示したものであるため
34	兵庫県たつの市	監査事務局	実地監査	監査委員訓令	たつの市監査基準	第7条	(監査等の実施) 第7条 監査委員は、必要に応じて監査等の対象に係るリスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効果的かつ効率的に監査等を実施するものとする。この場合において、リスクの内容及び程度を検討に当たっては、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した上で総合的に判断するものとする。 2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。	地方自治法	第198条の3第1項、第198条の4第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	c-2.見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在)	現時点では規制目的を達成可能な水準の代替手段が存在しないが、技術進展の動向を注視しつつ、可能な場合には見直しを行う。			
35	兵庫県たつの市	監査事務局	定期検査・点検	監査委員訓令	たつの市監査基準	第11条	(品質管理) 第11条 監査委員は、この訓令にのっとりその職務を遂行するに当たり求められる質を確保するために必要な品質管理の方針及び手続を定めるものとする。 2 監査委員は、前項の品質管理の方針及び手続に従い、監査等が適切に実施されていることを定期的に評価するものとする。 3 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員等を適切に監督し、指導するものとする。 4 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの訓令にのっとり遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上及び知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。	地方自治法	第198条の3第1項、第198条の4第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-2.見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在)	現時点では規制目的を達成可能な水準の代替手段が存在しないが、技術進展の動向を注視しつつ、可能な場合には見直しを行う。			
36	兵庫県たつの市	監査事務局	目視	監査委員訓令	たつの市監査基準	第16条	(実施すべき監査等の手続の適用) 第16条 監査委員は、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、実査、立会、確認、証憑(ひょう)突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法について、得られる証拠力の強弱又はその容易性を勘案して適宜これらを組み合わせる等により、最も合理的かつ効果的となるよう選択の上、実施すべき監査等の手続として適用するものとする。	地方自治法	第198条の3第1項、第198条の4第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	手段は限定されていない			
37	兵庫県たつの市	監査事務局	往訪問覧・縦覧	監査委員訓令	たつの市監査基準	第16条	(実施すべき監査等の手続の適用) 第16条 監査委員は、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、実査、立会、確認、証憑(ひょう)突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法について、得られる証拠力の強弱又はその容易性を勘案して適宜これらを組み合わせる等により、最も合理的かつ効果的となるよう選択の上、実施すべき監査等の手続として適用するものとする。	地方自治法	第198条の3第1項、第198条の4第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1①	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	手段は限定されていない			
38	兵庫県たつの市	監査事務局	実地監査	監査委員訓令	たつの市監査基準	第17条	(各種の監査等の有機的な連携及び調整) 第17条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。	地方自治法	第198条の3第1項、第198条の4第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	c-2.見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在)	現時点では規制目的を達成可能な水準の代替手段が存在しないが、技術進展の動向を注視しつつ、可能な場合には見直しを行う。			

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討					
	自治体名	所管課	規制区分	規程等種別	条例等名 / 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 / (「継続検 討」の場合) 再 検討時期	備考
39	兵庫県たつの市	監査事務局	実地監査	監査委員訓令	たつの市監査基準	第18条	(監査専門委員の選任、他者情報の利活用及び調整) 第18条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。 2 監査委員は、監査等の実施に当たり、市長部局等(財政援助団体等を含む。)の監査役、監事等と必要に応じて連携の上、情報収集を図り、効果的かつ効率的な監査等の実施に努めるものとする。 3 監査委員は、前項に掲げる者から得た情報を利活用する場合には、それらの品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、利活用する程度及び方法を決定するものとする。 4 監査委員は、学識経験者等から意見を聴く場合には、その必要性を吟味し、自らの責任において利用するものとする。	地方自治法	第198条の3 第1項、第198条の4第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	c-2.見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在)	見直し後の具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し否の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期/ (「継続検討」の場合) 再検討時期	
40	兵庫県たつの市	総務部 総務課	定期検査・点検	訓令	たつの市職務執行基準	第5条	(部長等の職能) 第5条 部長、室長及び支所長(以下「部長等」という。)は、市長及び副市長の指揮を受け、次の機能に従って職務の遂行に対して責任を負い、かつ、その遂行に必要な権限を持ち、課長(次長を含む。以下同じ。)等を統括し、市長及び副市長を補佐する。この場合において、室長にあつては、第2号及び第3号の適用に当たり、第2号イ中「部等内の各課の実施状況」とあるのは「実施状況」と、同号工中「部等内の課」とあるのは「部等」と、第3号ウ中「部等又は所属課」とあるのは「部等」とする。 (1) 政策形成に関する補佐 ア 庁議等において、市長及び副市長に進言し、市の基本方針の決定又は全般的調整について意見を述べる。 イ 市長及び副市長の指示に応じ、所管部門の行政に関し意見を述べる。 ウ 所管業務の運営に関し、随時立寄り又は口頭をもって、市長及び副市長と協議する。	当該規程	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	見直し後の具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し否の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期/ (「継続検討」の場合) 再検討時期	
41	兵庫県たつの市	総務部 総務課	対面講習	訓令	たつの市職務執行基準	第5条	(部長等の職能) 第5条 部長、室長及び支所長(以下「部長等」という。)は、市長及び副市長の指揮を受け、次の機能に従って職務の遂行に対して責任を負い、かつ、その遂行に必要な権限を持ち、課長(次長を含む。以下同じ。)等を統括し、市長及び副市長を補佐する。この場合において、室長にあつては、第2号及び第3号の適用に当たり、第2号イ中「部等内の各課の実施状況」とあるのは「実施状況」と、同号工中「部等内の課」とあるのは「部等」と、第3号ウ中「部等又は所属課」とあるのは「部等」とする。 (1) 政策形成に関する補佐 ア 庁議等において、市長及び副市長に進言し、市の基本方針の決定又は全般的調整について意見を述べる。 イ 市長及び副市長の指示に応じ、所管部門の行政に関し意見を述べる。 ウ 所管業務の運営に関し、随時立寄り又は口頭をもって、市長及び副市長と協議する。	当該規程	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	見直し後の具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し否の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期/ (「継続検討」の場合) 再検討時期	
42	兵庫県たつの市	総務部 総務課	対面講習	訓令	たつの市職務執行基準	第6条	(課長の職能) 第6条 課長は、部長等の指揮を受け、次の機能に従って、職務の遂行に対して責任を負い、かつ、その遂行に必要な権限を持ち、所属職員を統括し、部長等を補佐する。この場合において、次長にあつては、第2号、第4号、第8号、第9号、第11号及び第12号の適用に当たり、第2号中「課業務の実施計画の樹立とその調整」とあるのは「部等の業務の実施計画の調整」と、同号ア中「所属部長等から指示された方針に基づいて、所属の課長補佐、係長及びこれらに相当する職員と協議して課業務の実施計画を立案し、部長等の承認を得て、所属の課長補佐及び係長にその実施を命令する。」とあるのは「所属の課長補佐及び係長に部等の実施計画の実施を命令する。」と、同号イ、工及びオ中「課」とあるのは「部等」と、第4号、第8号、第9号及び第11号中「課」とあるのは「部等」と、第12号中「課」とあるのは「部等」と、「課業務」とあるのは「部等の業務」とする。	当該規程	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	見直し後の具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し否の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期/ (「継続検討」の場合) 再検討時期	
43	兵庫県たつの市	総務部 総務課	対面講習	訓令	たつの市職務執行基準	第8条	(係長の職能) 第8条 係長は、課長及び課長補佐の指揮を受け、課長及び課長補佐の指示する執行計画のもとに、次の機能に従って、職務の遂行に対して責任を負い、かつ、その遂行に必要な権限を持ち、係員を指揮監督することによって、自己の職務を遂行し、課長及び課長補佐を補佐する。この場合において、室に属する係長にあつては、第1号及び第2号の規定の適用に当たり、第1号中「課」とあるのは「部等」と、「課業務」とあるのは「部等の業務」と、第2号中「課業務」とあるのは「部等の業務」とする。 (1) 課の諸計画への参画 課業務の実施計画等の策定に参画し、課長及び課長補佐に対して自己の分担する事務に関し意見を述べる。 (2) 分担事務の処理計画とその調整 決定された課業務の実施計画に基づき、自己の分担する事務に関する具体的な処理計画を立てる。また、その処理計画を円滑に遂行するために必要な調整を行う。	当該規程	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	見直し後の具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し否の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期/ (「継続検討」の場合) 再検討時期	

No.	規制の洗い出し								類型・PHASE		見直しの方向性等の検討								
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 / 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直し予定 / (「継続検 討」の場合) 再 検討時期	備考		
														見直しの方向性	見直しの方向性の詳細				
44	兵庫県たつの市	総務部 総務課	書面掲示	条例	たつの市行政手続条例	第15条	(聴聞の通知の方式) 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項 (2) 不利益処分の原因となる事実 (3) 聴聞の期日及び場所 (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。 (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	見直しの方向性 a-1.要見直し(条文の改正が必要) a-2.要見直し(通知の発出等による解釈の明確化が必要) a-3.見直し(今後運用の変更のみを行う) b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み)) b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(後には運用の変更は困難)) c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当) c-2.見直し否(適用可能な技術等が現時点で不存在) d.継続検討	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し否の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	令和9年3月	デジタル技術の活用が許容されていない規定ぶりであることから、条文の改正が必要。また、活用可能な技術を確認する必要がある。	
45	兵庫県たつの市	総務部 総務課	往訪問覧・縦覧	条例	たつの市行政手続条例	第18条	(文書等の閲覧) 第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があった時から聴聞が終了する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調査その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じた必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。 3 行政庁は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1①	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	見直しの方向性 a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し否の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	令和9年4月	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、運用の変更による対応するもの。	
46	兵庫県たつの市	総務部 総務課	定期検査・点検	条例	たつの市行政手続条例	第24条	(聴聞調査及び報告書) 第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調査書を作成し、当該調査書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかななければならない。 2 前項の調査書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。 3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調査書とともに行政庁に提出しなければならない。 4 当事者又は参加人は、第1項の調査書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	見直しの方向性 a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し否の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	令和9年4月	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、運用の変更による対応するもの。	
47	兵庫県たつの市	総務部 総務課	往訪問覧・縦覧	条例	たつの市行政手続条例	第24条	(聴聞調査及び報告書) 第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調査書を作成し、当該調査書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかななければならない。 2 前項の調査書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。 3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調査書とともに行政庁に提出しなければならない。 4 当事者又は参加人は、第1項の調査書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	見直しの方向性 a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し否の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	令和9年4月	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、運用の変更による対応するもの。	

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討				
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考
48	兵庫県たつの市	総務部 総務課	往訪問覧・縦覧	規則	たつの市聴聞手続規則	第8条 (文書等の閲覧の手続) 第8条 法第18条第1項、県条例第18条第1項又は条例第18条第1項の規定による閲覧の求めは、当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益が害されることとなる参加人(以下この条において「当事者等」という。)の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した文書等(様式第9号)を行政庁に提出することにより行うものとする。ただし、法第18条第2項、県条例第18条第2項及び条例第18条第2項の規定による閲覧の求めは、口頭によれば足りる。 2 行政庁は、法第18条第1項若しくは第2項、県条例第18条第1項若しくは第2項又は条例第18条第1項若しくは第2項の規定をさせたときは、これらの規定の求めに応じ、当該求めのあった場所で直ちに閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を閲覧を求めた当事者等に文書(様式第10号)により通知しなければならない。この場合において、行政庁は、聴聞(電磁的記録による作成等)	聴聞の運用のための具体的措置について(平成6年4月25日総管第102号)	【聴聞の運用のための具体的措置について】別紙二 II 【(兵庫県)行政手続条例第18条第1項及び第2項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	見直しの方向性 a-1.要見直し(条文の改正が必要) a-2.要見直し(通知の発出等による解釈の明確化が必要) a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う) b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み)) b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちに運用の変更は困難)) c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当) c-2.見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在) d.継続検討	見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し否の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	令和9年4月	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、運用の変更による対応するもの。
49	兵庫県たつの市	総務部 総務課	FD等の記録媒体	規則	たつの市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則	第7条 第7条 市長等は、条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該書面等に記載すべき事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は当該事項を磁気ディスク(これに準する一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。 2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	—	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	見直しの方向性の詳細	令和9年3月	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、磁気ディスクを電磁的記録媒体に変更する	
50	兵庫県たつの市	企画財政部 広報秘書課	往訪問覧・縦覧	告示	たつの市市民意見公募手続(パブリックコメント)実施要綱	第5条 (政策案の公表) 第5条 実施機関は、政策等を策定しようとするときは、実施機関における最終的な意思決定を行う前の適切な時期に、政策等の案(以下「政策案」という。)を公表しなければならない。 2 実施機関は、前項の規定により政策案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。 (1) 政策案の概要 (2) 政策案を作成した趣旨、目的及び背景 (3) その他市民等が政策案の内容を理解するために実施機関が必要と認める資料 3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。 (1) 政策等の事務を所管する課又は実施機関が指定する場所での閲覧 (2) 市ホームページへの掲載	行政手続法	第38条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	見直しの方向性の詳細		制作案の公表は、政策等の事務を所管する課又は実施機関が指定する場所での閲覧のほか、市ホームページに掲載しておりアナログ的な手段に限定されていない。	
51	兵庫県たつの市	企画財政部 契約課	定期検査・点検	条例	たつの市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	第8条 (事業報告書の作成及び提出) 第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。 (1) 管理業務の実施状況 (2) 利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由 (3) 利用料金の収入実績 (4) 管理経費の収支状況 (5) その他管理の実態を把握するために市長が必要と認める事項	地方自治法	第244条の2第7項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1①	1①	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちに運用の変更は困難))	見直しの方向性の詳細		事業報告書の作成及び提出については、条文中、提出方法を紙に限定する表現はなく、電子的手段による作成・提出も可能であるため。	
52	兵庫県たつの市	企画財政部 契約課	目視	条例	たつの市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	第9条 (業務報告の聴取等) 第9条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期又は必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。	地方自治法	第244条の2第10項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1①	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	見直しの方向性の詳細		指定管理者に対し業務・経理状況の報告徴収や実地調査を行う権限を定めるものであり、現場確認や対面での指示が必要となる性質を有するため。	
53	兵庫県たつの市	企画財政部 契約課	定期検査・点検	条例	たつの市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	第9条 (業務報告の聴取等) 第9条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期又は必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	見直しの方向性の詳細		条文中、報告や指示の手段を紙に限定する表現はなく、電子的手段による報告や指示も可能であるため。	
54	兵庫県たつの市	総務部 総務課	常駐・専任	訓令	たつの市役所当直規程	第5条 (時間) 第5条 当直の時間は、次のとおりとする。 (1) 宿直は、終業時刻から翌日始業時刻まで (2) 日直は、始業時刻からその日の終業時刻まで 2 始業及び終業時刻は、たつの市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成17年規則第31号)による。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	c-2.見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在)	見直しの方向性の詳細		多岐にわたる勤務内容をカバーできる技術が現時点では存在しない	

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考
														見直し後 PHASE	見直しの方向性			
55	兵庫県たつの市	総務部 総務課	定期検査・点検	条例	たつの市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	第2条	(報告の時期) 第2条 任命権者は、毎年8月末までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。	第2条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	1①	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	デジタル技術の活用については、費用対効果等を分析し検討する。				
56	兵庫県たつの市	総務部 総務課	定期検査・点検	条例	たつの市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	第4条	(公平委員会の報告) 第4条 公平委員会は、毎年8月末までに、市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。	第4条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、運用の変更による対応するもの。	令和9年4月			
57	兵庫県たつの市	総務部 総務課	定期検査・点検	条例	たつの市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	第6条	(公表の時期) 第6条 市長は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年12月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。	第6条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、運用の変更による対応するもの。	令和9年4月			
58	兵庫県たつの市	総務部 総務課	往訪問覧・縦覧	条例	たつの市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	第7条	(公表の方法) 第7条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。 (1) たつの市広報に掲載する方法 (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法 (3) その他市長が必要と認める方法	第7条第1項 第4号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、運用の変更による対応するもの。	令和9年4月			
59	兵庫県たつの市	総務部 総務課	定期検査・点検	訓令	たつの市文書取扱規程	第4条	(文書担当課長の職務) 第4条 文書担当課長は、文書の收受、配布及び発送並びに完結文書の保存に関する事務を掌理するとともに、課及び出先機関の文書事務の処理状況について随時調査し、文書事務が正確かつ速やかに処理されるよう指導しなければならない。	当該例規	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1①	1②	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、運用の変更による対応するもの。	令和9年4月			
60	兵庫県たつの市	総務部 総務課	往訪問覧・縦覧	訓令	たつの市文書取扱規程	第20条	(配布文書の処理) 第20条 文書取扱主任は、課に配布された文書及び課が直接收受した文書は、直ちに收受印(様式第18号)を押し、文書受発件簿に所要事項を記入した後、文書管理者の閲覧に供し、その指示を受けなければならない。ただし、軽易なものについては、收受印の押印及び文書受発件簿への記録を省略することができる。 2 文書取扱主任は、配布を受けた文書のうち、所管に属さないものがあるときは、直ちに文書担当課に返付しなければならない。	当該例規	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、運用の変更による対応するもの。	令和9年4月			
61	兵庫県たつの市	総務部 総務課	往訪問覧・縦覧	訓令	たつの市文書取扱規程	第23条	(重要文書等の供覧) 第23条 文書管理者は、配布を受けた文書のうち、上司の閲覧に供する必要があると認めた場合は、直ちにこれを供覧しなければならない。	当該例規	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、運用の変更による対応するもの。	令和9年4月			
62	兵庫県たつの市	総務部 総務課	定期検査・点検	訓令	たつの市文書取扱規程	第43条	(ファイル基準表の作成) 第43条 文書取扱主任は、第40条に規定する文書を系統的に整理、保管するため、主管課ごとに定めるファイル基準表(様式第22号)を毎年度見直し、ファイルに変更のあった場合は、その都度ファイル基準表を修正する。	当該例規	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、運用の変更による対応するもの。	令和9年4月			

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討					
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 /様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直しの方向性の詳細	見直し予定 /「継続検 討」の場合)再 検討時期	備考
														見直し後 PHASE	見直し後 PHASE			
63	兵庫県たつの市	総務部 総務課	FD等の記録媒体	訓令	たつの市文書取扱規程	第46条	(マイクロフィルムによる保存) 第46条 文書のうち適当と認めるものについては、その文書を撮影したマイクロフィルムをその文書に代えて保存することができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	—	a-3.要見直し (今後運用の変更のみを行う)	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、運用の変更による対応するもの。	令和9年4月		
64	兵庫県たつの市	総務部 総務課	往訪問覧・縦覧	訓令	たつの市文書取扱規程	第51条	(保存文書の閲覧及び借覧) 第51条 書庫内の保存文書を閲覧又は借覧しようとする者は、保存文書閲覧(借)覧申請書(様式第23号)に必要な事項を記入して文書担当課長に提出し、その承認を受けなければならない。 2 借覧期間は、7日以内とする。ただし、文書担当課長が必要と認めるときは、借覧期間を延長することができる。 3 保存文書について、抜き取り、取替え、訂正等をしてはならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-3.要見直し (今後運用の変更のみを行う)	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、運用の変更による対応するもの。	令和9年4月		
65	兵庫県たつの市	市民生活 市民課	FD等の記録媒体	告示	たつの市住民票の写し等本人通知制度実施要綱	第2条	(定義) 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 住民票の写し等 次に掲げるものをいう。 ア 住民法の規定による住民票の写し、住民票に記載した事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、削除された住民票の写し、削除された住民票に記載した事項に関する証明書及び削除された戸籍の附票の写し イ 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本及び除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面 (2) 第三者等 次に掲げるものをいう。 ア 住民法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	—	a-1.要見直し (条文の改正が必要)	庁内で統一した文言にするため、「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める	令和9年3月		
66	兵庫県たつの市	総務部 総務課	FD等の記録媒体	条例	たつの市認可地縁団体印鑑条例	第4条	(印鑑の登録) 第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第21条第2項の規定により作成された台帳(以下「地縁団体台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録証明書の記載事項及び印影と照合するほか、当該登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票(以下「印鑑登録原票」という。)を作成して認可地縁団体印鑑の登録をするものとする。 2 市長は、前項の印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。 (1) 印影 (2) 登録番号 (3) 登録年月日	認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要領(平成4年5月1日自治振第87号)	第5 5	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	—	a-3.要見直し (今後運用の変更のみを行う)	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、運用の変更による対応するもの。	令和9年4月		
67	兵庫県たつの市	総務部 総務課	FD等の記録媒体	条例	たつの市認可地縁団体印鑑条例	第12条	(印鑑登録証明書) 第12条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置(これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。)により読み取って磁気テープに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。以下同じ。)について証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 認可地縁団体の名称 (2) 認可地縁団体の事務所の所在地 (3) 登録資格 (4) 代表者等の氏名 (5) 代表者等の生年月日 2 前項に規定する印鑑登録証明書は、印影の写しが鮮明になるような方法により複写して作成するものとし、印鑑登録原票に登録	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	—	a-3.要見直し (今後運用の変更のみを行う)	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、運用の変更による対応するもの。	令和9年4月		
68	兵庫県たつの市	総務部 デジタル戦略推進課	往訪問覧・縦覧	条例	たつの市情報公開条例	第16条	(開示の実施) 第16条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	2	2	b-2.見直し不要 (現状でアナログ的手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術の活用については、費用対効果を分析し検討する。			
69	兵庫県たつの市	総務部 デジタル戦略推進課	往訪問覧・縦覧	条例	たつの市情報公開条例	第26条	(委員による調査手続) 第26条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第23条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第24条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	b-2.見直し不要 (現状でアナログ的手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術の活用については、費用対効果等を分析し検討する。			

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討					
	自治体名	所管課	規制区分	規程等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考
														見直し後 PHASE	見直しの方向性			
70	兵庫県たつの市	総務部 デジタル戦略推進課	往訪問覧・縦覧	条例	たつの市情報公開条例	第27条	(提出資料の写しの送付等) 第27条 審査会は、第23条第3項若しくは第4項又は第25条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電子データ(電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))にあっては、当該電子データに記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の 閲覧 (電子データにあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの 閲覧)を求めすることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その 閲覧 を拒むことができる。 (公文書の管理) 第31条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。 2 実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の 閲覧 に供しなければならない。	行政不服審査法	第38条第1項から第3項まで	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型 3	1 ②	1 ②	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	アナログ的な手段に限定はされていないが、現時点で、提出された資料の取り扱いについて運用の変更は難しい。デジタル技術の活用については、費用対効果等を分析し検討する。			
71	兵庫県たつの市	総務部 デジタル戦略推進課	往訪問覧・縦覧	条例	たつの市情報公開条例	第31条	(公文書の管理) 第31条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。 2 実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の 閲覧 に供しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型 4	1 ②	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	文書管理規程を定めている。例規類集をインターネットで閲覧可能。			
72	兵庫県たつの市	総務部 デジタル戦略推進課	往訪問覧・縦覧	規則	たつの市情報公開条例施行規則	第6条	(公文書の 閲覧 等) 第6条 公文書の 閲覧 をする者(以下「 閲覧者 」という。)は、第3条第1項第1号及び第2号による通知書に記載した日時及び場所において公文書を 閲覧 するものとする。 2 前項の場合において、 閲覧者 は、当該公文書を丁寧に取り扱い、汚損、破損、加筆等の行為をしてはならない。 3 閲覧者 は、当該公文書を第1項の場所以外に持ち出してはならない。 4 市長は、前2項の規定に違反する者に対しては、公文書の 閲覧 を中止させ、又は禁止することができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型 3	1 ②	2	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	デジタル技術の活用については、費用対効果等を分析し検討する。			
73	兵庫県たつの市	総務部 デジタル戦略推進課	往訪問覧・縦覧	規則	たつの市情報公開条例施行規則	第8条	(電磁的記録の開示方法) 第8条 条例第16条の規定による電磁的記録の開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの 閲覧 又は交付により行う。 2 前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又はフロッピーディスク、光ディスク若しくはその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は当該複写したものの交付により開示を行うことができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型 3	2	3	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	印刷物による閲覧、交付に限らず、電磁的記録媒体での交付も可としており、見直しは不要とする。			
74	兵庫県たつの市	総務部 デジタル戦略推進課	FD等の記録媒体	規則	たつの市情報公開条例施行規則	第8条	(電磁的記録の開示方法) 第8条 条例第16条の規定による電磁的記録の開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの 閲覧 又は交付により行う。 2 前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又は フロッピーディスク 、 光ディスク 若しくはその他の電磁的 記録媒体 に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は当該複写したものの交付により開示を行うことができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定められている規制	—	—	—	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	印刷物による閲覧、交付に限らず、電磁的記録媒体での交付も可としており、見直しは不要とする。			
75	兵庫県たつの市	市民生活部 市民課	FD等の記録媒体	訓令	たつの市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程	第2条	(定義) 第2条 この訓令における用語の意義は、特段の定めがない限り、電気通信回線を通じた送信又は 磁気ディスク の送付の方法並びに 磁気ディスク への記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年総務省告示第334号)に用いる用語の例による。	電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年総務省告示第334号)	第1	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定められている規制	—	—	—	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	庁内で統一した文言にするため、「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める	令和9年3月		
76	兵庫県たつの市	市民生活部 市民課	実地監査	訓令	たつの市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程	第8条	(監査) 第8条 システム管理者及び情報保護管理者は、住基ネットのセキュリティを確保するために、定期又は必要に応じて、 監査 を受けることとする。 2 監査 を行った者は、 監査 報告書を作成し、セキュリティ統括責任者に報告するとともに、必要により問題点の指摘及び改善勧告を行う。	住民基本台帳法 住民基本台帳法施行令 住民基本台帳法施行規則	法第3条第1項 令第2条 規則第23条第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型 1	1 ②	1 ②	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	現段階では他によい方法がないため			

No.	規制の洗い出し								類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考
77	兵庫県たつの市	市民生活 部 市民課	定期検査・ 点検	訓令	たつの市住民基本台 帳ネットワークシ ステム運用管理規程	第8条	(監査) 第8条 システム管理者及び情報保護管理者は、住民ネットワークのセキュリティを確保するために、定期又は必要に応じて、監査を受けることとする。 2 監査を行った者は、監査報告書を作成し、セキュリティ統括責任者に報告するとともに、必要により問題点の指摘及び改善勧告を行う。	住民基本台帳法 住民基本台帳法施行 令 住民基本台帳法施行 規則	法第3条第1 項 令第2条 規則第23条 第1項	(c)国の法令等を 参照しつつ、自 団体の条例等に 基づいて定めて いる規制	類型1	1②	1②	b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	「定期」については、規定を変更せずに「定期的」に監査を実施することが必要である。「監査」については、現状では現地での確認が必要であるため見直し不。「監査報告」については、文書管理システムにより、デジタル化対応済み。		
78	兵庫県たつの市	市民生活 部 市民課	対面講習	訓令	たつの市住民基本台 帳ネットワークシ ステム運用管理規程	第9条	(教育及び研修) 第9条 システム管理者は、住民ネットワークを利用する職員に対して、住民ネットワークの操作及びセキュリティ対策に関する教育並びに研修を行う。	住民基本台帳法 住民基本台帳法施行 令 住民基本台帳法施行 規則	法第3条第1 項 令第2条 規則第23条 第1項	(c)国の法令等を 参照しつつ、自 団体の条例等に 基づいて定めて いる規制	類型1	1②	1②	b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	「研修」を行うことを明記されている。研修方法については、記載されていない。対面とオンラインで実施している。		
79	兵庫県たつの市	市民生活 部 市民課	目視	訓令	たつの市住民基本台 帳ネットワークシ ステム運用管理規程	第10条	保守作業等のため入室を行う場合には、必ず立会者を伴わなければならない。	住民基本台帳法 住民基本台帳法施行 令 住民基本台帳法施行 規則	法第3条第1 項 令第2条 規則第23条 第1項	(c)国の法令等を 参照しつつ、自 団体の条例等に 基づいて定めて いる規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当）	セキュリティ上変更は不可能である。		セキュリティ上変更は不可能である。
80	兵庫県たつの市	市民生活 部 市民課	目視	訓令	たつの市住民基本台 帳ネットワークシ ステム運用管理規程	第10条	情報保護管理者及び端末利用責任者は、目視により監視する。	住民基本台帳法 住民基本台帳法施行 令 住民基本台帳法施行 規則	法第3条第1 項 令第2条 規則第23条 第1項	(c)国の法令等を 参照しつつ、自 団体の条例等に 基づいて定めて いる規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当）	セキュリティ上変更は不可能である。		セキュリティ上変更は不可能である。
81	兵庫県たつの市	市民生活 部 市民課	定期検査・ 点検	訓令	たつの市住民基本台 帳ネットワークシ ステム運用管理規程	第15条	(照合IDの管理) 第15条 情報保護管理者は、照合IDを業務の処理に必要がある場合に限り、CS及び業務端末の操作者(以下「操作者等」という。)に貸与する。 2 操作者等は、照合ID及び照合情報を他者に利用させてはならない。 3 情報保護管理者は、操作者等の照合IDの利用に関する検査を随時行う。 4 情報保護管理者は、照合IDを管理し、これを3年間保存する。	住民基本台帳法 住民基本台帳法施行 令 住民基本台帳法施行 規則	法第3条第1 項 令第2条 規則第23条 第1項	(c)国の法令等を 参照しつつ、自 団体の条例等に 基づいて定めて いる規制	類型1	1②	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	生体認証で対応済		
82	兵庫県たつの市	市民生活 部 市民課	FD等の記 録媒体	訓令	たつの市住民基本台 帳ネットワークシ ステム運用管理規程	第19条	(情報資産の管理) 第19条 住民ネットワークの情報資産(住民ネットワークに係るすべての情報並びにソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク及び磁気ディスクをいう。以下同じ。)の管理は、次に定める者が行う。	住民基本台帳法 住民基本台帳法施行 令 住民基本台帳法施行 規則	法第3条第1 項 令第2条 規則第23条 第1項	(c)国の法令等を 参照しつつ、自 団体の条例等に 基づいて定めて いる規制	-	-	-	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	庁内で統一した文言にするため、「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める	令和9年3月	
83	兵庫県たつの市	市民生活 部 市民課	FD等の記 録媒体	訓令	たつの市住民基本台 帳ネットワークシ ステム運用管理規程	第23条	業務内容及び処理形態に応じて、バックアップの範囲、記録する磁気ディスク、保管方法を定める。	住民基本台帳法 住民基本台帳法施行 令 住民基本台帳法施行 規則	法第3条第1 項 令第2条 規則第23条 第1項	(c)国の法令等を 参照しつつ、自 団体の条例等に 基づいて定めて いる規制	-	-	-	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	庁内で統一した文言にするため「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める	令和9年3月	
84	兵庫県たつの市	市民生活 部 市民課	FD等の記 録媒体	訓令	たつの市住民基本台 帳ネットワークシ ステム運用管理規程	第26条	(磁気ディスクの管理) 第26条 システム管理者は、機器を廃棄する場合、その機器に存在する磁気ディスク内の情報が、廃棄する過程において第三者に入手されることを防ぐため、磁気ディスクの物理的破壊、専用ソフトを使用したデータ消去など必要な措置を講じる。 2 システム管理者は、機器の廃棄又は修理を委託する場合は、委託先に本人確認情報の保護に係る責務を課すことを契約条項にいれるとともに、廃棄作業の実施者が指示したとおり作業を実施したかを確認する。	住民基本台帳法 住民基本台帳法施行 令 住民基本台帳法施行 規則	法第3条第1 項 令第2条 規則第23条 第1項	(c)国の法令等を 参照しつつ、自 団体の条例等に 基づいて定めて いる規制	-	-	-	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	庁内で統一した文言にするため、「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める	令和9年3月	
85	兵庫県たつの市	総務部 デ ジタル戦 略推進課	書面掲示	訓令	たつの市監視カメラ 等の設置及び運用に 関する規程	第5条	(監視カメラ等の設置の表示) 第5条 市長は、監視カメラ等を設置する場合は、監視カメラ等の撮影対象区域周辺の見やすい場所に、次に掲げる事項を容易に視認できる方法により表示するものとする。 (1) 監視カメラ等を設置している旨 (2) 管理責任者の連絡先	当該例規	-	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型4	1②	1②	c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当）	個人情報保護の観点から、現地において表示することが望ましいとされている。防犯、防災、施設管理等の目的で設置しているため、ホームページ等での公表はしていない。		
86	兵庫県たつの市	教育事業 部 社会教 育課	常駐・専任	規則	たつの市コミュニ ティセンター管理規 則	第4条	(使用者の遵守事項) 第4条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (1) 使用に関しては責任者を置き、センター内の秩序を保持するとともに使用後、設備の他を原状に回復し、整理整頓すること。 (2) 当該職員の指示に従うこと。 (3) 使用時間を守ること。	当該例規	-	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型4	1	2	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	現時点では規制目的を達成可能な水準の代替手段が存在しないが、技術進展の動向を注視しつつ、可能な場合には見直しを行う。		施設利用開始・終了アプリ、監視カメラ、遠隔による代行可、専任から兼任の許容
87	兵庫県たつの市	企画財政 部 ふるさ と創造課	目視	告示	たつの市コミュニ ティバス運行事業補 助金交付要綱	第17条	(検査) 第17条 市長は、必要があると認めるときは、書類等の検査をし、又は補助事業の執行状況について実地に検査をすることができ。	当該例規	-	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型1	1①	1①	b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	実地に限定されおらず、デジタル技術の活用も許容されている規定ぶりであることから、条文の見直しは不要である。		

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討					
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考	
														見直し後 PHASE	見直しの方向性の詳細			
88	兵庫県たつの市	都市政策部 町おこし課	目視	告示	たつの市地方就職学生支援事業補助金交付要綱	第8条	(報告及び立入調査) 第8条 市長は、交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)に対し、必要があると認めるときは、報告及び立入調査を求めることができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 2	1 ①	2	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	見直しの方向性 a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（後には運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由 等	現時点では規制目的を達成可能な水準の代替手段が存在しないが、技術進展の動向を注視しつつ、可能な場合には見直しを行う。	
89	兵庫県たつの市	都市政策部 建築住宅課	目視	告示	たつの市空き家活用支援事業実施要綱	第7条	(交付申請) 第7条 前条に規定する補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、空き家活用支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1) 収支予算書(様式第2号) (2) 実施計画書(様式第3号) (3) 工事費内訳表(様式第4号) (4) 工事費見積細書 (5) 建物図面等(付近案内図、配置図、平面図(改修前後)その他改修工事内容が確認できる図面) (6) 土地・建物の登記事項証明書 (7) 誓約書(様式第5号) (8) 空き家の現況写真(外観及び台所、浴室、便所等が確認できるもの) (5) 建物図面等(付近案内図、配置図、平面図(改修前後)その他改修工事内容が確認できる図面) (8) 空き家の現況写真(外観及び台所、浴室、便所等が確認できるもの) (9) 耐震性能が確認できる書類(旧耐震基準の空き家の場合に限る。) (13) 台所、浴室、便所の水回り設備の設置年が確認できる書類	兵庫県令和7年度まちづくり部補助金交付要綱	(補助金の交付申請)第3条「…別に定める書類…」、(補助金の交付の決定)第4条「…現地調査等…」、(額の確定)第13条「…現地調査等…」	類型 1	1 ①	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	申請、実績報告、完了後の状況報告等に際しては、紙媒体又は電子データのいずれの方法でも受理する運用を周知する。	令和9年3月	申請、実績報告、状況報告等のオンラインフォーム化(兵庫県電子申請共同運営システムe-ひょうご)については令和9年3月までに対応するよう検討する。		
90	兵庫県たつの市	都市政策部 建築住宅課	目視	告示	たつの市空き家活用支援事業実施要綱	様式第1号	(5) 建物図面等(付近案内図、配置図、平面図(改修前後)その他改修工事内容が確認できる図面) (8) 空き家の現況写真(外観及び台所、浴室、便所等が確認できるもの) (9) 耐震性能が確認できる書類(旧耐震基準の空き家の場合に限る。) (13) 台所、浴室、便所の水回り設備の設置年が確認できる書類	兵庫県令和7年度まちづくり部補助金交付要綱	(補助金の交付申請)第3条「…別に定める書類…」、(補助金の交付の決定)第4条「…現地調査等…」、(額の確定)第13条「…現地調査等…」	類型 1	1 ①	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	申請、実績報告、完了後の状況報告等に際しては、紙媒体又は電子データのいずれの方法でも受理する運用を周知する。	令和9年3月	申請、実績報告、状況報告等のオンラインフォーム化(兵庫県電子申請共同運営システムe-ひょうご)については令和9年3月までに対応するよう検討する。		
91	兵庫県たつの市	都市政策部 建築住宅課	目視	告示	たつの市老朽危険空き家除却支援事業実施要綱	第6条	(事前調査) 第6条 交付対象者は、交付申請をする前に、老朽危険空き家事前調査申込書(様式第1号)を市長に提出し、対象物件に対する事前調査を受けなければならない。 2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 (1) 位置図 (2) 空き家の現況写真 (3) 土地・建物の登記事項証明書 (4) その他市長が必要と認める書類 3 市長は、第1項の申込書の提出があったときは、当該対象物件について立入調査を実施するものとする。 4 市長は、前項の立入調査の結果に基づき、周辺への影響、危険性などを勘案した上で、当該対象物件が補助対象に該当するか否かを判定し、老朽危険空き家事前調査結果通知書(様式第2号)により交付対象者に通知するものとする。 老朽危険空き家事前調査申込書	兵庫県令和7年度まちづくり部補助金交付要綱、社会資本整備総合交付金基幹事業-空き家再生等推進事業[除却(間接補助)の設計審査]令和5年3月31日付け都計第2701号「地域住宅計画に基づく事業の事前審査及び対象事業の設計審査について(通知)」の別紙2 提出資料一覧	(補助金の交付申請)第3条「…別に定める書類…」、(補助金の交付の決定)第4条「…現地調査等…」、(額の確定)第13条「…現地調査等…」	類型 2	1 ①	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	申請に際しては、紙媒体又は電子データのいずれの方法でも受理する運用を周知する。なお、立入調査については、最新のデジタル技術を活用して効率的・効果的な手法を検討する。	令和9年3月	申請、実績報告、状況報告等のオンラインフォーム化(兵庫県電子申請共同運営システムe-ひょうご)については令和9年3月までに対応するよう検討する。		
92	兵庫県たつの市	都市政策部 建築住宅課	目視	告示	たつの市老朽危険空き家除却支援事業実施要綱	様式第1号	たつの市老朽危険空き家除却支援事業実施要綱第6条の規定により、空き家事前調査を申し込みます。 また、事前調査に際し、市職員及び市が必要と認めた者が、当該敷地及び家屋内へ立ち入ることを承諾します。	兵庫県令和7年度まちづくり部補助金交付要綱、社会資本整備総合交付金基幹事業-空き家再生等推進事業[除却(間接補助)の設計審査]令和5年3月31日付け都計第2701号「地域住宅計画に基づく事業の事前審査及び対象事業の設計審査について(通知)」の別紙2 提出資料一覧	(補助金の交付申請)第3条「…別に定める書類…」、(補助金の交付の決定)第4条「…現地調査等…」、(額の確定)第13条「…現地調査等…」	類型 2	1 ①	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	申請に際しては、紙媒体又は電子データのいずれの方法でも受理する運用を周知する。なお、立入調査については、最新のデジタル技術を活用して効率的・効果的な手法を検討する。	令和9年3月	申請、実績報告、状況報告等のオンラインフォーム化(兵庫県電子申請共同運営システムe-ひょうご)については令和9年3月までに対応するよう検討する。		

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討					
	自治体名	所管課	規制区分	規程等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考
														見直し後 PHASE	見直しの方向性			
93	兵庫県たつの市	都市政策部 建築住宅課	目視	告示	たつの市老朽危険空き家除却支援事業実施要綱	様式第1号	老朽危険空き家事前調査申込書 たつの市老朽危険空き家除却支援事業実施要綱第6条の規定により、空き家事前調査を申し込みます。 また、事前調査に際し、市職員及び市が必要と認めた者が、当該敷地及び家屋内へ立ち入ることを承諾します。 (2) 空き家の現況写真	兵庫県令和7年度まちづくり部補助金交付要綱、社会資本整備総合交付金基幹事業-空き家再生等推進事業[除却(間接補助)の設計審査]令和5年3月31日付け都計第2701号「地域住宅計画に基づく事業の事前審査及び対象事業の設計審査について(通知)」の別紙2提出資料一覧	(補助金の交付申請)第3条「…別に定める書類…」、(補助金の交付の決定)第4条「…現地調査等…」、(額の確定)第13条「…現地調査等…」	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	a-1.要見直し(条文の改正が必要) a-2.要見直し(通知の発出等による更新の明確化が必要) a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う) b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み)) b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(速ちに運用の変更は困難)) c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが確信) c-2.見直し否(適用可能な技術等が現時点で不存在) d.継続検討	申請に際しては、紙媒体又は電子データのいずれの方法でも受理する運用を周知する。なお、立入調査については、最新のデジタル技術を活用して効率的・効果的な手法を検討する。	令和9年3月	申請、実績報告、状況報告等のオンラインフォーム化(兵庫県電子申請共同運営システムe-ひょうご)については令和9年3月までに対応するよう検討する。
94	兵庫県たつの市	都市政策部 建築住宅課	定期検査・点検	告示	たつの市古民家再生促進支援事業実施要綱	第15条	(補助事業完了後の状況報告等) 第15条 補助事業者は、事業の完了の日から10年の間、事業完了の翌年度及び翌年度から3年ごとに、当該事業に係る活用状況について市長に報告しなければならない。 2 補助事業者は、事業の完了の日から10年の間に改修建築物の用途を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ市長と協議して同意を得なければならない。	兵庫県令和7年度まちづくり部補助金交付要綱	(補助金の交付申請)第3条「…別に定める書類…」、(補助金の交付の決定)第4条「…現地調査等…」、(額の確定)第13条「…現地調査等…」	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1①	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	申請、実績報告、完了後の状況報告等に際しては、紙媒体又は電子データのいずれの方法でも受理する運用を周知する。	令和9年3月	申請、実績報告、状況報告等のオンラインフォーム化(兵庫県電子申請共同運営システムe-ひょうご)については令和9年3月までに対応するよう検討する。	
95	兵庫県たつの市	都市政策部 建築住宅課	目視	告示	たつの市空き家家財道具等撤去費支援事業実施要綱	第10条	(完了後の調査) 第10条 市長は、前条の規定による実績の報告があった場合において、必要と認めるときは、現地を調査することができる。	当該規程	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	申請及び実績報告に際しては、紙媒体又は電子データのいずれの方法でも受理する運用を周知する。なお、必要に応じて行う完了後の検査については、最新のデジタル技術を活用して効率的・効果的な手法を検討する。	令和9年3月	申請、実績報告、状況報告等のオンラインフォーム化(兵庫県電子申請共同運営システムe-ひょうご)については令和9年3月までに対応するよう検討する。	
96	兵庫県たつの市	総務部 総務課	書面掲示	規則	たつの市職員の任免等に関する規則	第23条	(通知書の交付を要しない場合) 第23条 前条の通知書のうち第2条第3号、第12号、第15号、第16号、第17号、第18号、第26号及び第27号の通知書の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を市役所の掲示板に公示することをもってこれに替えることができるものとし、公示した日から2週間を経過したときに通知書の交付があったものとみなす。	地方公務員法	第3条第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	デジタル技術の活用が許容されていない規定ぶりであることから、条文の改正が必要。また、活用可能な技術を確認する必要がある。	令和9年3月		
97	兵庫県たつの市	総務部 総務課	定期検査・点検	規則	たつの市職員の定年等に関する条例施行規則	第5条	(報告) 第5条 任命権者は、第2条の4第1号の規定による昇任、降任又は転任を行った場合には、速やかに当該昇任、降任又は転任の内容を市長に報告しなければならない。 2 任命権者は、毎年6月末日までに、勤務延長、勤務延長の期限の延長及び勤務延長の期限の繰上げの状況を市長に報告しなければならない。	地方公務員法	第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、運用の変更による対応するもの。	令和9年4月		
98	兵庫県たつの市	総務部 総務課	定期検査・点検	規則	たつの市管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則	第12条	(報告) 第12条 市長は、条例第9条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況に関し、任命権者から定期的に報告を求め、その的確な把握に努めるものとする。	当該規程	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、運用の変更による対応するもの。	令和9年4月		
99	兵庫県たつの市	総務部 総務課	対面講習	訓令	たつの市職員研修規程	第3条	(一般研修) 第3条 一般研修とは、職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能、態度その他基礎的教養を一般的に修得せしめることを目的として行う研修をいう。 2 一般研修は、職務の複雑さと責任の度合に応じて、次の各号に掲げる区分により、当該各号に掲げる者を対象として、かつ、原則として次に掲げる段階を踏んで行う。 (1) 初任者研修 職員としての自覚を高め、職務遂行に必要な基礎的知識を習得させ、併せて職場への適応力を養成する。 (2) 一般職員研修 中堅職員として、仕事に対する問題意識を持たせ、積極的な職務意欲を育成するとともに、職務遂行に必要な知識及び能力を養成する。 (3) 監督者研修	当該規程	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、運用の変更による対応するもの。	令和9年4月		

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討				
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考
														見直し後 PHASE	見直しの方向性の詳細		
100	兵庫県たつの市	総務部 総務課	対面講習	訓令	たつの市職員研修規程	第6条	(職場研修) 第6条 職場研修とは、職場において、職員が職務を遂行するために必要な知識、技能、態度等を向上させるために行う研修をいう。 2 所属長は、適宜機会を設け、所属職員に対し、職場研修を実施しなければならない。 3 所属長は、その年度中の職場研修計画を作成し、市長に提出しなければならない。 4 所属長は、職場研修計画に基づき研修を行ったときは、速やかに実施報告書(別記様式)を市長に提出しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、運用の変更による対応するもの。	令和9年4月	
101	兵庫県たつの市	総務部 総務課	対面講習	訓令	たつの市職員研修規程	第7条	(一般研修及び特別研修の実施) 第7条 一般研修及び特別研修は、兵庫県自治研修所及びその他の研修機関(以下「研修所」という。)に委託して行う。 2 研修所に入所させる職員は、任命権者が市長と協議して指定する。この場合において、研修が長期にわたるときは、所属長(各課長及び出先機関の長をいう。以下同じ。)の意見を聴くものとする。 3 研修所に入所した職員(以下「研修生」という。)は、研修に関する諸規程に従い、研修に専念しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、運用の変更による対応するもの。	令和9年4月	
102	兵庫県たつの市	総務部 総務課	常駐・専任	規則	たつの市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則	第7条	(宿日直勤務) 第7条 条例第8条第1項の規則で定める断続的な勤務は、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務とする。 2 任命権者は、休日で市長が指定する日の正規の勤務時間において職員に前項に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。 3 任命権者は、職員に前2項に規定する勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	c-2.見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在)	多岐にわたる勤務内容をカバーできる技術が現時点では存在しない		
103	兵庫県たつの市	総務部 総務課	対面講習	条例	たつの市職員の育児休業等に関する条例	第21条	(勤務環境の整備に関する措置) 第21条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施 (2) 育児休業に関する相談体制の整備 (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置	職員の育児休業等に関する条例(案)(平成4年2月13日自治能第20号)	第24条第1号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	オンライン研修等も検討する		
104	兵庫県たつの市	総務部 総務課	定期検査・点検	訓令	たつの市職員安全衛生管理規程	第8条	(安全管理者の職務) 第8条 安全管理者は、総括安全衛生管理者の職務のうち労働安全に関する事項を管理するとともに、次に掲げる事項を行わなければならない。 (1) 建設物、設備、作業場所又は作業方法に危険がある場合における応急措置及び適当な防止の措置に関すること。 (2) 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検及び整備に関すること。 (3) 作業の安全についての教育及び訓練に関すること。 (4) 発生した災害原因の調査及び対策に関すること。 (5) 安全管理員及び作業主任者の監督に関すること。 (6) 労働安全に関する資料の作成・収集及び重要事項の記録に関すること。 (7) その他労働安全に関し必要なこと。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、運用の変更による対応するもの。	令和9年4月	
105	兵庫県たつの市	総務部 総務課	対面講習	訓令	たつの市職員安全衛生管理規程	第8条	(安全管理者の職務) 第8条 安全管理者は、総括安全衛生管理者の職務のうち労働安全に関する事項を管理するとともに、次に掲げる事項を行わなければならない。 (1) 建設物、設備、作業場所又は作業方法に危険がある場合における応急措置及び適当な防止の措置に関すること。 (2) 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検及び整備に関すること。 (3) 作業の安全についての教育及び訓練に関すること。 (4) 発生した災害原因の調査及び対策に関すること。 (5) 安全管理員及び作業主任者の監督に関すること。 (6) 労働安全に関する資料の作成・収集及び重要事項の記録に関すること。 (7) その他労働安全に関し必要なこと。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、運用の変更による対応するもの。	令和9年4月	
106	兵庫県たつの市	総務部 総務課	常駐・専任	訓令	たつの市職員安全衛生管理規程	第15条	(産業医) 第15条 法第13条の規定に基づき、産業医を置く。 2 産業医は、医師のうちから市長が選任する。										アナログ規制に該当しない 常任・専任規制ではないため

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
	自治体名	所管課	規制区分	規程等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考	
														見直し後 PHASE	見直しの方向性				
107	兵庫県たつの市	総務部 総務課	定期検査・点検	訓令	たつの市職員安全衛生管理規程	第27条	(復職者等状況報告書) 第27条 所属長は、復職した者又は出勤を承認された者で、一定の期間観察を要すると任命権者が認めるものについては、復職者等状況報告書(様式第3号)を、任命権者が指定する期間ごとに任命権者に提出しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、運用の変更による対応するもの。	令和9年4月			
108	兵庫県たつの市	総務部 総務課	定期検査・点検	訓令	たつの市職員安全衛生管理規程	別表	検査項目 検査回数 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3 身長、体重、視力及び聴力の検査 4 胸部エックス線検査 5 血圧の測定並びに尿中の糖及び蛋白の有無の検査 定期健康診断 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3 身長、体重、視力及び聴力の検査 4 胸部エックス線検査及びひかくたん検査 5 血圧の測定並びに尿中の糖及び蛋白の有無の検査 1 胃部レントゲン検査											アナログ規制に該当しない 具体的な検査方法ではないため、対象外	
109	兵庫県たつの市	総務部 総務課	定期検査・点検	訓令	たつの市職員安全衛生管理規程	別表	1 既往歴及び業務歴の調査 定期健康診断 1 既往歴及び業務歴の調査												アナログ規制に該当しない 具体的な検査方法ではないため、対象外
110	兵庫県たつの市	総務部 総務課	定期検査・点検	訓令	たつの市職員安全衛生管理規程	別表	5 血圧の測定並びに尿中の糖及び蛋白の有無の検査 定期健康診断 5 血圧の測定並びに尿中の糖及び蛋白の有無の検査 2 心電図測定												アナログ規制に該当しない 具体的な検査方法ではないため、対象外
111	兵庫県たつの市	総務部 総務課	定期検査・点検	訓令	たつの市職員安全衛生管理規程	別表	検査項目 検査回数 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3 身長、体重、視力及び聴力の検査 4 胸部エックス線検査 5 血圧の測定並びに尿中の糖及び蛋白の有無の検査 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3 身長、体重、視力及び聴力の検査 4 胸部エックス線検査及びひかくたん検査 5 血圧の測定並びに尿中の糖及び蛋白の有無の検査 1 胃部レントゲン検査 随時												アナログ規制に該当しない 具体的な検査方法ではないため、対象外
112	兵庫県たつの市	総務部 総務課	定期検査・点検	訓令	たつの市職員安全衛生管理規程	別表	1 既往歴及び業務歴の調査 1 既往歴及び業務歴の調査 随時												アナログ規制に該当しない 具体的な検査方法ではないため、対象外
113	兵庫県たつの市	総務部 総務課	定期検査・点検	訓令	たつの市職員安全衛生管理規程	別表	5 血圧の測定並びに尿中の糖及び蛋白の有無の検査 5 血圧の測定並びに尿中の糖及び蛋白の有無の検査 2 心電図測定 随時												アナログ規制に該当しない 具体的な検査方法ではないため、対象外
114	兵庫県たつの市	総務部 総務課	書面掲示	規則	たつの市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則	第11条	(年金証書) 第11条 実施機関は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)の支給に関する通知をするときは、当該補償を受けるべき者に對し、併せて年金証書(様式第13号)を交付しなければならない。 2 実施機関は、既に交付した年金証書の記載事項を変更する必要がある場合は、当該証書と引き換えに新たな証書を交付しなければならない。 3 実施機関は、必要があると認めるときは、年金証書の提出又は掲示を求めることができる。	地方公務員災害補償法	第69条及び第70条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、運用の変更による対応するもの。	令和9年4月			
115	兵庫県たつの市	総務部 総務課	定期検査・点検	規則	たつの市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則	第15条	(定期報告) 第15条 年金たる補償を受ける者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に、その障害の現状又は遺族補償年金の支給額の基礎となる遺族の現状を、障害の現状報告書(様式第16号)又は遺族の現状報告書(様式第17号)により実施機関に提出しなければならない。ただし、実施機関があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年9月1日自治給第56号)	第15条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、運用の変更による対応するもの。	令和9年4月			
116	兵庫県たつの市	総務部 総務課	定期検査・点検	規則	外国の地方公共団体の機関等に派遣されるたつの市職員の処遇等に関する条例施行規則	第4条	(報告) 第4条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月1日に始まる年度内において条例第2条第1項の規定により派遣した職員に派遣先機関、派遣期間、派遣先機関における処遇の状況等及び条例第2条第1項の規定により派遣された職員であつて当該年度内に職務に復帰したものの復帰後の処遇の状況等を市長に報告するものとする。	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(昭和62年11月20日自治給第68号)	第4条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、運用の変更による対応するもの。	令和9年4月			

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討				
	自治体名	所管課	規制区分	規程等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考
117	兵庫県たつの市	総務部 総務課	定期検査・点検	規則	たつの市職員の給与に関する条例施行規則	第23条	第23条 任命権者は、現に住居手当の支給を受けている職員が給与条例第11条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを 随時確認 するものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、運用の変更による対応するもの。	令和9年4月	
118	兵庫県たつの市	総務部 総務課	定期検査・点検	規則	たつの市職員の給与に関する条例施行規則	第53条	第53条 任命権者は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が給与条例第14条第1項又は第3項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを 随時確認 するものとする。 2 任命権者は、前項の 確認 を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、運用の変更による対応するもの。	令和9年4月	
119	兵庫県たつの市	企画財政部 財政課	往訪閲覧・縦覧	条例	たつの市財政状況の公表に関する条例	第4条	(公表の方法) 第4条 財政状況説明書の公表は、たつの市公告式条例(平成17年条例第3号)の定めるところにより行うものとする。ただし、市長は、必要に応じ適宜の方法によりその要旨を公表することができる。 2 前項の公表文書は、公表の日から6か月間何人でも市長の指定した場所において 閲覧に供する ものとする。 3 前項の 閲覧 に関する必要な事項は、市長が定める。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	1②	b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	ホームページでの公表も行っている		
120	兵庫県たつの市	企画財政部 財政課/企画財政部 契約課/会計課	定期検査・点検	規則	たつの市財務規則	第4条	(市長への 報告) 第4条 会計管理者は、 毎月 、公金の収納及び支払の状況並びに公金の現在高及びその保管の状況を市長に 報告 しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	1①	b-2.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（直ちに運用の変更は困難））	周期は、適正な公金管理のため毎月としている。報告方法については、現状でアナログ的手段に限定されていないため。		
121	兵庫県たつの市	企画財政部 財政課/企画財政部 契約課/会計課	定期検査・点検	規則	たつの市財務規則	第6条	(予算の編成方針) 第6条 財政担当部長は、市長の命を受けて、会計 年度ごと に予算の編成方針を定め、その前年度の11月10日までに部課等の長に 通知 しなければならない。ただし、当初となる予算(以下「当初予算」という。)を除くほか、編成方針を定めないのである。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	メールやグループウェアで行っている		
122	兵庫県たつの市	企画財政部 財政課/企画財政部 契約課/会計課	定期検査・点検	規則	たつの市財務規則	第22条	(継続費の逐次繰越し) 第22条 部長は、政令第145条第1項の規定により、その所管に係る継続費を逐次に繰り越して使用しようとするときは、繰越事業説明書により財政担当部長に合議のうえ、市長の決定を受けなければならない。 2 部長は、前項の決定に係る繰越しをしたときは、速やかに繰越 状況報告書 により、財政担当部長に 報告 しなければならない。 3 財政担当部長は、前項の 報告書を取りまとめて、毎年 5月末日までに繰越計算書を作成しなければならない。 4 部長は、継続費に係る継続年度が終了したときは、速やかに継続費精算 報告書 を作成し、財政担当部長に提出しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②	1②	b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	メールやグループウェアで行っている		
123	兵庫県たつの市	企画財政部 財政課/企画財政部 契約課/会計課	書面揭示	規則	たつの市財務規則	第26条	(歳入の調定) 第26条 歳入管理者は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入について政令第154条第1項の規定による調査をし、その内容が適正であると認められるときは、調定決定書により調定しなければならない。ただし、第28条第2項の規定により口頭、 揭示 その他の方法により納入の通知をする歳入については、収納後において調定することができる。 2 歳入管理者は、歳入の内容、科目及び納期限が同一であって同時に2人以上の納入義務者から収入しようとするときは、その内訳を明らかにし、集合して調定することができる。 3 歳入管理者は、第35条の規定により会計管理者から収納済等の通知を受けた場合において、当該収納された歳入金について第1項の調定がなされていないときは、速やかにこれをしなければならぬ。 4 法令又は契約の定めるところにより分割して納付させる歳入	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	手段は限定されていない		

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 / 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直し予定 / (「継続検 討」の場合) 再 検討時期	備考	
														見直しの方向性の詳細				見直しの具体的な方法 / 見直し不要の具 体的な理由 / 見直し否の具体的な理由 / 継続 検討の具体的な理由 等
124	兵庫県た つの市	企画財政 部 財政課/ 企画財政 部 契約課/ 会計課	書面掲示	規則	たつの市財務規則	第28条	(納入の通知) 第28条 歳入管理者は、第26条の規定により調定をしたとき又は前条の規定により調定を変更したときは、直ちに納入通知書により、納入義務者に納入の通知をしなければならない。ただし、次に掲げる歳入については、この限りでない。 (1) 地方譲与税及び地方交付税 (2) 国庫支出金及び県支出金 (3) 市債 (4) 財産収入に係る利子及び配当金並びに預金利子 (5) 滞納処分費及び元本と併せて納付される違約金、延納利息等 (6) 前各号に定めるもののほか、その性質上納入の通知を必要としない歳入 2 歳入管理者は、前項本文の規定にかかわらず、次に掲げる歳入については、納入通知書に代えて、口座振替その他の方法に											アナログ規制に該当しない 書面掲示について限定したものではない
125	兵庫県た つの市	企画財政 部 財政課/ 企画財政 部 契約課/ 会計課	書面掲示	規則	たつの市財務規則	第29条	(納付書の発行) 第29条 歳入管理者は、次に掲げる場合においては、歳入を納付させるため、納入義務者に納付書を交付しなければならない。 (1) 第27条の規定により調定に係る金額を減額した場合において、歳入が納付されていないとき。 (2) 前条第1項本文の規定により納入通知書によって納入の通知をした後、分割納付の申出があった場合においてこれを認めるときその他法令の規定により分割して納付させるとき。 (3) 前条第2項の規定により口座、揭示その他の方法により納入の通知をした場合において、歳入が納付されないとき。 (4) 第36条の規定により納付された証券について、支払拒絶があった旨の通知を受けたとき。 (5) 納入義務者から納入通知書を亡失し、又は著しく汚損した旨の届出があった場合において、金融機関に納付させようとするとき	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 4	1 ②	1 ②	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に運用まで変更済み))	手段は限定されていない			
126	兵庫県た つの市	企画財政 部 財政課/ 企画財政 部 契約課/ 会計課	FD等の記 録媒体	規則	たつの市財務規則	第45条	(徴収又は収納事務の委託) 第45条 市長は、法第243条の2第1項の規定により、私人に歳入の徴収又は収納の事務を委託しようとするときは会計管理者に協議するものとし、委託したときは会計管理者に通知するものとする。 2 市長は、前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を委託したときは、委託事務、委託を受けた者その他必要な事項を告示し、当該私人(以下「指定公金事務取扱者」という。)に指定公金事務取扱者である旨を証する書類を交付するものとする。 3 指定公金事務取扱者は、委託を受けた歳入を収納したときは、受託歳入払込内訳書(当該内訳書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を含む。)を添えて金融機関に提出しなければならない。(支出命令の確認) 第50条 会計管理者は、支出命令を受けたときは、次に掲げる事項を確認したうえで、支払をしなければならない。この場合において、法第232条の4第2項の規定により支出することができないと認めるときは、支出命令者に対し、理由を付してその旨を通知しなければならない。 (1) 歳入の会計年度所属及び予算科目に誤りがないか。 (2) 予算の目的に反しないか。 (3) 予算配当額を超過しないか。 (4) 金額の算定に誤りがないか。 (5) 支払方法及び支払時期が適法であるか。 (6) 契約の締結方法は適法であるか。 (7) 法令その他に違反しないか。 2 会計管理者は、前項の規定による確認が書類のみでは不十分であると認めるときは、実地に確認するものとする	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	—	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に運用まで変更済み))	アナログ的な手段に限定はされておらず、運用も変更済みのため			
127	兵庫県た つの市	企画財政 部 財政課/ 企画財政 部 契約課/ 会計課	目視	規則	たつの市財務規則	第50条	(支出命令の確認) 第50条 会計管理者は、支出命令を受けたときは、次に掲げる事項を確認したうえで、支払をしなければならない。この場合において、法第232条の4第2項の規定により支出することができないと認めるときは、支出命令者に対し、理由を付してその旨を通知しなければならない。 (1) 歳入の会計年度所属及び予算科目に誤りがないか。 (2) 予算の目的に反しないか。 (3) 予算配当額を超過しないか。 (4) 金額の算定に誤りがないか。 (5) 支払方法及び支払時期が適法であるか。 (6) 契約の締結方法は適法であるか。 (7) 法令その他に違反しないか。 2 会計管理者は、前項の規定による確認が書類のみでは不十分であると認めるときは、実地に確認するものとする	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	1 ①	b-2.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (直ちに運用の変更は困難))	確認方法については限定されていない。実地で検査の方法についても、有効な代替手段がないため直ちには運用の変更は困難である。			

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方性等の検討					
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 / 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方性等		見直し予定 / (「継続検 討」の場合) 再 検討時期	備考	
														見直しの方性等	見直しの方性等の詳細			
128	兵庫県たつの市	企画財政部 財政課/ 企画財政部 契約課/ 会計課	対面講習	規則	たつの市財務規則	第63条	(資金前渡) 第63条 支出命令等は、政令第161条第1項第1号から第14号までに掲げる経費及び同条第2項に規定する資金のほか、次に掲げる経費については、現金支払をさせるため、その資金を前渡することができる。 (1) 日々雇用する者の報酬の支払に要する経費 (2) 講師又は参考人等に対する旅費 (3) 市長の指定する事務所、事業所等において常時必要とする経費 (4) 即時支払をしなければ調達困難な物資の購入に要する経費 (5) 集会、儀式その他の行事の場所において直接支払を必要とする経費 (6) 被害者に対して支払う賠償金その他これに類する経費 (7) 児童手当、特別障害者手当その他これらに類する経費 (8) 有料道路又は駐車場利用に要する経費その他これらに類する経費 (金融機関の表示)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 4	1 ②		d.継続検討	財務会計システムで出力する納付書については、指定金融機関及び収納代理金融機関名が記載されていないため。	令和9年3月	システム改修が必要となるため、費用対効果を踏まえて検討	アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
129	兵庫県たつの市	企画財政部 財政課/ 企画財政部 契約課/ 会計課	書面掲示	規則	たつの市財務規則	第91条	第91条 指定金融機関は、その店舗のうち総括店の店頭「たつの市指定金融機関」の標札を掲げなければならない。 2 収納代理金融機関は、その店舗のうち市長が定める店舗の店頭「たつの市収納代理金融機関」の標札を掲げなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 2	1 ①	1 ①	b-2.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	報告の周期は、正確かつ確実に状況を把握するため、毎日が妥当。報告方法については、運用の変更について金融機関側との協議が必要であり、有効な代替手段がない。			
130	兵庫県たつの市	企画財政部 財政課/ 企画財政部 契約課/ 会計課	定期検査・ 点検	規則	たつの市財務規則	第101条	(公金の報告) 第101条 総括店は、会計管理者の定めるところにより、毎日の収納又は支払に係る現金及び預金の状況を会計管理者に報告しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	引継書や立合について、有効な手段を検討する。	令和9年3月		
131	兵庫県たつの市	企画財政部 財政課/ 企画財政部 契約課/ 会計課	目視	規則	たつの市財務規則	第115条	(交代の場合等の引継ぎ) 第115条 出納員等又は資金前受者が交代したときは、前任者において引継書2通を作成し、交代の日から7日以内に現金又は有価証券を関係の帳簿書類とともに、後任者に引き継がなければならない。 2 前項の規定により引継ぎをする場合は、出納員等にあつては交代の日の前日現在の歳入計算書、歳出計算書、歳入歳出外現金計算書及び基金計算書を作成し、資金前受者にあつては前渡資金計算書を作成し、預金現在高証明書添えて、これを引き継がなければならない。 3 前任者が事故その他の理由により自ら引継ぎをすることができないとき、又は後任者が事故その他の理由により引継ぎをすることができないときは、部長の指定する他の職員が引継ぎの手続を行うものとする。 (引継ぎ手続)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	引継書や立合について、有効な手段を検討する。	令和9年3月		
132	兵庫県たつの市	企画財政部 財政課/ 企画財政部 契約課/ 会計課	目視	規則	たつの市財務規則	第124条	(検査の立会い) 第124条 検査を受ける者は、自ら検査に立ち会わなければならない。 2 前項の場合において、検査を受ける者が事故その他やむを得ない事情により検査に立ち会うことができないときは、部長の指名する職員を立ち会わせるものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	1 ①	c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当）	現場において確認が必要なため			
133	兵庫県たつの市	企画財政部 財政課/ 企画財政部 契約課/ 会計課	定期検査・ 点検	規則	たつの市財務規則	第128条の2	(指定公金事務取扱者の検査) 第128条の2 会計管理者は、法第243条の2第8項の規定その他必要により会計事務の適正を期するため、定期又は臨時に検査を行う。	地方自治法	第243条の2 第8項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ②	1 ②	b-2.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	周期、手段とも限定されていない。			
134	兵庫県たつの市	企画財政部 財政課	目視	規則	たつの市補助金等交付規則	第5条	(交付の決定) 第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、速やかに、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金等の交付の適否を決定するものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	現地での調査に限定しているため、「実地」を削る。	令和9年3月		
135	兵庫県たつの市	企画財政部 財政課	目視	規則	たつの市補助金等交付規則	様式第3号	(4) 市長が必要であると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をします。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	第5条の改正に併せて、改正する。	令和9年3月		
136	兵庫県たつの市	企画財政部 財政課	実地監査	規則	たつの市補助金等交付規則	様式第3号	(5) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。											アナログ規制に該当しない 監査の方法についての説明ではないため
137	兵庫県たつの市	企画財政部 財政課	目視	規則	たつの市補助金等交付規則	様式第9号	(2) 市長が必要であると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をします。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	第5条の改正に併せて、改正する。	令和9年3月		

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討					
	自治体名	所管課	規制区分	規程等種別	条例等名 / 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直し予定 / 「継続検 討」の場合再 検討時期	備考
														見直し後 PHASE	見直しの方向性の詳細		
138	兵庫県たつの市	企画財政部 契約課	往訪閲覧・縦覧	告示	たつの市建設工事競争入札参加者基準	第13条	(様式) 第13条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)に規定する地方公共団体による発注の見直しに関する事項、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項に係る公表については、この告示に定める様式により 閲覧に供するものとする。 (1) 建設工事発注予定表(様式第1号) (2) 一般競争入札参加申込者名簿(様式第2号) (3) 一般競争入札に参加できなかった者の名簿(様式第3号) (4) 指名競争入札参加者指名表(様式第4号) (5) 契約事項及び指名等に関する調書(様式第5号) (6) 契約変更に関する調書(様式第6号)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令	第5条第2項第2号	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型4	1②	2	b-2.見直し不要(現状でアナログ的手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	直接閲覧する方法に限定された表現ではないため。		(1)(2)インターネット済み (3)~(6)窓口
139	兵庫県たつの市	企画財政部 契約課	目視	告示	たつの市建設工事等競争入札事務取扱基準	第7条	(開札) 第7条 開札は、入札の終了後直ちに当該場所において入札者 立会 のもとに行うものとする。 2 入札を行った者がやむを得ず 立ち会 えないときは、当該入札事務を 直接 担当していない市の職員の 立会 の下に行うものとする。 3 前2項の規定にかかわらず、一般競争入札において、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であつて、市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に係らない職員を 立ち会 わせないことができる。	地方自治法施行令	第167条の8第1項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1①	1①	b-1.見直し不要(現状でアナログ的手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	電子入札システムを導入している		電子入札システムにて対応済
140	兵庫県たつの市	企画財政部 契約課	常駐・専任	告示	たつの市建設工事等競争入札事務取扱基準	第12条	(技術者等の 配置) 第12条 入札通知書等により技術者の 配置 条件が示されている場合において、落札者は当該条件に適合する 配置 技術者の氏名及び所持する資格等を 配置 技術者届出書(様式第11号)を契約締結前までに契約担当課に提出しなければならない。 2 入札通知書等により技術者の 配置 条件が示されていない場合において、落札者は建設業法(昭和24年法律第100号)に定めるところにより、適正に技術者を 配置 しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型2	1	3	b-1.見直し不要(現状でアナログ的手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	常駐・専任規制を課していない		
141	兵庫県たつの市	企画財政部 契約課	往訪閲覧・縦覧	告示	たつの市建設工事等競争入札事務取扱基準	第13条	(公表事項) 第13条 他に定めのない入札及び契約に係る様式は次に掲げるとおりとし、公表の方法はこの事務取扱基準に定める様式の 閲覧 により行うものとする。 (1) 建設工事発注予定表(様式第12号) (2) 建設工事入札参加資格者名簿(様式第13号) (3) 一般競争入札に参加できなかった者の名簿(様式第14号) (4) 随意契約締結事項表(様式第15号) (5) 建設工事の契約状況(様式第16号)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型4	1②	3	b-2.見直し不要(現状でアナログ的手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	限定されていない		(1)インターネット済み (2)~(6)窓口
142	兵庫県たつの市	企画財政部 契約課	目視	訓令	たつの市工事監督規程	第8条	(工事の 確認) 第8条 監督員は、工事が設計図書等に合致するよう常に 現場 の状況を把握し、請負人、 現場 代理人又は使用人(以下「請負人等」という。)に適切な指示を与えとともに、工事の適切な施工の確保に努めなければならない。 2 監督員は、常に工事の進捗よく状況に留意し、工事が契約期限内に完成するよう請負人に指示しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否(アナログ的手段に限定することが適当)	現場において確認が必要のため		
143	兵庫県たつの市	企画財政部 契約課	目視	訓令	たつの市工事監督規程	第11条	(工事施工の 立会) 第11条 監督員は、次に掲げる場合においては、当該工事に 立ち会 わなければならない。 (1) 水中又は地中に埋設する工事その他外面から明視することのできない工事 (2) 特殊技術を必要とする工事及び重要構造物等手直しができない工事 (3) 設計図書等で指定した工事並びに総括監督員が特に指定した工事及び試験 2 監督員は、前項の工事等についてやむを得ない理由により 立ち会 うことができないときは、当該工事の施工を適切に行ったことを証する工事 写真 等によりその成果を 確認 しなければならない。 3 監督員は、請負人が前2項に規定する 立会 いその他の方法による 確認 を受けないで当該部分の工事を施工したときは、必要に	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1①	1①	b-2.見直し不要(現状でアナログ的手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	限定されていない		

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討				
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期
144	兵庫県たつの市	企画財政部 契約課	目視	訓令	たつの市工事監督規程	第12条 (工事写真) 第12条 監督員は、必要に応じ、 現場写真を撮影 するほか、次に掲げる場合には、請負人に 現場写真を撮影 させ、提出させなければならない。 (1) 工事の着手前及び完成後 (2) 水中又は地中に埋設する工事その他外面から明視することのできない部分を施工する場合 (3) 特殊技術を要する工事を施工する場合 (4) 災害その他の理由により工事に異常の事態が生じた場合 (5) 第三者に損害を与え、又はそのおそれがある場合 (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認められる場合	当該例規	－	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 3	1 ①	1 ①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	現場を確認した資料が必要なため		
145	兵庫県たつの市	企画財政部 契約課	目視	訓令	たつの市工事監督規程	第24条 (検査の立会い) 第24条 監督員は、 検査員が検査 を行う場合は、自ら 立ち会 うとともに、請負人も 立ち会 わせなければならない。 2 監督員は、前項の 検査 の結果、補修又は手直工事を必要とする場合は、直ちに請負人に対して必要な指示及び監督を行うとともに、当該手直工事が完成したときは、速やかに請負人から報告させなければならない。	当該例規	－	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	1 ①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	現場において確認が必要なため		
146	兵庫県たつの市	企画財政部 契約課	目視	訓令	たつの市工事等検査規程	第6条 (検査の立会い) 第6条 検査員 は、当該工事の監督員及び請負人又はその代理人の 立会 いのうえ、 検査 を行わなければならない。	当該例規	－	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	1 ①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	現場において確認が必要なため		
147	兵庫県たつの市	企画財政部 契約課	往訪問覧・縦覧	告示	たつの市一般競争入札実施要綱	第3条 (入札参加者の公募) 第3条 一般競争入札における入札参加者の公募は、規則第9条に規定する事項(以下「募集情報」という。)を次に掲げる方法で公表することにより行うものとする。 (1) 市又は兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)のホームページへの掲載 (2) 契約担当課における 閲覧 2 公表の日は、原則として毎月第2及び第4火曜日とする。ただし、その日がたつの市の休日(平成17年条例第2号)に規定する休日(以下「市の休日」という。)であるときは、当該休日の翌日とする。	当該例規	－	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 4	2	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	限定されていない		
148	兵庫県たつの市	企画財政部 契約課	往訪問覧・縦覧	告示	たつの市一般競争入札実施要綱	第12条 (質疑応答) 第12条 参加希望者は、募集情報に定める日までに、設計図書等に関する質問を契約担当課にすることができる。 2 前項の質問に対する回答は、市又は電子入札システムのホームページに掲載するとともに、契約担当課において 閲覧に供する 。	当該例規	－	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 4	2	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	限定されていない		
149	兵庫県たつの市	企画財政部 契約課	目視	告示	たつの市電子入札運用基準	第15条 (開札の実行) 第15条 契約担当者は、開札日時の経過後、遅滞なく、開札の 手続を開始 するものとする。 2 契約担当者は、紙入札業者があるときは、紙入札業者を 立ち合 わせて、事前に提出された入札書の入った封筒を開封し、それぞれの入札書の内容を 確認 するものとする。この場合において、入札書が有効である場合は、契約担当者は、当該入札金額を電子入札システムに入力する。 3 契約担当者は、一般競争入札においては、第6条第2項及び第13条第1項の規定により保管した業者詳細情報をもとに、電子入札に使用されたICカードが入札参加の申込みで使用された名義人のものと同一であることを 確認 するものとする。 4 契約担当者は、指名競争入札においては、第13条第1項の規定により保管した業者詳細情報をもとに、電子入札に使用されたICカードが登録名簿に登録された代表者等が取得したものである	当該例規	－	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	1 ①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	実際に立ち合わせて、実施するため		
150	兵庫県たつの市	企画財政部 契約課	書面掲示	規則	たつの市契約規則	第9条 (入札の公告) 第9条 契約担当者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札期日の前日から起算して15日前までに、次に掲げる事項を 掲示 その他の方法で公告しなければならない。ただし、特に必要があると認めるときは、その期間を5日前までに短縮することができる。 (1) 入札に付する事項 (2) 入札に参加する者に必要な資格 (3) 入札の場所及び日時 (4) 開札の場所及び日時 (5) 契約条項、設計図書等を示す場所及び日時並びに契約書作成の要否 (6) 入札保証金及び契約保証金に関する事項 (7) 入札の無効に関する事項 (8) 前各号に掲げるもののほか、一般競争入札に關し、必要と認	当該例規	－	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 4	1 ②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、運用の変更による対応するもの。	令和9年4月	

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討					
	自治体名	所管課	規制区分	規程等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直し方向性の詳細	見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考
														見直し後 PHASE	見直し方向性の詳細			
151	兵庫県たつの市	企画財政部 契約課	目視	規則	たつの市契約規則	第16条	(入札手続) 第16条 契約担当者は、公告に示した入札執行の場所及び日時に、本人又は代理人を 立ち会 わせて入札をしなければならない。この場合において、入札者が 立ち会 わないときは当該入札事務に関係のない職員を 立ち会 わせなければならない。 2 代理人が入札をしようとするときは、委任状を提出しなければならない。 3 第1項の規定にかかわらず、一般競争入札において、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であつて、市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を 立ち会 わせないことができる。 4 契約担当者は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	電子入札システムを導入している	見直し完了時期 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	電子入札なら立ち会い不要となるのでは？	
152	兵庫県たつの市	企画財政部 契約課	目視	規則	たつの市契約規則	第41条	(監督) 第41条 契約担当者又は契約担当者から監督を命ぜられた職員（以下「監督員」という。）は、必要があるときは、工事、製造その他の請負契約に係る仕様書及び設計書に基づいて当該契約の履行に必要な細部設計書、原寸図等を作成し、又は契約者が作成したこれらの書類を審査して承認をしなければならない。 2 監督員は、必要があるときは、工事、製造その他の請負契約の履行について 立ち会 い、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験、 検査 等の方法により監督をし、契約者に必要な指示をしなければならない。 3 監督員は、監督の実施に当たっては、契約の義務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督の実施によって特に知ることのできたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。	地方自治法施行令	第167条の15第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	現場において確認が必要のため			
153	兵庫県たつの市	企画財政部 契約課	定期検査・点検	規則	たつの市契約規則	第42条	(監督員の報告) 第42条 監督員(契約担当者である監督員を除く。)は、監督の結果について契約担当者と緊密に連絡するとともに、契約担当者の要求に基づき、又は 随時 に監督の実施状況について 報告 しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②	1②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	限定されていない			
154	兵庫県たつの市	企画財政部 契約課	目視	規則	たつの市契約規則	第43条	(検査) 第43条 契約担当者又は契約担当者から 検査 を命ぜられた職員（以下「 検査 員」という。）は、工事、製造その他の請負契約について、その工事又は給付が完了したときは契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じて当該契約に係る監督員の 立会 いを求め、当該工事又は給付の内容について 検査 を行わなければならない。 2 検査 員は、物件の買入れその他の契約について、その給付が完了したときは、契約書その他の関係書類に基づいて、当該給付の内容及び数量について検収を行わなければならない。 3 前2項の場合においては、必要に応じて破壊若しくは分解又は試験をして 検査 又は検収を行うものとする。 4 検査 員は、第1項又は第2項の規定による 検査 又は検収の実施に当たっては、契約者又はその代理人の 立会 いを求めなければならない。	地方自治法施行令	第167条の15第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	現場において確認が必要のため			
155	兵庫県たつの市	会計課	目視	規則	たつの市物品管理規則	第11条	(物品の検収) 第11条 物品調達の際及び受領は、物品を必要とする課等の物品管理者が行うものとする。 2 検収は、契約の相手方の 立会 いのうえ、契約書、仕様書等の関係書類と納入物品を照合 確認 して行うものとする。 3 検収において不合格となった物品は、代品と取り替えさせ、第1項の検収を行うものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直 立合 いは運用の変更は困難））	確認方法については限定されていない。立合 いは運用の変更は困難）			
156	兵庫県たつの市	会計課	定期検査・点検	規則	たつの市物品管理規則	第25条	(物品の検査) 第25条 物品管理者は、台帳及び物品について 毎年1回以上検査 をしなければならない。ただし、消耗品については、 検査 を省略することができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	2	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直 立合 いは運用の変更は困難））	周期は、年1回以上としており妥当。確認方法は限定されていない。			
157	兵庫県たつの市	総務部 市税課	書面掲示	条例	たつの市税条例	第18条	(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、たつの市公告式条例(平成17年条例第3号)第2条第2項に規定する 掲示場 に 掲示 して行うものとする。	地方税法	第20条の2第2項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1①	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	デジタル技術の活用が許容されていない規 定ぶりであることから、条文を改正。	令和8年5月施行	条例は令和7年6月改正済。 ただし施行日は政令で定める日としており現時点で未定。	

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討					
	自治体名	所管課	規制区分	規程等種別	条例等名 / 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 / (「継続検 討」の場合) 再 検討時期	備考
158	兵庫県たつの市	総務部 市税課	目視	告示	たつの市軽自動車税課税保留及び課税取消に関する事務取扱要綱	別表	調査 軽自動車等の所有者等から軽自動車等が行方不明になった原因について聞き取り調査を行い、主たる定置場の現地調査等を行う。車検証の有効期間の確認及び主たる定置場の現地調査等を行う。戸籍謄本等において、相続人の調査及び主たる定置場の現地調査等を行う。 閉鎖謄本等の確認及び現地調査等を行う。 解体を証明する書面の確認ができない場合は、関係者等に聞き取り調査及び主たる定置場の現地調査を行う。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	1 ①	c-2.見直し否 (活用可能な技術等が現時点で不存在)	他市町の動向に注視し検討する。		
159	兵庫県たつの市	総務部 市税課	目視	告示	たつの市軽自動車税課税保留及び課税取消に関する事務取扱要綱	別表	軽自動車等の所有者等から軽自動車等が行方不明になった原因について聞き取り調査を行い、主たる定置場の現地調査等を行う。車検証の有効期間の確認及び主たる定置場の現地調査等を行う。戸籍謄本等において、相続人の調査及び主たる定置場の現地調査等を行う。 相続人が不明であることが確認された日の属する年度の翌年度から閉鎖謄本等の確認及び現地調査等を行う。 法人が閉鎖されていることが確認された日の属する年度の翌年度から証明の交付が受けられない場合は、警察署に照会し、犯罪事件受理簿にある受理番号、盗難年月日等を確認する。 証明書に記載された被災の日又は被災による滅失の事実が確認された日の属する年度の翌年度から解体を証明する書面の確認ができない場合は、関係者等に聞き取り調査及び主たる定置場の現地調査を行う。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	1 ①	c-2.見直し否 (活用可能な技術等が現時点で不存在)	他市町の動向に注視し検討する。		
160	兵庫県たつの市	総務部 市税課	目視	告示	たつの市軽自動車税課税保留及び課税取消に関する事務取扱要綱	別表	軽自動車等の所有者等から軽自動車等が行方不明になった原因について聞き取り調査を行い、主たる定置場の現地調査等を行う。車検証の有効期間の確認及び主たる定置場の現地調査等を行う。戸籍謄本等において、相続人の調査及び主たる定置場の現地調査等を行う。 閉鎖謄本等の確認及び現地調査等を行う。 解体を証明する書面の確認ができない場合は、関係者等に聞き取り調査及び主たる定置場の現地調査を行う。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	1 ①	c-2.見直し否 (活用可能な技術等が現時点で不存在)	他市町の動向に注視し検討する。		
161	兵庫県たつの市	総務部 納税課	往訪問覧・縦覧	固定資産評価審査委員会規程	たつの市固定資産評価審査委員会規程	第13条	(記録等の閲覧) 第13条 委員会は、前条の資料又は記録を関係者の閲覧に供するものとする。	地方税法433条10.11項において準用する行政不服審査法	13条38条第1～3項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 3	1 ②	1 ②	c-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	審査の議事及び決定に関する記録の調査の閲覧については、アナログ的な手段に限定されていないが、その必要性は、審査委員会において諮り決定され、その閲覧は日時及び場所を指定するとあり、手段は限定することが適当。他自治体及び行政不服委員会の動きを注視し、今後検討していく必要がある。		
162	兵庫県たつの市	総務部 総務課	往訪問覧・縦覧	条例	たつの市手数料条例	第3条	(証明、閲覧等の範囲) 第3条 証明、閲覧等は、公衆の閲覧に供して支障のないものに限るものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 4	1 ②	2	b-2.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (直ちに運用の変更は困難))	デジタル技術の活用については、費用対効果等を分析し検討する。		
163	兵庫県たつの市	福祉部 高年福祉課	目視	告示	たつの市社会福祉法人による利用者負担軽減制度事業補助金交付要綱	第9条	(額の確定) 第9条 市長は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第6号)により当該軽減法人に通知するものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	1 ①	c-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	書類審査で疑義が生じる場合は、実地調査等による確認が必要であると考えます。		
164	兵庫県たつの市	福祉部 高年福祉課	常駐・専任	規則	たつの市新宮ふれあい福祉会館管理規則	第9条	(厳守事項) 第9条 条例第6条第1項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。 (1) 使用責任者を置き、会館内の秩序を保持するとともに使用後設備その他を原状に復し、点検を受けなければならない。 (2) 収容人員は、使用部分の定員を超えないこと。 (3) 許可を受けなくて物品の販売をしないこと。 (4) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。 (5) 許可を受けなくて、会館内で張り紙、掲示等をしないこと。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	1 ①	c-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)			アナログ規制に該当しない 厳守事項についての記載のため
165	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	条例	たつの市市行旅病人及び行旅死体人取扱いに関する規則	第11条	(研修体制の整備) 第11条 市長は、被害者及びその遺族又は家族の精神的負担の軽減とこれらの者に対する支援について適切に対応できる職員を育成するための研修を行っていくものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	2	3	b-2.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (直ちに運用の変更は困難))	デジタル完結には検討が必要		
166	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	書面掲示	規則	たつの市行旅病人及び行旅死体人取扱いに関する規則	第10条	(公告期間) 第10条 市長は、法第9条の規定により市の掲示場に告示するときは、30日以上これを掲示するものとする。	行旅病人及び行旅死体人取扱法	第9条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	2	a-3.要見直し (今後運用の変更のみを行う)	告示をHP上で公開する	令和9年4月	たつの市公告式条例 令和9年3月改正予定

No.	規制の洗い出し								類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
	自治体名	所管課	規制区分	規程等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考
167	兵庫県たつの市	教育管理部 幼児教育課	常駐・専任	告示	たつの市一時預かり事業実施要綱	第5条	(事業の実施) 第5条 事業の実施については、次に掲げるとおりとする。 (1) 一時預かり実施保育所等においては、事業を担当する職員として保育士を配置し、事業を実施するための専用の部屋を確保して実施することを原則とするが、必要に応じて入所児童との交流を行う等弾力的な処遇を行うことも差し支えないこと。また、事業の実施に支障がない場合には、専用の部屋を設けなくても差し支えないこと。 (2) 一般型の対象児童の受入れについては、保育需要に応じて弾力的に対応すること。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 3	1	1	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	万が一の際の即時対応が物理的に困難なため		
168	兵庫県たつの市	教育管理部 幼児教育課	常駐・専任	告示	たつの市障害児保育事業実施要綱	第3条	(職員の配置) 第3条 この事業を実施する保育所等は、保育士を配置しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 3	1	1	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	万が一の際の即時対応が物理的に困難なため		
169	兵庫県たつの市	教育管理部 幼児教育課	対面講習	告示	たつの市たつの育みプロジェクト事業実施要綱	第4条	(子育て支援員の登録) 第4条 子育て支援員の登録を希望する者(以下「希望者」という。)は、登録申込書(別記様式)に履歴書を添えて、市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の申込書を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、当該希望者に研修を受けさせるものとする。 3 前項の研修に係る受講費用は市の負担とし、テキスト代、研修会場までの往復の交通費その他の実費用は当該希望者の負担とする。 4 市長は、当該希望者が研修を修了したことを確認したときは、子育て支援員として登録するものとする。	子育て支援員実施要項	第2項及び第3項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1②	1②	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	本市においては、兵庫県が主催する研修に受講しており、また当該研修は実習等の研修もあるため		
170	兵庫県たつの市	福祉部 児童福祉課	対面講習	告示	たつの市子育て世帯訪問支援事業実施要綱	第6条	(訪問支援員の研修) 第6条 市長は、事業の目的、支援内容、支援方法、個人情報の適切な管理や守秘義務等についての研修を実施する。 2 市長は、育児・養育支援を行う訪問支援員に対し、前項に規定する研修内容のほか、自動体外式除細動器の使用法や心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習を行う。 3 前2項の研修は、他の研修等の修了をもって習得したと市長が判断した項目は省略することができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1②	2	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	実習の重要性を考慮		
171	兵庫県たつの市	福祉部 児童福祉課	定期検査・点検	告示	たつの市子育て世帯訪問支援事業実施要綱	第11条	(実施報告) 第11条 訪問支援員は、毎月の支援の実施状況について、子育て世帯訪問支援事業実施報告書(様式第5号)により、市長に報告する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 2	1①	2	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	オンライン申請の活用を検討		
172	兵庫県たつの市	福祉部 児童福祉課	対面講習	訓令	たつの市障害児通所支援センター運営規程	第9条	(緊急時等における対応方法) 第9条 職員は、通所支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、園長に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。 2 利用者に対する通所支援の提供により事故が発生した場合は、関係市町、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。 3 市長は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する「身体拘束適正化検討委員会」を定期的に開催し、その結果について職員へ周知徹底を図るものとする。 4 市長は、身体拘束等の適正化のための指針の整備を行うものとする。 5 市長は、職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1②	2	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	オンライン研修も活用する		
173	兵庫県たつの市	福祉部 児童福祉課	対面講習	訓令	たつの市障害児通所支援センター運営規程	第11条	(虐待防止のための措置) 第11条 市長は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置及び苦情解決体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。 2 市長は、虐待防止のための対策を検討する「虐待防止委員会」を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図るものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1②	2	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	オンライン研修も活用する		
174	兵庫県たつの市	福祉部 児童福祉課	対面講習	訓令	たつの市障害児通所支援センター運営規程	第12条	(非常災害対策) 第12条 市長は、非常災害に備えて、防火管理者を定め、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成するとともに、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1②	2	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	実地の研修も重要である		

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
	自治体名	所管課	規制区分	規程等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考	
175	兵庫県たつの市	福祉部 児童福祉課	対面講習	訓令	たつの市障害児通所支援センター運営規程	第14条	(その他運営に関する重要事項) 第14条 市長は、職員の資質向上のための研修の機会を設けるほか、事業の執行体制の検証及び整備を行う。 2 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は保護者等の秘密を漏らしてはならない。 3 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完了の日から5年間保存しなければならない。 4 職員は、たつの市暴力団の排除に関する条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者の支配を受けてはならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ②	2	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	オンライン研修も活用する			
176	兵庫県たつの市	福祉部 児童福祉課	対面講習	告示	たつの市ファミリーサポートセンター事業実施要綱	第5条	(入会等) 第5条 会員として入会しようとする者は、市長に入会申込書(様式第1号)を提出し、承認を受けなければならない。 2 会員は、センターの実施する講習を受講しなければならない。 3 センターは、第1項の承認を受けた会員に対し、会員証(様式第2号)を発行する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ②	2	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	オンライン研修も検討			
177	兵庫県たつの市	福祉部 児童福祉課	定期検査・点検	告示	たつの市ファミリーサポートセンター事業実施要綱	第10条	(相互援助活動の実施方法) 第10条 会員は、援助を必要とする場合は、センターに対して援助の依頼申込みをするものとする。 2 依頼会員から援助の申込みを受けたセンターは、援助の内容、日時等を確認のうえ、申込みの内容にふさわしいと認められる協力会員に連絡する。 3 依頼会員は、前項による依頼内容以外の援助を求めてはならない。 4 協力会員は、援助実施後、活動の記録を援助活動報告書(様式第4号)に記入し、依頼会員の確認を受けなければならない。 5 前項の援助活動報告書は、1か月に1回、センターに提出しなければならない。	当該例規	—								アナログ規制に該当しない 単なる用語のため	
178	兵庫県たつの市	福祉部 児童福祉課	常駐・専任	告示	たつの市子育てつどいの広場事業実施要綱	第7条	(職員の配置) 第7条 子育てつどいの広場には、指導員その他必要な職員(以下「指導員等」という。)を置く。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 3	1	2	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	オンライン対応について検討する			
179	兵庫県たつの市	福祉部 児童福祉課	対面講習	告示	たつの市こども食堂運営支援事業補助金交付要綱	別表第1	(1) 年1回以上こども食堂の運営指導する者(以下「こども食堂運営指導者」という。)が実施する研修会に参加すること。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ②	2	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	オンライン対応について検討する			
180	兵庫県たつの市	福祉部 児童福祉課	対面講習	告示	たつの市高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱	第2条	(対象者) 第2条 訓練促進給付金及び修了支援給付金(以下「訓練促進給付金等」という。)の支給対象者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で、現に児童(20歳未満の者をいう。)を扶養しているものをいう。)であって、訓練促進給付金にあつては養成機関(通信教育によるものを含む。以下同じ。)において修業を開始した日以後において、修了支援給付金にあつては養成機関における修業を開始した日(以下「修業開始日」という。)及び当該養成機関を修了した日(以下「修了日」という。)において、次の各号に掲げる支給要件を全て満たす者とする。 (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第6条の7の規定は適用しない。ただし、その妻の所得が児童扶養手当の(修業期間中の報告) 第8条 市長は、養成機関に在籍していることを確認するため、当該受給者に対して定期的に出席状況に関する報告を求めることができるものとする。 2 受給者は、母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったとき、市内に住所を有しなくなったとき、又は修業が取りやめとなったとき等の理由により支給要件に該当しなくなった場合は、14日以内に高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届(様式第4号)により市長に届けなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 2	1 ②	2	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	オンライン申請について検討する			アナログ規制に該当しない 固有名詞のため
182	兵庫県たつの市	福祉部 児童福祉課	目視	規則	たつの市児童福祉法施行細則	第15条	(入所の決定及び通知) 第15条 所長は、助産の実施又は母子保護の実施の要否を決定するときは、実地調査を行うものとする。 2 所長は、助産の実施又は母子保護の実施を決定したときは、助産施設入所承諾書(様式第22号)又は母子生活支援施設入所承諾書(様式第23号)を申込者に交付するとともに、入所する施設の長に対し、この承諾書の写しを送付するものとする。 3 所長は、助産の実施又は母子保護の実施を行わないときは、助産施設入所不承諾通知書(様式第24号)又は母子生活支援施設入所不承諾通知書(様式第25号)を申込者に交付し、入所が認められない旨及びその理由等を通知するものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 2	1 ①	1 ①	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	デジタル技術の活用が許容されていないため、条文の改正が必要。また、活用可能な技術を確認する必要がある。	令和9年3月	個別条例を改正する。	

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討					
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 /様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直しの方向性の詳細	見直し予定 /（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考
														見直し後 PHASE	見直しの具体的な方法/見直し不要の具 体的な理由/見直し否の具体的な理由/継続 検討の具体的な理由 等			
183	兵庫県たつの市	福祉部 高年福祉課	定期検査・点検	規則	たつの市老人福祉法等の施行に関する規則	第10条	(措置費の精算) 第10条 老人ホームの長又は養護受託者は、毎月分の措置費について、翌月の5日までに 月分措置費精算明細書(様式第23号)により所長に報告しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	同要綱第9条に規定する措置費の請求は、当該精算明細書による報告に基づき支払うものです。提出方法については、アナログ的な手段に限定されおらず、電子メール等による報告も可能です。			
184	兵庫県たつの市	福祉部 高年福祉課	定期検査・点検	告示	たつの市安心見守りコール事業実施要綱	第3条	(事業の内容) 第3条 この事業の内容は、次に掲げるものとする。 (1) 高齢者等の急病、事故等緊急時に、緊急・相談通報装置による通報を受けて、救急隊等の出動、協力員への確認依頼を行うとともに、必要に応じ、関係者等への連絡を行うなどの必要な措置を講ずること。 (2) 緊急・相談通報装置を利用して、高齢者等の日常生活における健康、医療等の相談に応じ、助言すること。 (3) 緊急・相談通報装置を利用して、高齢者等に対し、定期的な連絡を行い、安否を確認すること。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	1②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	独居等の高齢者に対し、コールセンターからの定期的な安否確認通話や緊急時の医療機関への通報、近隣住民による自宅訪問等の安否確認を行う事業となっており、その性質上デジタル化は困難であると考えます。			
185	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	条例	たつの市生きがいセンター条例	第5条	(事業) 第5条 創造センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 高齢者の創造意欲を高め活性化を生みだすべき技能訓練指導 (2) 高齢者の教養、趣味、健康づくりのための指導者養成の研修 (3) その他高齢者の創造意欲及びふれ合いを高めるのに必要と認める事業	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ぐには運用の変更は困難））	手法等ではなく、施設の事業内容を定めたもの			
186	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	規則	たつの市生きがいセンター条例施行規則	第4条	(使用の許可) 第4条 条例第6条の規定により創造センター(高齢者技能訓練指導室兼創作室及び陶芸室を除く。)を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、備付けの高齢者生きがい創造センター使用申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)により許可を受けなければならない。 2 前項の使用申込みは、使用しようとする日の3か月前の日の属する月の初日から受け付けるものとする。ただし、市長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。											アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
187	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	規則	たつの市生きがいセンター条例施行規則	様式第1号	1 大広間 2 会議室(A) 3 会議室(B) 4 研修室											アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
188	兵庫県たつの市	健康部 地域包括支援課	常駐・専任	告示	たつの市在宅介護支援センター運営事業実施要綱	第5条	(職員の配置) 第5条 支援センターには、社会福祉士等のソーシャルワーカー、保健師、看護師、介護福祉士又は介護支援専門員のいずれか1人を常勤で置かなければならない。ただし、支援センターの業務に支障のない範囲において、職員が他の業務と兼務することは差し支えない。	在宅介護支援センター運営事業等の実施について(平成12年9月27日老発第654号)	別紙1(8)ア	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	兼務することも差し支えないこととしていることから、専任規制には当たらない。			
189	兵庫県たつの市	健康部 地域包括支援課	対面講習	告示	たつの市在宅介護支援センター運営事業実施要綱	第6条	(職員の責務) 第6条 支援センターの職員は、利用者及び利用世帯のプライバシーの尊重に万全を期し、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 2 支援センターの職員は、本事業の果たすべき役割の重要性にかんがみ、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会をとらえ、個別処遇計画の策定等の技術等に関し自己研さんに努めるものとする。											アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
190	兵庫県たつの市	福祉部 高年福祉課	定期検査・点検	告示	たつの市自立支援配食サービス事業実施要綱	第4条	(事業の内容) 第4条 この事業の内容は、調理した昼食又は夕食を、昼食は週1回、夕食は週5回以内配食し、利用者の安否確認を行うものとする。ただし、次に掲げる日は除くものとする。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) その他市長が特に必要と認める日											アナログ規制に該当しない 事業内容の記載のため

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討				
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 ／ 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／ （「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考
191	兵庫県たつの市	市民生活 国保医療年金課	定期検査・点検	告示	たつの市外国籍高齢者等福祉給付金支給要綱	第9条	(届出) 第9条 受給者は、毎年6月1日から6月30日までに、外国籍高齢者等福祉給付金現況届(様式第5号。以下「現況届」という。)を市長に提出しなければならない。 2 受給者(受給者が死亡した場合は、その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹)は、次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、速やかに、外国籍高齢者等福祉給付金資格要件変更届(様式第6号)により、市長に届出なければならない。ただし、第13条第1項の規定により、未支給金の請求があった場合は、受給者の死亡に係る届出があったものとみなす。 (1) 第11条の規定により、受給資格を喪失したとき。 (2) 住所又は氏名を変更したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、公的年金等の額、生活保護の受給状況、その他給付金の支給要件に係る理由に変更があったと(支援費支給管理台帳)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	1①	c-2.見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在)	現時点では規制目的を達成可能な水準の代替手段が存在しないが、技術進展の動向を注視しつつ、可能な場合には見直しを行う。		
192	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	規則	たつの市身体障害者福祉法施行細則	第9条	第9条 市長は、施設訓練等支援費支給管理台帳(様式第9号)を備え、必要な事項を記載するものとする。										アナログ規制に該当しない単なる用語のため
193	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	規則	たつの市身体障害者福祉法施行細則	様式第8号	施設訓練等支援の種類及び内容 施設訓練等支援費の支給期間										アナログ規制に該当しない単なる用語のため
194	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	規則	たつの市身体障害者福祉法施行細則	様式第9号	施設訓練等支援費支給管理台帳										アナログ規制に該当しない単なる用語のため
195	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	規則	たつの市知的障害者福祉法施行細則	様式第9号	指導訓練事項										アナログ規制に該当しない単なる用語のため
196	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	規則	たつの市知的障害者福祉法施行細則	様式第10号	指導訓練事項										アナログ規制に該当しない単なる用語のため
197	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	規則	たつの市知的障害者福祉法施行細則	様式第13号	指導訓練事項										アナログ規制に該当しない単なる用語のため
198	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	規則	たつの市知的障害者福祉法施行細則	様式第15号	指導訓練を受ける事項 指導訓練を受ける場所										アナログ規制に該当しない単なる用語のため
199	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	常駐・専任	告示	たつの市障害者地域生活訓練事業補助金交付要綱	第5条	(補助対象事業) 第5条 補助対象事業は、宿泊による訓練で、かつ、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。 (1) 運営主体が所有権又は賃借権を有する通常の住宅である民家、アパート、マンション等を訓練の施設として使用していること。 (2) 利用者に対し、規則正しい生活、健康管理、金銭管理、対人関係、食事等に関する訓練を実施していること。 (3) 訓練の日数が原則として週5日以上で、1日当たりの利用定員が3人以上7人以下であること。 (4) 利用者に対し、適切な訓練及び指導を行う能力を有する者(以下「指導員」という。)を1人以上配置していること。 (5) 療育手帳A判定及び身体障害者手帳1級又は2級を併せ持つ者(以下「重複障害者」という。)の利用がある場合は、指導員とは別に生活介助員を1人以上配置し、適切な介助を行っていること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第77条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型4	1	1	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	障害者が自立した生活を営むことができるよう障害福祉サービス事業所で宿泊し、実地訓練を行うものであり、障害者にあわせて訓練が必要のため	規制根拠の分類欄：(b)→(a)に修正し、根拠法令等名欄に法令名称を記載、当該条項等欄に第77条を記載	
200	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	告示	たつの市障害者地域生活訓練事業補助金交付要綱	第5条	(補助対象事業) 第5条 補助対象事業は、宿泊による訓練で、かつ、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。 (1) 運営主体が所有権又は賃借権を有する通常の住宅である民家、アパート、マンション等を訓練の施設として使用していること。 (2) 利用者に対し、規則正しい生活、健康管理、金銭管理、対人関係、食事等に関する訓練を実施していること。 (3) 訓練の日数が原則として週5日以上で、1日当たりの利用定員が3人以上7人以下であること。 (4) 利用者に対し、適切な訓練及び指導を行う能力を有する者(以下「指導員」という。)を1人以上配置していること。 (5) 療育手帳A判定及び身体障害者手帳1級又は2級を併せ持つ者(以下「重複障害者」という。)の利用がある場合は、指導員とは別に生活介助員を1人以上配置し、適切な介助を行っていること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第77条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	障害者が自立した生活を営むことができるよう障害福祉サービス事業所で宿泊し、実地訓練を行うものであるため		
201	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	告示	たつの市障害者地域生活訓練事業補助金交付要綱	第7条	第7条 補助金の交付額は、1訓練施設につき別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第77条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	障害者が自立した生活を営むことができるよう障害福祉サービス事業所で宿泊し、実地訓練を行うものであるため		
202	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	告示	たつの市障害者自動車運転免許取得助成事業実施要綱	様式第1号	受講者氏名 受講者住所										アナログ規制に該当しない単なる用語のため
203	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	告示	たつの市障害者自動車運転免許取得助成事業実施要綱	様式第1号	訓練期間										アナログ規制に該当しない単なる用語のため

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
	自治体名	所管課	規制区分	規程等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考	
														見直し後 PHASE	見直しの方向性				
204	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	告示	たつの市障害者自動車運転免許取得助成事業実施要綱	様式第1号	<p>講習所名 自動車講習所証明欄 所証明欄 講習所名 講習実績</p> <p>上記のとおり、自動車運転免許技能の講習を受けたことを証明します。 自動車講習所長 印</p>												アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
205	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	常駐・専任	条例	たつの市共に歩む手話言語条例	第6条	<p>(施策の推進) 第6条 市は、次に掲げる施策を推進するための方針を策定するものとする。 (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策 (2) 手話による情報取得及び手話を使いやすい環境の整備に関する施策 (3) 手話通訳者の配置、派遣及び養成に関する施策 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策</p>	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1	1	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	市役所の窓口到手話通訳者を配置し、聴覚障害者の対応を行う必要がある。				
206	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	条例	たつの市共に歩む手話言語条例	第6条	<p>(施策の推進) 第6条 市は、次に掲げる施策を推進するための方針を策定するものとする。 (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策 (2) 手話による情報取得及び手話を使いやすい環境の整備に関する施策 (3) 手話通訳者の配置、派遣及び養成に関する施策 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策</p>	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	手話通訳者養成にあたっては、対面による実技指導が必要のため				
207	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	定期検査・点検	告示	たつの市手話奉仕員及び要約筆記奉仕員派遣事業実施要綱	第11条	<p>(活動費の支払) 第11条 活動が終了した手話奉仕員及び要約筆記奉仕員は、毎月10日までにその前月に係る分の手話奉仕員・要約筆記奉仕員活動記録簿(様式第9号)を市長に提出するものとし、市長は審査のうえ、別に定める活動費を支払うものとする。</p>	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①		d.継続検討	手話奉仕員・要約筆記奉仕員活動記録簿(様式第9号)について、確認欄に押印の上、提出することとしていますが、押印せず、電子メール等での提出も可能とできるか検討する。	令和9年3月			
208	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	告示	たつの市手話奉仕員及び要約筆記奉仕員派遣事業実施要綱	第14条	<p>(奉仕員の研修等) 第14条 市長は、手話奉仕員若しくは要約筆記奉仕員の養成又は手話若しくは要約筆記の技術の向上のため、必要に応じ研修等を実施する。</p>	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成・研修にあたっては、対面による実技指導が必要のため				
209	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	告示	たつの市心身障害者(児)日常生活用具給付等事業実施要綱	別表	<p>介護・訓練支援用具 腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの 訓練用ベッド 腕又は脚の訓練のできる器具を備えたもの 上肢障害2級以上の身体障害者(児)又は重度若しくは最重度の知的障害者(児)であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者(原則として学齢児以上の者)</p>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、同法律施行令	法律第4条第1項、施行令第1条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	日常生活上で障害部位の訓練のできる用具を給付又は貸与するものであるため				
210	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	目視	告示	たつの市心身障害者(児)日常生活用具給付等事業実施要綱	様式第3号	<p>自立 要監視 要介助 不可</p>											アナログ規制に該当しない 単なる用語のため	
211	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	目視	告示	たつの市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱	第5条	<p>(用具の給付) 第5条 市長は、診断書及び対象者の身体的状況、介護の状況、家庭の経済状況、家庭環境及び住宅環境等を実地に調査した小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付調査書(様式第3号)を基に、その必要性を検討し、速やかに用具の給付の可否を決定するものとする。 2 市長が用具の給付を決定した場合は、給付対象者に対して小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書(様式第5号)に小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券(様式第4号)を添えて通知するものとする。この場合において、本制度の主旨、給付の条件等を十分説明するとともに、給付後であっても用具の適正な使用及び管理がなされているか等について家庭訪問等の方法により指導の万全を図る。 3 申請を却下した者に対しては、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。</p>	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	障害者の介護の状況、家庭の経済状況、家庭環境及び住宅環境等の確認は実地調査が必要。また、用具の適正な使用・管理の確認には家庭訪問が必要。				
212	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	告示	たつの市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱	別表第1	<p>腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの</p>	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	小児慢性特定疾病児童に対し、腕、脚等の訓練のできる器具について、給付又は貸与するものであるため				
213	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	往訪閲覧・縦覧	告示	たつの市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱	様式第1号	<p>給付の決定に際し、たつの市が申請者及び世帯員の課税資料等必要な書類を閲覧</p>											アナログ規制に該当しない 単なる用語のため	

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討					
	自治体名	所管課	規制区分	規程等種別	条例等名 ／ 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／ 「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考
														見直し後 PHASE	見直しの方向性			
214	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	定期検査・点検	規則	たつの市重度心身障害者介護手当支給条例施行規則	第6条	(現況の届出) 第6条 前条の規定により受給資格の認定を受けた者(以下「受給者」という。)(は、重度心身障害者現況届(様式第4号)に市長が必要と認める書類を添えて、毎年7月1日から7月31日までの間に市長に提出しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	1 ①	c-2.見直し否 (活用可能な技術等が現時点で不存在)	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由 等	見直し完了時期 ／ 「継続検 討」の場合）再 検討時期	定期検査・点検規制 現況届の提出を毎年7月とすることについての規制→前年所得が確定する7月としている。 規制根拠の分類欄：(c)→(b)に修正、当該条項等欄：要入力→に修正	
215	兵庫県たつの市	市民生活部 国保医療年金課	定期検査・点検	告示	たつの市外国籍障害者等福祉給付金支給要綱	第10条	(届出) 第10条 受給者は、毎年6月1日から6月30日までに、外国籍障害者等福祉給付金現況届(様式第7号。以下「現況届」という。)を市長に提出しなければならない。 2 受給者(受給者が死亡した場合は、その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹)は、次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、速やかに外国籍障害者等福祉給付金資格要件変更届(様式第8号)により、市長に届出なければならない。 (1) 第12条の規定により、受給資格を喪失したとき。 (2) 住所又は氏名を変更したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、公的年金等、生活保護の受給状況その他給付金の支給要件に係る理由に変更があったとき。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 2	1 ①	2	c-2.見直し否 (活用可能な技術等が現時点で不存在)	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由 等	見直し完了時期 ／ 「継続検 討」の場合）再 検討時期	定期検査・点検規制 現況届の提出を毎年6月とすることについての規制	
216	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	規則	たつの市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則	様式第1号	<input type="checkbox"/> 就労移行支援(養成施設)											アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
217	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	規則	たつの市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則	様式第10号	<input type="checkbox"/> 就労移行支援(養成施設)											アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
218	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	規則	たつの市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則	様式第20号	次のとおり関係書類を添えて(高額障害福祉サービス費 高額施設訓練等支援費)の支給を申請します。											アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
219	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	目視	規則	たつの市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則	様式第26号	受診を希望する指定自立支援医療機関(薬局・訪問看護事業者を含む) 私は、自立支援医療費(更生医療)の支給認定にかかる私の収入及び世帯に属する市町村民税等の調査を依頼します。											アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
220	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	目視	規則	たつの市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則	様式第26号	受診を希望する指定自立支援医療機関(薬局・訪問看護事業者を含む) 所得確認書類 収入状況が確認できる書類											アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
221	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	目視	規則	たつの市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則	様式第26号	受診を希望する指定自立支援医療機関(薬局・訪問看護事業者を含む)											アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
222	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	目視	規則	たつの市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則	様式第27号	訪問看護事業者											アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
223	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	目視	規則	たつの市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則	様式第33号	受診を希望する指定自立支援医療機関(薬局・訪問看護事業者を含む) 私は、自立支援医療費(更生医療)の支給認定にかかる私の収入及び世帯に属する市町村民税等の調査を依頼します。											アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
224	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	目視	規則	たつの市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則	様式第33号	受診を希望する指定自立支援医療機関(薬局・訪問看護事業者を含む) 所得確認書類 収入状況が確認できる書類											アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
225	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	目視	規則	たつの市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則	様式第33号	受診を希望する指定自立支援医療機関(薬局・訪問看護事業者を含む)											アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
226	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	目視	規則	たつの市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則	様式第34号	訪問看護予定回数並びに期間 訪問看護等 円											アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
227	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	目視	規則	たつの市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則	様式第35号	訪問看護事業者											アナログ規制に該当しない 単なる用語のため

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
	自治体名	所管課	規制区分	規程等種別	条例等名 ／ 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直し予定 ／ 「継続検討」の場合再 検討時期	備考	
														見直し後 PHASE	見直しの方向性の詳細			
228	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	往訪訪問・縦覧	規則	たつの市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則	様式第44号	補装具費の支給申請(購入・借受け・修理)の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、 閲覧 することを承諾します。											アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
229	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	告示	たつの市障害者等居宅生活支援事業実施要綱	第2条	(定義) 第2条 この告示において使用する用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び規則において使用する用語の例による。 2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 全身性障害者(児) 肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級に該当する者で、両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもの又はこれに準ずる者をいう。 (2) 視覚障害者(児) 視覚障害の身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。 (3) 難病患者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第110号。以下「政令」とい	たつの市障害者等地域生活支援規則	第4条第4号、第8号	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ②	1 ②	c-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	障害者支援施設において、訓練士により個人の障害の状態に応じた訓練が必要のため			
230	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	告示	たつの市障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱	様式第1号	訓練 等給付											アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
231	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	告示	たつの市障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱	様式第5号	訓練 等給付											アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
232	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	告示	たつの市障害者等地域生活支援事業実施事業所指定要綱	第2条	(定義) 第2条 この告示において使用する用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)において使用する用語の例による。 2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 移動支援 屋外で移動が困難な障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加を行う外出の際の移動の支援をいう。 (2) 日中一時支援 障害者等の日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な 訓練 を行う支援をいう。 (3) 訪問入浴サービス 障害者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う支援をいう。	たつの市障害者等地域生活支援規則	第4条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ②	1 ②	c-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	地域生活や就労に必要な知識や能力の向上、リハビリテーションなど、自立に向けた訓練でアナログ的な手段に限定される。			
233	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	告示	たつの市障害者等地域生活支援事業実施事業所指定要綱	第6条	(指定事業所の責務) 第6条 指定事業所は、障害者等又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該障害者等又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 2 指定事業所は、障害者等地域生活支援事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、本市、他の指定障害福祉サービス等を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 3 指定事業所は、障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、 研修 を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	たつの市障害者等地域生活支援規則	第4条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	2	2	b-2.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	指定事業所において、オンラインによる受講申込・研修受講を行っている。今後、修了証のデジタル化を検討			
234	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	常駐・専任	告示	たつの市障害者等地域活動支援センター事業実施要綱	第5条	(事業の内容) 第5条 この事業は、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行うものとする。 2 前項の事業内容に加え、事業内容の強化を図るため次に掲げる事業を実施するものとする。 (1) 専門職員(精神保健福祉士等)を 配置 する等の相談支援事業 (2) 医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整 (3) 地域住民ボランティアの育成 (4) 障害に対する理解促進を図るための普及啓発 (5) 地域において就労が困難な在宅障害者に対する 機能訓練 又は 社会適応訓練 (6) 在宅での入浴が困難な障害者等に対する入浴サービス (7) その他市長が必要と認める障害者等の生活支援に関する事業	たつの市障害者等地域生活支援規則	第4条第5号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 4	1	1	c-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行う地域活動支援センターにおいて、相談や訓練を行うため、専門職員を配置し、訓練することは必要			

No.	規制の洗い出し							類型・PHASE			見直しの方向性等の検討						
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性 <small>a-1.要見直し(条文の改正が必要) a-2.要見直し(通知の発出等による解釈の明確化が必要) a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う) b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み)) b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(ただし運用の変更は困難)) c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当) c-2.見直し否(適用可能な技術等が現時点で不存在) d.継続検討</small>	見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／(「継続検討」の場合)再 検討時期	備考
235	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	告示	たつの市障害者等地域活動支援センター事業実施要綱	第5条	(事業の内容) 第5条 この事業は、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行うものとする。 2 前項の事業内容に加え、事業内容の強化を図るために掲げる事業を実施するものとする。 (1) 専門職員(精神保健福祉士等)を配置する等の相談支援事業 (2) 医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整 (3) 地域住民ボランティアの育成 (4) 障害に対する理解促進を図るための普及啓発 (5) 地域において就労が困難な在宅障害者に対する機能訓練又は社会適応訓練 (6) 在宅での入浴が困難な障害者等に対する入浴サービス (7) その他市長が必要と認める障害者等の生活支援に関する事業	たつの市障害者等地域生活支援規則	第4条第5号	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ②	1 ②	c-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	創作的活動又は生産活動の機会を提供する地域活動支援センターにおいて、機能訓練又は社会適応訓練を行うため、アナログ的な手段に限定される。		
236	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	常駐・専任	告示	たつの市医療支援型グループホーム運営支援事業補助金交付要綱	第3条	(補助対象者) 第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす医療支援型グループホームの管理者とする。 (1) 定員が20名であること。 (2) (準)超重症児(者)入院診療加算対象者の利用を3割以上とすること。 (3) 利用者13人に対し看護職員を1人以上、 常時配置 していること。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 3	1	1	c-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	医療支援型グループホームにおいて、国の法律等で看護職員の配置基準が決められている。		
237	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	常駐・専任	告示	たつの市医療支援型グループホーム運営支援事業補助金交付要綱	第6条	(交付申請) 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、医療支援型グループホーム運営支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。 (1) 事業実施計画書(様式第2号) (2) 収支予算書(様式第3号) (3) 医療支援型グループホーム利用者数見込確認表(様式第4号) (4) 医療支援型グループホーム職員 配置 見込確認表(様式第5号) (5) その他市長が必要と認める書類	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 3	1	1	c-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	医療支援型グループホームにおいて、運営管理をはじめ、入所者の相談支援などを対応する常駐職員が必要		
238	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	常駐・専任	告示	たつの市医療支援型グループホーム運営支援事業補助金交付要綱	第9条	(実績報告) 第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、医療支援型グループホーム運営支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。 (1) 補助金精算書(様式第8号) (2) 収支決算書(様式第9号) (3) 医療支援型グループホーム利用者数実績確認表(様式第10号) (4) 医療支援型グループホーム職員 配置 実績確認表(様式第11号) (5) その他市長が必要と認める書類	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 3	1	1	c-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	医療支援型グループホームにおいて、運営管理をはじめ、入所者の相談支援などを対応する常駐職員が必要		
239	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	常駐・専任	告示	たつの市医療支援型グループホーム運営支援事業補助金交付要綱	様式第1号	医療支援型グループホーム職員 配置 見込確認表(様式第5号)										アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
240	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	常駐・専任	告示	たつの市医療支援型グループホーム運営支援事業補助金交付要綱	様式第5号	医療支援型グループホーム職員 配置 見込確認表 注1) 各月初日の 配置 職員について記載すること。										アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
241	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	常駐・専任	告示	たつの市医療支援型グループホーム運営支援事業補助金交付要綱	様式第5号	非常勤 非常勤 非常勤 非常勤 非常勤 注2) 非常勤職員については、職種ごとに、常勤換算方法により算出した人数の合計を記載すること。 ・非常勤職員：就業規則等で定められた常勤の従業者が勤務すべき時間数に達しない従業者をいう。 ・常勤換算方法：当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が3.2時間を下回る場合は3.2時間を基本とする。)で除する(小数点2位以下を切り捨てるものとする。)ことにより、当該事業所の従業者の員数を 常勤 の従業者の員数に換算する										アナログ規制に該当しない 単なる用語のため

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考	
														見直しの方向性の詳細				
242	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	常駐・専任	告示	たつの市医療支援型グループホーム運営支援事業補助金交付要綱	様式第5号	(他職種と兼務の場合は記載不要)											アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
243	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	常駐・専任	告示	たつの市医療支援型グループホーム運営支援事業補助金交付要綱	様式第7号	医療支援型グループホーム職員 配置実績確認表（様式第11号）											アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
244	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	常駐・専任	告示	たつの市医療支援型グループホーム運営支援事業補助金交付要綱	様式第11号	医療支援型グループホーム職員 配置実績確認表 注1) 各月初日の配置職員について記載すること。											アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
245	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	常駐・専任	告示	たつの市医療支援型グループホーム運営支援事業補助金交付要綱	様式第11号	非常勤 非常勤 非常勤 非常勤 非常勤 注2) 非常勤職員については、職種ごとに、常勤換算方法により算出した人数の合計を記載すること。 ・非常勤職員：就業規則等で定められた常勤の従業者が勤務すべき時間数に達しない従業者をいう。 ・常勤換算方法：当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が3.2時間を下回る場合は3.2時間を基本とする。）で除する（小数点2位以下を切り捨てるものとする。）ことにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する											アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
246	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	常駐・専任	告示	たつの市医療支援型グループホーム運営支援事業補助金交付要綱	様式第11号	(他職種と兼務の場合は記載不要)											アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
247	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	告示	たつの市訪問型歩行訓練士派遣事業実施要綱	第1条	(目的) 第1条 この告示は、視覚障害者に対して歩行訓練士(以下「訓練士」という。)を派遣し、日常生活圏等において個々の生活に応じた歩行訓練(以下「訓練」という。)を実施することにより、視覚障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	視覚障害者に対して歩行訓練士を派遣し、個々の生活に応じた歩行訓練を実施するため、アナログ的な手段に限定される。			
248	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	告示	たつの市訪問型歩行訓練士派遣事業実施要綱	第3条	(派遣対象者) 第3条 訓練士を派遣する対象者は、市内に住所を有し、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている視覚障害者であって、日常生活を送るうえで訓練が必要なものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	視覚障害者に対して歩行訓練士を派遣し、個々の生活に応じた歩行訓練を実施するため、アナログ的な手段に限定される。			
249	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	告示	たつの市訪問型歩行訓練士派遣事業実施要綱	第4条	(派遣の申請) 第4条 訓練士の派遣を希望する者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を、派遣を希望する日の2週間前までに市長に提出するものとする。 (1) 訪問型歩行訓練事業利用申請書(様式第1号) (2) 身体障害者手帳の写し	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	視覚障害者に対して歩行訓練士を派遣し、個々の生活に応じた歩行訓練を実施するため、アナログ的な手段に限定される。			
250	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	告示	たつの市訪問型歩行訓練士派遣事業実施要綱	第5条	(派遣の決定) 第5条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査のうえ、利用の可否を決定し、訪問型歩行訓練事業利用決定(却下)通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。 2 市長は、前項の規定により利用を決定した場合は、訪問型歩行訓練事業実施委託書(様式第3号)により事業の実施を委託する事業者(以下「事業者」という。)に通知する。 3 事業者は、第1項の規定により利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)と訓練日時、訓練内容、訓練回数等について協議するものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	視覚障害者に対して歩行訓練士を派遣し、個々の生活に応じた歩行訓練を実施するため、アナログ的な手段に限定される。			
251	兵庫県たつの市	福祉部 地域福祉課	対面講習	告示	たつの市訪問型歩行訓練士派遣事業実施要綱	第6条	(訓練内容) 第6条 訓練は、利用者の勤務先や通勤経路を含む生活を送る範囲内において実施するものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	視覚障害者に対して歩行訓練士を派遣し、個々の生活に応じた歩行訓練を実施するため、アナログ的な手段に限定される。			

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考	
252	兵庫県たつの市	福祉部地域福祉課	対面講習	告示	たつの市訪問型歩行訓練士派遣事業実施要綱	第7条	(費用負担) 第7条 利用者は、訓練士の訓練に係る報酬の10分の1に相当する額を負担する。ただし、利用者が生活保護受給世帯員である場合はその全額、市町村民税が非課税又は均等割のみ課税されている場合はその2分の1の額の負担を免除する。 2 前項の市町村民税を算定する場合には、法第318条に規定する賦課期日において指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、その者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。 3 訓練士の派遣に必要な交通費は、市が負担する。 4 第1項及び前項に掲げるもののほか、訓練に要した経費は、利用者の負担とする。 5 第1項及び前項の規定により、利用者がかかる費用は、直	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	視覚障害者に対して歩行訓練士を派遣し、個々の生活に応じた歩行訓練を実施するため、アナログ的な手段に限定される。			
253	兵庫県たつの市	福祉部地域福祉課	定期検査・点検	告示	たつの市訪問型歩行訓練士派遣事業実施要綱	第8条	(実施報告) 第8条 事業者は、毎月派遣事業の実施状況について、訪問型歩行訓練士活動報告書(様式第4号)により、翌月の15日までに市長に報告するものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	実施報告について、電子メール等を利用して運用している。			
254	兵庫県たつの市	福祉部地域福祉課	対面講習	告示	たつの市訪問型歩行訓練士派遣事業実施要綱	様式第1号	みだしの訓練を受講したいので、関係書類を添えて申請します。										アナログ規制に該当しない 単なる用語のため	
255	兵庫県たつの市	福祉部地域福祉課	対面講習	告示	たつの市訪問型歩行訓練士派遣事業実施要綱	様式第1号	訪問型歩行訓練事業利用申請書 みだしの訓練を受講したいので、関係書類を添えて申請します。 〔歩行訓練の経験〕 〔歩行訓練を受けた時期・施設〕 訪問型歩行訓練事業の利用申請において、上記の事項に同意します。											アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
256	兵庫県たつの市	福祉部地域福祉課	対面講習	告示	たつの市訪問型歩行訓練士派遣事業実施要綱	様式第2号	訪問型歩行訓練事業利用決定(却下)通知書 年 月 日付けて申請のあった訪問型歩行訓練事業の利用については、下記のとおり決定(却下)したので通知します。 訓練に際し必要な電車賃や食費が発生する場合は、利用者の負担とします。(歩行訓練士の派遣に必要な交通費は自己負担額に含みません。)											アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
257	兵庫県たつの市	福祉部地域福祉課	対面講習	告示	たつの市訪問型歩行訓練士派遣事業実施要綱	様式第3号	訪問型歩行訓練事業実施委託書 〔歩行訓練の経験〕 〔歩行訓練を受けた時期・施設〕 下記の者について、訪問型歩行訓練事業の実施を委託します。											アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
258	兵庫県たつの市	福祉部地域福祉課	対面講習	告示	たつの市訪問型歩行訓練士派遣事業実施要綱	様式第4号	訪問型歩行訓練士活動報告書 訪問型歩行訓練士の活動記録について下記のとおり報告します。 訓練実施日 訓練時間 訓練場所 歩行訓練士名											アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
259	兵庫県たつの市	福祉部地域福祉課	書面掲示	規則	たつの市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則	第2条	(指定の申請等) 第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の20及び児童福祉法第24条の28の規定による申請は、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所指定申請書(様式第1号)により行うものとする。 2 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するものとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令、同法律施行規則、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	全体	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1①	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	国の法律に基づくもので、指定に係る事業所又は施設の入口その他公衆の見やすい場所に掲示することとなっている。			
260	兵庫県たつの市	市民生活部人権推進課	対面講習	条例	たつの市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例	第6条	(基本的施策) 第6条 市は、次に掲げる施策に取り組むものとする。 (1) 市民の年齢や立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する研修会等の開催、教材等の紹介及び情報提供 (2) 被害者の心理的負担の軽減や不利益を解消するために必要な情報提供及び助言、専門的知識を有する機関の紹介並びに相談をする者が安心して相談しやすい環境づくり等を行う相談支援体制の整備 (3) 行為者を対象とした誹謗中傷等を抑止するために必要な情報提供及び指導 (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施策	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	オンライン研修が可能	令和9年4月	個別条例を改正する(令和9年3月定例議会への上程を予定)	

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考	
														見直し後 PHASE	見直しの方向性				
261	兵庫県たつの市	市民生活 部 人権推 進課	対面講習	条例	たつの市立隣保館条 例	第3条	(事業) 第3条 隣保館は、その目的を達成するため次に掲げる事業を行 う。 (1) 各種講習、講話等に関すること。 (2) 生活改善等に関すること。 (3) 衛生及び環境の改善等に関すること。 (4) 図書の間覧及び貸出しに関すること。 (5) 生活相談に関すること。 (6) 心配ごと相談に関すること。 (7) その他隣保館設置の目的に必要なこと。	当該例規	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型 1	1 ②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	オンライン講習が可能	令和9年4月	個別条例を改正する（令和9年 3月定例議会への上程を予定）
262	兵庫県たつの市	市民生活 部 国保医 療年金課	定期検査・ 点検	告示	たつの市国民健康保 険高額療養費の支給 申請に係る手続の簡 素化に関する要綱	第3条	(手続の簡素化の申請等) 第3条 被保険者の属する世帯の世帯主は、手続の簡素化を希望 する場合は、国民健康保険高額療養費支給申請書(手続の簡素化 用)(別記様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなけれ ばならない。 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、そ の内容を審査し、申請日以後に発生する高額療養費の支給に該当 する月ごとに支給決定を行い、申請者に通知し、支給するものと する。	国民健康保険法施行 規則	第27条の17	(c)国の法令等 を参照しつつ、自 団体の条例等 に基づいて定め ている規制	類型 2	1 ①	1 ①	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	現時点では規制目的を達成可能な水準の代 替手段が存在しないが、技術進展の動向を 注視しつつ、可能な場合には見直しを行 う。		
263	兵庫県たつの市	福祉部 高 年福祉課	書面掲示	規則	たつの市指定介護予 防支援事業所の指定 等に関する規則	第2条	(指定又は指定の更新を受けた旨の標示) 第2条 法第115条の22第1項の規定により指定を受けた者は、 その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものと する。 2 前項の規定は、法第115条の31において準用する法第70条の 2第1項の規定により指定の更新を受けた場合について準用す る。	厚生労働省令「指定 介護予防支援等の事 業の人員及び運営に 関する基準」	第21条	(a)国の法令等 に基づいて定め ている規制	類型 4	1 ②	1 ②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	介護保険法第115条の22で指定する「介 護予防支援事業所」の運営基準について定 めたものです。 運営基準は、厚生労働省令（「指定介護予 防支援等の事業の人員及び運営に関する基 準」二十一条）に基づき事業実施する必要 があるため、現時点で変更することはでき ません。		(掲示) 第二十一条 指定介護予防支 援事業者は、指定介護予防支 援事業所の見やすい場所に、 運営規程の概要、担当職員 の勤務の体制その他の利用申込 者のサービスの選択に資する と認められる重要事項（以下 この条において単に「重要事 項」という。）を掲示しなけ ればならない。 2 指定介護予防支援事業 者は、重要事項を記載した書面 を当該指定介護予防支援事業 所に備え付け、かつ、これを (掲示)
264	兵庫県たつの市	福祉部 高 年福祉課	書面掲示	規則	たつの市指定地域密 着型サービス事業所 及び指定地域密着型 介護予防サービス事 業所の指定等に関す る規則	第2条	(指定又は指定の更新を受けた旨の標示) 第2条 法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により 指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場 所に標示するものとする。 2 前項の規定は、法第78条の12及び第115条の21において準 用する法第70条の2第1項の規定により指定の更新を受けた場合 について準用する。	厚生労働省令「指定 地域密着型サービ スの事業の人員、設備 及び運営に関する基 準」	第3条32、ほ か準用	(a)国の法令等 に基づいて定め ている規制	類型 4	1 ②	1 ②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	介護保険法第78条の2及び第115条の 12で指定する「地域密着型サービ ス」の運 営基準について定めたものです。 運営基準は、厚生労働省令（「指定地域密 着型サービスの事業の人員、設備及び運 営に関する基準」第三三十二、ほか準用） に基づき事業実施する必要があるため、現 時点で変更することはできません。		(掲示) 第三三十二 指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護 事業者は、指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護事業所 の見やすい場所に、運営規程 の概要、定期巡回・随時対応 型訪問介護看護従業者の勤務 の体制その他の利用申込者の サービスの選択に資すると認 められる重要事項（以下この 条において単に「重要事項」 という。）を掲示しなければ ならない。 2 指定定期巡回・随時対応
265	兵庫県たつの市	福祉部 高 年福祉課	定期検査・ 点検	告示	たつの市訪問介護利 用者負担額軽減措置 事業実施要綱	第4条	(認定) 第4条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかに審査し、 当該申請者に通知のうえ、訪問介護利用者負担額軽減認定証(様 式第2号)を交付するものとする。 2 認定の更新については、毎年8月に対象者の支援法における 境界層該当の確認等を行うものとする。 3 前項の認定の更新において、第2条に規定する要件に該当し ない者は、翌年度以降においても、この告示による軽減措置を行 わないものとする。	障害者ホームヘルプ サービス利用者に対 する支援措置事業実 施要綱	3 (2) 4 (3)	(c)国の法令等 を参照しつつ、自 団体の条例等 に基づいて定め ている規制	類型 2	1 ①	1 ①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	軽減対象の要件を満たさなくなる場合もあ るため、毎年審査する必要があります。		
266	兵庫県たつの市	福祉部 高 年福祉課	定期検査・ 点検	告示	たつの市訪問看護師 等離職対策事業補助 金交付要綱	第10条	(現況報告) 第10条 補助金の交付の決定を受けた事業者(以下「補助決定事 業者」という。)は、現況報告書(様式第8号)を、年1回、補助対 象期間(補助の対象となる訪問を初めて行った日の属する月から 当該年度の3月までの期間をいう。以下この条において同じ。)の おおむね半期に当たる時期に提出しなければならない。ただし、 補助対象期間が3か月以内の場合は、この限りでない。												アナログ規制に該当しない 補助対象者となる介護サー ビス利用者との状況について 定期報告を求めるもの。介護 サービス利用者の体調・環境 は随時変更されるため、都 度、補助対象であるか確認す ることは必要であるとする要 綱である。 なお、報告方法についてアナ ログ様式を強制するものでは ないため（メール等可）

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方針等の検討					
	自治体名	所管課	規制区分	規程等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方針		見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考	
														見直し後 PHASE	見直しの方針の詳細			
													<small>a-1.要見直し（条文の改正が必要）</small> <small>a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）</small> <small>a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）</small> <small>b-1.見直し不要（現状でアナログな手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））</small> <small>b-2.見直し不要（現状でアナログな手段に限定されていない（既に運用の変更は困難））</small> <small>c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）</small> <small>c-2.見直し否（適用可能な技術等が現時点で不存在）</small> <small>d.継続検討</small>	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由 等				
267	兵庫県たつの市	福祉部 高年福祉課	書面掲示	規則	たつの市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則	第2条	(指定又は指定の更新を受けた旨の標示) 第2条 法第79条第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。 2 前項の規定は、法第79条の2第1項の規定により指定の更新を受けた場合について準用する。	厚生労働省令「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」	第22条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型 4	1②	1②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	介護保険法第79条1で指定する「居宅介護支援事業所」の運営基準について定めたものです。 運営基準は、厚生労働省令（「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」二十二条）に基づき事業実施する必要があります。重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これを	(揭示) 第二十二条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これを		
268	兵庫県たつの市	健康部 地域包括支援課	実地監査	告示	たつの市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱	第11条	(指導及び監査) 第11条 市長は、第1号事業の適切かつ有効な実施のため、第1号事業を実施する者に対して、必要に応じて指導及び監査を行うものとする。										アナログ規制に該当しない単なる用語のため	
269	兵庫県たつの市	福祉部 高年福祉課	常駐・専任	告示	たつの市介護予防・日常生活支援総合事業における事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに事業所の指定に関する基準を定める要綱	別表	(2) 指定訪問介護相当サービス事業者は、事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該事業者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の利用者。以下、この2において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者指定緩和基準訪問型サービス事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、管理者は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	介護保険法	第115条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型 3	1	1	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	当該項目は、高齢者向け訪問介護事業を行う事業所に配置すべき職員の人員基準を定めたものです。 対面でサービスを行うという事業の特性上、デジタル化することができません。 (介護保険法第115条の45第1項第1号イ及びロに規定する事業)			
270	兵庫県たつの市	福祉部 高年福祉課	常駐・専任	告示	たつの市介護予防・日常生活支援総合事業における事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに事業所の指定に関する基準を定める要綱	別表	指定緩和基準訪問型サービス事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、管理者は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	介護保険法	第115条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型 3	1	1	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	当該項目は、高齢者向け訪問介護事業を行う事業所に配置すべき職員の人員基準を定めたものです。 対面でサービスを行うという事業の特性上、デジタル化することができません。 (介護保険法第115条の45第1項第1号イ及びロに規定する事業)			
271	兵庫県たつの市	福祉部 高年福祉課	常駐・専任	告示	たつの市介護予防・日常生活支援総合事業における事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに事業所の指定に関する基準を定める要綱	別表	(1) 訪問介護相当サービスを行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき訪問介護員等(訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「法施行令」という。))第3条第1項に規定する者をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。	介護保険法	第115条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型 3	1	1	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	当該項目は、高齢者向け訪問介護事業を行う事業所に配置すべき職員の人員基準を定めたものです。 対面でサービスを行うという事業の特性上、デジタル化することができません。 (介護保険法第115条の45第1項第1号イ及びロに規定する事業)			
272	兵庫県たつの市	福祉部 高年福祉課	常駐・専任	告示	たつの市介護予防・日常生活支援総合事業における事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに事業所の指定に関する基準を定める要綱	別表	指定訪問介護相当サービス事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、管理者は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	介護保険法	第115条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型 3	1	1	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	当該項目は、高齢者向け訪問介護事業を行う事業所に配置すべき職員の人員基準を定めたものです。 対面でサービスを行うという事業の特性上、デジタル化することができません。 (介護保険法第115条の45第1項第1号イ及びロに規定する事業)			
273	兵庫県たつの市	福祉部 高年福祉課	常駐・専任	告示	たつの市介護予防・日常生活支援総合事業における事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに事業所の指定に関する基準を定める要綱	別表	(7) (1)のアの生活相談員又は(1)のウの介護職員のうち1以上は、常勤でなければならない。	介護保険法	第115条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型 3	1	1	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	当該項目は、高齢者向けサービス事業を行う事業所に配置すべき職員の人員基準を定めたものです。 対面でサービスを行うという事業の特性上、デジタル化することができません。 (介護保険法第115条の45第1項第1号イ及びロに規定する事業)			
274	兵庫県たつの市	福祉部 高年福祉課	常駐・専任	告示	たつの市介護予防・日常生活支援総合事業における事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに事業所の指定に関する基準を定める要綱	別表	指定通所介護相当サービス事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、管理者は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	介護保険法	第115条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型 3	1	1	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	当該項目は、高齢者向けサービス事業を行う事業所に配置すべき職員の人員基準を定めたものです。 対面でサービスを行うという事業の特性上、デジタル化することができません。 (介護保険法第115条の45第1項第1号イ及びロに規定する事業)			

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討					
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考
275	兵庫県たつの市	福祉部 高年福祉課	常駐・専任	告示	たつの市介護予防・日常生活支援総合事業における事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに事業所の指定に関する基準を定める要綱	別表	指定緩和基準通所型サービス事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、管理者は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	介護保険法 第115条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1	1	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	当該項目は、高齢者向けサービス事業を行う事業所に配置すべき職員の人員基準を定めたものです。対面でサービスを行うという事業の特性上、デジタル化することができません。（介護保険法第115条の45第1項第1号及びロに規定する事業）			
276	兵庫県たつの市	福祉部 高年福祉課	常駐・専任	告示	たつの市介護予防・日常生活支援総合事業における事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに事業所の指定に関する基準を定める要綱	別表	(3) 指定通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの単位ごとに、(1)のウの介護職員((2)の適用を受ける場合にあっては、(2)の看護職員又は介護職員。(4)及び(7)において同じ。)を、常時1以上当該通所介護相当サービスに従事させなければならない。	介護保険法 第115条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1	1	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	当該項目は、高齢者向けサービス事業を行う事業所に配置すべき職員の人員基準を定めたものです。対面でサービスを行うという事業の特性上、デジタル化することができません。（介護保険法第115条の45第1項第1号及びロに規定する事業）			
277	兵庫県たつの市	福祉部 高年福祉課	常駐・専任	告示	たつの市介護予防・日常生活支援総合事業における事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに事業所の指定に関する基準を定める要綱	別表	(2) 指定緩和基準通所型サービス事業者は、緩和した基準による通所型サービスの単位ごとに、(1)の従事者を、常時1人以上当該緩和した基準による通所型サービスに従事させなければならない。	介護保険法 第115条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1	1	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	当該項目は、高齢者向けサービス事業を行う事業所に配置すべき職員の人員基準を定めたものです。対面でサービスを行うという事業の特性上、デジタル化することができません。（介護保険法第115条の45第1項第1号及びロに規定する事業）			
278	兵庫県たつの市	福祉部 高年福祉課	常駐・専任	告示	たつの市介護予防・日常生活支援総合事業における事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに事業所の指定に関する基準を定める要綱	別表	(4) (2)のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成24年厚生労働省告示第118号)に規定する者であって、専ら訪問介護相当サービスに従事する者をもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。))又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。	介護保険法 第115条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1	1	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	当該項目は、高齢者向け訪問介護事業を行う事業所に配置すべき職員の人員基準を定めたものです。対面でサービスを行うという事業の特性上、デジタル化することができません。（介護保険法第115条の45第1項第1号及びロに規定する事業）			
279	兵庫県たつの市	福祉部 高年福祉課	常駐・専任	告示	たつの市介護予防・日常生活支援総合事業における事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに事業所の指定に関する基準を定める要綱	別表	(1) 緩和した基準による通所型サービスを行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者(指定緩和基準通所型サービス事業者が行う研修修了者)の員数は、緩和した基準による通所型サービスの単位ごとに、当該緩和した基準による通所型サービスを提供している時間帯に従事者(専ら緩和した基準による通所型サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間帯の合計数を当該緩和した基準による通所型サービスを提供している時間帯で除して得た数が利用者(当該事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、緩和した基準による通所型サービス及び指定通所介護の事業、緩和した基準による通所型サービス及び指定地域密着型通所介護の事業又は緩和した基準による通所型サービス及び通所介護相当サービスが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における緩和した基準による通所型サービス及び指定通所介護)の員数に相当するものである。	介護保険法 第115条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1	1	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	当該項目は、高齢者向けサービス事業を行う事業所に配置すべき職員の人員基準を定めたものです。対面でサービスを行うという事業の特性上、デジタル化することができません。（介護保険法第115条の45第1項第1号及びロに規定する事業）			
280	兵庫県たつの市	福祉部 高年福祉課	常駐・専任	告示	たつの市介護予防・日常生活支援総合事業における事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに事業所の指定に関する基準を定める要綱	別表	(1) 緩和した基準による訪問型サービスを行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者(緩和した基準による訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士、法施行令第3条第1項に規定する者又は市長が指定する研修受講者をいう。)の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。	介護保険法 第115条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1	1	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	当該項目は、高齢者向け訪問介護事業を行う事業所に配置すべき職員の人員基準を定めたものです。対面でサービスを行うという事業の特性上、デジタル化することができません。（介護保険法第115条の45第1項第1号及びロに規定する事業）			
281	兵庫県たつの市	福祉部 高年福祉課	常駐・専任	告示	たつの市介護予防・日常生活支援総合事業における事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに事業所の指定に関する基準を定める要綱	別表	(1) 通所介護相当サービスを行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき次の各号に掲げる従事者の員数は、当該各号に定めるところとする。	介護保険法 第115条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1	1	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	当該項目は、高齢者向けサービス事業を行う事業所に配置すべき職員の人員基準を定めたものです。対面でサービスを行うという事業の特性上、デジタル化することができません。（介護保険法第115条の45第1項第1号及びロに規定する事業）			
282	兵庫県たつの市	福祉部 高年福祉課	対面講習	告示	たつの市福祉資格取得助成事業実施要綱	第4条	(助成対象となる福祉資格) 第4条 助成対象となる福祉資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 介護職員初任者研修 (2) 実務者研修 (3) 介護福祉士 (4) 介護支援専門員										アナログ規制に該当しない 当該要綱の補助対象となる研修名を記載したものであるため

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討					
	自治体名	所管課	規制区分	規程等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考
283	兵庫県たつの市	健康部 健康課	往訪閲覧・縦覧	規則	地方独立行政法人たつの市民病院機構の業務運営等に関する規則	第11条	(財務諸表等の閲覧期間) 第11条 法第34条第3項に規定する規則で定める期間は、5年とする。	地方独立行政法人法	第34条第3項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型 4	1 ②	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	閲覧方法については、ホームページで公表している		
284	兵庫県たつの市	市民生活 部 環境課	定期検査・点検	告示	たつの市一般廃棄物再生利用業の指定に関する要綱	第13条	(報告) 第13条 一般廃棄物再生利用業の指定を受けた者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における一般廃棄物の再生利用に関し、当該一般廃棄物の種類ごとに、一般廃棄物再生利用業務報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	第2条の3第2項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	1 ①	b-2.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	オンライン申請を検討		
285	兵庫県たつの市	市民生活 部 環境課	目視	告示	たつの市再生資源集団回収運動奨励金交付要綱	様式第4号	(2) 回収重量が確認できるもの (3) 買取価格が確認できるもの (4) 引渡状況が確認できる写真（無償又は逆有償引取の品目がある場合に限り。）	当該規程	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 2	1 ①	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	目視においてデジタル技術の活用が可能であることを通知の発出等により明確化のうえ、周知することが必要。また、活用可能な技術を確認する必要がある。	令和9年4月	再生資源集団回収運動奨励金申請において、書類の電子提出が可能である旨を登録団体に通知する。
286	兵庫県たつの市	市民生活 部 環境課	定期検査・点検	告示	たつの市簡易専用水道管理指導要綱	第4条	(帳簿書類等の備付け) 第4条 設置者等は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める帳簿書類等を簡易専用水道設置所在地の事務所等に保存しなければならない。 (1) 永年保存すべき帳簿書類等 ア 簡易専用水道の設備の配置及び給水・排水系統を明らかにした図面 イ 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした図面 (2) 3年間保存すべき帳簿書類等 ア 水道法施行規則第56条に規定する定期検査に関する書類 イ 水槽の掃除に関する記録 ウ その他簡易専用水道の維持管理に関する記録	水道法、水道法施行令、水道法施行規則	第56条の9第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 2	1 ②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	定期検査・点検においてデジタル技術の活用が可能であることを通知の発出等により明確化のうえ、周知することが必要。また、活用可能な技術を確認する必要がある。	令和9年4月	
287	兵庫県たつの市	市民生活 部 環境課	目視	告示	たつの市特設水道管理指導要綱	様式第9号	特設水道検査員証 表記の者は、特設水道条例第17条の規定により立入検査をする権限を有する職員であることを証する。	特設水道条例、特設水道条例施行規則	第17条第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	目視においてデジタル技術の活用が可能であることを通知の発出等により明確化のうえ、周知することが必要。また、活用可能な技術を確認する必要がある。	令和9年4月	
288	兵庫県たつの市	市民生活 部 環境課	定期検査・点検	告示	たつの市専用水道管理指導要綱	第12条	(維持管理の状況の記録) 第12条 専用水道の水道技術管理者は、各月ごとに水道の維持管理の状況に関する記録を専用水道維持管理記録(様式第9号)により作成し、3年間保存しなければならない。	特設水道条例、特設水道条例施行規則	第13条第3号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	定期検査・点検においてデジタル技術の活用が可能であることを通知の発出等により明確化のうえ、周知することが必要。また、活用可能な技術を確認する必要がある。	令和9年4月	
289	兵庫県たつの市	市民生活 部 環境課	目視	告示	たつの市専用水道管理指導要綱	様式第10号	専用水道検査員証特設水道検査員証 表記の者は、水道法第39条の規定により立入検査をする権限を有する職員であることを証する。	特設水道条例、特設水道条例施行規則	第17条第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	目視においてデジタル技術の活用が可能であることを通知の発出等により明確化のうえ、周知することが必要。また、活用可能な技術を確認する必要がある。	令和9年4月	
290	兵庫県たつの市	上下水道 部 下水道管理課/上下水道部 下水道施設課	目視	条例	たつの市コミュニティプラント条例	第13条	(排水設備の立入検査) 第13条 市長は、排水処理施設の機能及び構造を保全し、又は排水処理施設からの放流水の水質について水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)及び市長が別に定める排水基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして処理区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。 2 前項の規定により、職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	浄化槽法	第12条の12第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	1 ①	c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当）	データ等で確認できない場合の立入検査である。		
291	兵庫県たつの市	市民生活 部 環境課	書面掲示	条例	たつの市墓地、埋葬等の経営に関する条例	第13条	(経営者の講ずべき措置) 第13条 経営者は、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 規則で定める掲示板を墓地等の敷地内で、かつ、容易に確認することができる場所に設置すること。 (2) 墓石等が倒壊したとき、又はそのおそれのあるときは、速やかに安全措置を講じ、又は墓石等の所有者に対し、同様の措置を講ずることを求めること。 (3) 墓地等を常に清潔に保ち、施設が老朽化したとき、又は破損したときは、速やかに修復等を行うこと。	墓地、埋葬等に関する法律	第10条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型 2	1 ②	1 ②	c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当）	デジタル技術の活用に対する許容が不明確であるため、運用の変更に伴う対応するもの。		
292	兵庫県たつの市	市民生活 部 環境課	目視	条例	たつの市住みよい環境を守る条例	第15条	(環境保全の施設整備) 第15条 市長は、大気観測施設の充実及び下水道事業の推進を図るとともに、監視及び測定体制を整備し、大気汚染、水質汚濁の状況を把握し、環境の保全に努めなければならない。	当該規程	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 3	1 ②	3	b-2.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	現状でアナログ的手段に限定されていない。		

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討					
	自治体名	所管課	規制区分	規程等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考
														見直しの方向性	見直しの方向性の詳細		
293	兵庫県たつの市	市民生活部 環境課	目視	条例	たつの市住みよい環境を守る条例	第16条	(管理及び監視の義務) 第16条 事業者は、大気汚染、水質汚濁となる公害の発生源を厳重に管理するとともに、その発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	3	b-2.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（直ちに運用の変更は困難））	現状でアナログ的手段に限定されていない。		
294	兵庫県たつの市	市民生活部 環境課	目視	条例	たつの市住みよい環境を守る条例	第51条	(立入調査等) 第51条 市長又は委員会は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に工場等その他の場所に立ち入り、関係者に質問し、関係帳簿書類、機械設備その他物件を調査し、又は関係者に対し必要な指示又は指導を行わせることができる。 2 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	3	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	必要に応じて職員の立ち入りが必要であり、高精度カメラやドローン等を使った遠隔調査は不可能と考えられる。		
295	兵庫県たつの市	市民生活部 環境課	目視	規則	たつの市住みよい環境を守る条例施行規則	第14条	(立入調査証) 第14条 条例第51条第2項に規定する立入調査等を行う職員の身分を示す証明書は、立入調査等職員証(様式第9号)とする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	3	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	必要に応じて職員の立ち入りが必要であり、高精度カメラやドローン等を使った遠隔調査は不可能と考えられる。		
296	兵庫県たつの市	市民生活部 環境課	目視	規則	たつの市住みよい環境を守る条例施行規則	様式第9号	立入調査等職員証 この者は、たつの市住みよい環境を守る条例第51条第1項に規定する立入調査を行う職員であることを証明する。 (立入調査等) 第51条 市長又は委員会は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に工場等その他の場所に立ち入り、関係者に質問し、関係帳簿書類、機械設備その他物件を調査し、又は関係者に対し必要な指示又は指導を行わせることができる。 2 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	3	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	必要に応じて職員の立ち入りが必要であり、高精度カメラやドローン等を使った遠隔調査は不可能と考えられる。		
297	兵庫県たつの市	市民生活部 環境課	書面掲示	教育委員会規則	たつの市住みよい環境を守る条例施行教育委員会規則	第6条	(届出を要する行為) 第6条 条例第27条第4号に規定する委員会で定める行為は、次に掲げるとおりとする。 (1) 立木の伐採及び土石類の採取 (2) 水面の埋立て又は干拓 (3) 屋外広告物の表示又は掲示	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②	2	c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当）	掲示に対する届出の規定であり、屋外掲示を行うという前提であるため見直し不可。		
298	兵庫県たつの市	市民生活部 環境課	書面掲示	教育委員会規則	たつの市住みよい環境を守る条例施行教育委員会規則	第7条	(届出を要しない行為) 第7条 条例第27条ただし書に規定する委員会が特に認める場合は、次に掲げるとおりとする。 (1) 通常の管理のために行う軽易な行為 (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 (3) 特別区域が指定され、又はその区域が拡張された際、既に着手されている行為 (4) 次に掲げる工作物の新築、改築又は増築 ア 特別区域内又は特別施設において行う工事に必要な仮設の工作物 イ 水道管、下水管その他これに類する工作物で地下に設けるもの ウ 社寺境内地又は墓地における鳥居、灯ろう、墓碑等 (5) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の区画形質の変更 ただし、当該変更部分の面積が10平方メートル以下、高さ1.5	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②	2	c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当）	掲示に対する届出の規定であり、屋外掲示を行うという前提であるため見直し不可。		
299	兵庫県たつの市	市民生活部 環境課	目視	教育委員会規則	たつの市住みよい環境を守る条例施行教育委員会規則	第8条	(立入調査証) 第8条 条例第51条第2項に規定する立入調査等を行う職員の身分を示す証明書は、立入調査等職員証(様式第5号)とする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	2	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	必要に応じて職員の立ち入りが必要であり、高精度カメラやドローン等を使った遠隔調査は不可能と考えられる。		
300	兵庫県たつの市	市民生活部 環境課	書面掲示	教育委員会規則	たつの市住みよい環境を守る条例施行教育委員会規則	様式第4号	(6) 屋外広告物の表示又は掲示 (7) 屋外広告物の表示又は掲示	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②	2	c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当）	掲示に対する届出の規定であり、屋外掲示を行うという前提であるため見直し不可。		
301	兵庫県たつの市	市民生活部 環境課	目視	教育委員会規則	たつの市住みよい環境を守る条例施行教育委員会規則	様式第5号	立入調査等職員証 この者は、たつの市住みよい環境を守る条例第51条第1項に規定する立入調査を行う職員であることを証明する。 (立入調査等) 第51条 市長又は委員会は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に工場等その他の場所に立ち入り、関係者に質問し、関係帳簿書類、機械設備その他物件を調査し、又は関係者に対し必要な指示又は指導を行わせることができる。 2 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	2	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	必要に応じて職員の立ち入りが必要であり、高精度カメラやドローン等を使った遠隔調査は不可能と考えられる。		

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討				
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考
														見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期
302	兵庫県たつの市	市民生活 部 環境課	目視	告示	たつの市スズメバチ 駆除事業補助金交付 要綱	様式第4号	(2) 駆除の実施時期及び実施場所並びに駆除に関して発生する 可能性のある危険を補助対象者及び作業現場の近隣住民等に知ら せ、注意を喚起すること。 2 補助対象者から申出があったときには、補助対象者に対し て、駆除前後の状況を確認できる写真等により、駆除の実施を報 告します。	当該例規	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型 1	1②	2	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直 ちには運用の変更は困難））	限定されていない		
303	兵庫県たつの市	市民生活 部 環境課	目視	告示	たつの市スズメバチ 駆除事業補助金交付 要綱	様式第4号	2 補助対象者から申出があったときには、補助対象者に対し て、駆除前後の状況を確認できる写真等により、駆除の実施を報 告します。	当該例規	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型 1	1②	2	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直 ちには運用の変更は困難））	限定されていない		
304	兵庫県たつの市	市民生活 部 環境課	目視	告示	たつの市飼い主のい ない猫不妊・去勢手 術費助成金交付要綱	第8条	(完了報告) 第8条 交付決定者は、手術を受けさせたときは、飼い主のいな い猫不妊・去勢手術実施完了報告書(様式第4号)に、次に掲げる 書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1) 手術費用の領収書及びその内訳が確認できる書類の写し (2) 手術前後の猫の写真(判別処置を実施したことが確認できる もの)	当該例規	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型 1	1②	2	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直 ちには運用の変更は困難））	限定されていない		
305	兵庫県たつの市	市民生活 部 環境課	目視	告示	たつの市飼い主のい ない猫不妊・去勢手 術費助成金交付要綱	様式第4号	(1) 手術費用の領収書及びその内訳が確認できる書類の写し (2) 手術前後の猫の写真(判別処置を実施したことが確認でき るもの)	当該例規	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型 1	1②	2	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直 ちには運用の変更は困難））	限定されていない		
306	兵庫県たつの市	市民生活 部 環境課	目視	告示	たつの市再生可能工 ネルギー発電設備設 置事業指導要綱	第9条	(立入調査) 第9条 市長は、必要があると認めるときは、事業者の同意を得 て関係職員を設置場所内に立ち入らせ、設置事業の状況を調査さ せることができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型 1	1①	2	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	必要に応じて職員の立ち入りが必要であ り、高精度カメラやドローン等を使った遠 隔調査は不可能と考えられる。		
307	兵庫県たつの市	市民生活 部 環境課	目視	告示	たつの市再生可能工 ネルギー発電設備設 置事業指導要綱	第11条	(市の事務分担) 第11条 この告示に基づく事務は、環境担当課が行う。ただ し、具体的な協議、指導及び立入調査については、それぞれの関 係法令等を所管する課及び環境担当課が連携して行うものとする 。	当該例規	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型 1	1①	2	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	必要に応じて職員の立ち入りが必要であ り、高精度カメラやドローン等を使った遠 隔調査は不可能と考えられる。		
308	兵庫県たつの市	市民生活 部 人権推 進課	往訪問覧・ 縦覧	告示	たつの市パートナ シップの宣誓の取扱 いに関する要綱	様式第1号	なお、宣誓に当たり、私たちの住民基本台帳を閲覧すること について同意します。	当該例規	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型 4	1②	3	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	市が申請者の住所・氏名等が合っているか 確認するために市民課が保有している個人 情報を人権推進課が閲覧することである。 依頼方法、提供方法について見直しすれば 良い。	令和9年4月	個別条例を改正する（令和9年 3月定例議会への上程を予定）
309	兵庫県たつの市	産業部 商 工振興課	対面講習	条例	たつの市消費生活セ ンター条例	第8条	(職員に対する研修) 第8条 市長は、当該消費生活センターにおいて第3条に掲げる 事業に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会 を確保するものとする。	消費者安全法	第11条	(a)国の法令等に 基づいて定めて いる規制	類型 1	1②	1②	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既 に運用まで変更済み））	オンラインでの研修を既に受講している。		
310	兵庫県たつの市	産業部 商 工振興課	定期検査・ 点検	告示	たつの市勤労者住宅 資金融資制度要綱	第9条	(報告) 第9条 金庫は、毎月未現在での融資実行状況を取りまとめ、翌 月末までに市長に報告するものとする。 2 市長は、前項のほか、金庫に対して必要な報告をさせること ができる。	たつの市勤労者住宅 資金融資制度要綱	第9条	(c)国の法令等を 参照しつつ、自 団体の条例等に 基づいて定めて いる規制	類型 2	1①	1①	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	個別に融資状況の具体報告を受ける必要が あるため。		
311	兵庫県たつの市	産業部 商 工振興課	定期検査・ 点検	告示	たつの市中小企業融 資制度要綱	第11条	(保証状況の報告) 第11条 保証協会は、毎月未現在で融資制度別に融資保証状況 を取りまとめ、翌月末までに市長に報告するものとする。	たつの市中小企業融 資要綱	第11条	(c)国の法令等を 参照しつつ、自 団体の条例等に 基づいて定めて いる規制	類型 2	1①	1①	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	個別に融資状況の具体報告を受ける必要が あるため。		
312	兵庫県たつの市	産業部 商 工振興課	定期検査・ 点検	告示	たつの市中小企業融 資制度要綱	第12条	(融資状況の報告) 第12条 取扱金融機関は、毎月未現在で融資制度別に融資状況 を取りまとめ、翌月末までに市長に報告するものとする。	たつの市中小企業融 資制度要綱	第12条	(c)国の法令等を 参照しつつ、自 団体の条例等に 基づいて定めて いる規制	類型 2	1①	1①	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	個別に融資状況の具体報告を受ける必要が あるため。		
313	兵庫県たつの市	産業部 農 林水産課	目視	告示	たつの市農地集積・ 集約化協力金交付要 綱	第8条	(検査) 第8条 市長は、協力金の交付に係る事業が適切に実施されてい るかどうかを確認するため、交付対象者に対し、立入検査を行う ことができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型 1	1①	1①	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直 ちには運用の変更は困難））	必要に応じ、実地検査を行う		来年度国の制度が変更となる 予定であるため（詳細不 明）、例規を見直す予定であ る。
314	兵庫県たつの市	産業部 農 林水産課	目視	告示	たつの市農林畜水産 業関係補助金等交付 要綱	第6条	(事業計画の承認) 第6条 市長は、前条の規定による事業実施計画承認申請書を受 理したときは、書類の審査及び必要に応じて実施する現地調査等 により事業実施計画の承認を行い、当該承認に係る者に事業実施 計画承認通知書(様式第2号)により通知するものとする。 2 市長は、前項の事業計画の承認に当たり、必要があると認め るときは、条件を付するものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型 1	1①	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	現地調査だけではなく、他の方法を検討す る	令和10年4月	
315	兵庫県たつの市	産業部 農 林水産課	目視	告示	たつの市農林畜水産 業関係補助金等交付 要綱	第8条	(補助金等の交付の決定) 第8条 市長は、前条の規定による補助金等交付申請書を受理し たときは、書類の審査、必要に応じて実施する現地調査等により 補助金等の交付決定を行い、補助金等交付決定通知書(様式第4 号)により、その旨を補助事業者等に通知するものとする。 2 市長は、前項の補助金等の交付決定に当たり、必要があると 認めるときは、条件を付するものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型 1	1①	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	現状でアナログ的な手段に限定されていな いため	令和10年4月	

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
	自治体名	所管課	規制区分	規程等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直し方向性の詳細	見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考
														見直し後 PHASE	見直し方向性の詳細			
322	兵庫県たつの市	産業部 農林水産課	常駐・専任	条例	たつの市火入れに関する条例	第12条	(火入従事者) 第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次に掲げるとおり火入れの作業に従事する者(以下「火入従事者」という。)を配置しなければならない。 (1) 0.5ヘクタールまでは10人以上 (2) 0.5ヘクタールを超える場合にあつては、その超える面積0.1ヘクタールにつき1人を前号の人数に加えて得た人数以上 (3) 前2号に定めるもののほか、市長は地域的条件により火入従事者の3分の1を下らない範囲で減員することができる。 2 火入者は、ノコギリ、ナタ、クワ、バケツ、スレムシロ(これらの器具以外のものは、許可証の指示事項に器具名及び数量を記載する。)等の消火に必要な器具を、火入従事者に携行させなければならない。 3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。 (消防長への通知等) 第16条 市長は、火入れの許可を行った場合には、消防長にその旨通知するものとする。 2 市長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。 3 市長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入りに立ち会わせることができる。 4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。	〇〇市(町村)火入れに関する条例(昭和59年1月26日59林野保第19号)	第12条第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	危険性が高いことから従事者が常駐の上直接目視確認する必要がある。			
323	兵庫県たつの市	産業部 農林水産課	目視	条例	たつの市火入れに関する条例	第16条	(公聴会の開催) 第5条 市長は、法第72条第1項の規定に基づき公聴会を開催しようとするときは、開催日1週間前までに聴聞の理由、日時及び場所を公告するとともに、当該建築協定をしようとする者(以下「協定者」という。)及び法第71条の規定による縦覧期間の満了後10日以内に市長に文書をもって異議を申し出たもの(以下「異議申出人」という。)に通知する。 2 前条の規定は、前項の規定により公告する場合について準用する。	森林法	第188条第2項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1①	2	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	現状でアナログ的な手段に限定されていないため			
324	兵庫県たつの市	都市政策部 建築住宅課	往訪問覧・縦覧	規則	たつの市建築協定条例施行規則	第4条	(申請に係る建築協定の公告) 第4条 法第71条の規定による建築協定書が提出された旨及びそれを縦覧に供する旨の公告は、たつの市公告式条例(平成17年条例第3号)の定めるところに準じて行うものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1①	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	たつの市公告式条例に準じる	令和9年4月	たつの市公告式条例 令和9年3月改正予定	
325	兵庫県たつの市	都市政策部 建築住宅課	往訪問覧・縦覧	規則	たつの市建築協定条例施行規則	第5条	(建築協定の認可の縦覧) 第18条 法第73条第3項の規定による知事の認可を受けた建築協定書を縦覧に供する旨の公告については、第4条の規定を準用する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1①	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	たつの市公告式条例に準じる	令和9年4月	たつの市公告式条例 令和9年3月改正予定	
326	兵庫県たつの市	都市政策部 建築住宅課	往訪問覧・縦覧	規則	たつの市建築協定条例施行規則	第18条	(現場検査) 第8条 市長は、補助事業が適切に行われているかを確認するため、現場検査を実施することができる。 2 市長は、現場検査を実施することとした場合は、住宅耐震化補助事業現場検査指定通知書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。 3 前項の規定により通知を受けた交付決定者は、住宅耐震化補助金現場検査申請書(様式第9号の2)に、補助事業区分に応じそれぞれ別表第2から別表第7までに定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。 4 市長は、第1項の現場検査を行った結果、補助事業における工事が適切に行われていないと認めた場合は、補助事業が適切に行われるよう交付決定者に指導するものとする。この場合において、市長は、交付決定者が当該指導に従わないときは、第12条の規定に基づき交付決定を取り消すことができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	活用可能な技術等が現時点で不存在			
327	兵庫県たつの市	都市政策部 建築住宅課	目視	告示	たつの市住宅耐震化補助金交付要綱	第8条	(入居者の公募の方法) 第4条 市長は、一般市営住宅の入居者の公募を次に掲げる方法によって行うものとする。 (1) 市の広報紙又はホームページ (2) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示 2 前項の公募に当たっては、市長は、一般市営住宅の位置、戸数、規格、家賃、入居資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示する。	公営住宅管理標準条例(案)について(平成8年10月14日建設省住総発第153号)	第3条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	すでにインターネット上でも公募の情報の掲載を行っており、アナログな方法に限定していないため、今後も広報誌（アナログ）とたつの市ホームページ（デジタル）の併用を行う。			
328	兵庫県たつの市	都市政策部 建築住宅課	書面掲示	条例	たつの市営住宅条例	第4条	(入居者の公募の方法) 第4条 市長は、一般市営住宅の入居者の公募を次に掲げる方法によって行うものとする。 (1) 市の広報紙又はホームページ (2) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示 2 前項の公募に当たっては、市長は、一般市営住宅の位置、戸数、規格、家賃、入居資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示する。	公営住宅管理標準条例(案)について(平成8年10月14日建設省住総発第153号)	第3条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	すでにインターネット上でも公募の情報の掲載を行っており、アナログな方法に限定していないため、今後も広報誌（アナログ）とたつの市ホームページ（デジタル）の併用を行う。			

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討					
	自治体名	所管課	規制区分	規程等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考
329	兵庫県たつの市	都市政策部 建築住宅課	定期検査・点検	条例	たつの市営住宅条例	第29条	(収入超過者等に関する認定) 第29条 市長は、 毎年度 、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第3号に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が普通市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を 通知 する。 2 市長は、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き政令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が普通市営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあつては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を 通知 する。 3 入居者は、前2項の規定による認定に対し、規則で定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を 審査 し、必要があると認めるときは、当該認定を 更正 する。 (収入状況の報告の請求等) 第36条 市長は、第14条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第16条(第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡し請求、第34条の規定によるあっせん等又は第38条の規定による普通市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署において必要な書類を 閲覧 させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。 2 市長は、前項の規定により報告を求めること等を、職員を指定して行わせることができる。 3 市長又は前項の規定により指定された職員は、前2項の規定	第28条第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由 等	見直し完了時期 ／（「継続検討」の場合）再 検討時期	備考	
330	兵庫県たつの市	都市政策部 建築住宅課	往訪問覧・縦覧	条例	たつの市営住宅条例	第36条	(収入状況の報告の請求等) 第36条 市長は、第14条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第16条(第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡し請求、第34条の規定によるあっせん等又は第38条の規定による普通市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署において必要な書類を 閲覧 させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。 2 市長は、前項の規定により報告を求めること等を、職員を指定して行わせることができる。 3 市長又は前項の規定により指定された職員は、前2項の規定										アナログ規制に該当しない 往訪問覧・縦覧について規定した条文ではないため
331	兵庫県たつの市	都市政策部 建築住宅課	目視	条例	たつの市営住宅条例	第60条	(立入検査) 第60条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理員又は市長の指定した者に市営住宅の 検査 をさせ、又は入居者に対して必要な指示をさせることができる。 2 前項の規定による 検査 において、現に使用している市営住宅に 立ち入 るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。 3 第1項の規定による 検査 に当たる者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 4 第1項の規定による 立入検査 の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	第66条第3項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	当該条項は、市営住宅の管理等に疑義があった場合に、入居者がいる場合は承諾のもと、住宅内に立ち入り調査ができることを定めたものである。そのため、職員が住宅に立ち入ることが必要であり、高精度カメラやドローン等を使った遠隔調査は不可能と考えられる。			
332	兵庫県たつの市	都市政策部 建築住宅課	目視	規則	たつの市営住宅条例施行規則	第4条	(抽せんの 立会い) 第4条 条例第9条第3項の規定による公開抽せんには、入居申込者のうち2人以上の者を、 立ち会 わせるものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	条例第9条第3項において、住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽せんにより入居者を決定するとしており、公平な抽選を目的として、2名以上の者を立ち会わせることとしている。 デジタルでの抽選とした場合、公平性の確保が難しく、また抽選専用のシステムを構築することはコスト増につながる。		
333	兵庫県たつの市	都市政策部 建築住宅課	書面掲示	条例	たつの市特定公共賃貸住宅条例	第4条	(入居者の公募の方法) 第4条 市長は、特定公共賃貸住宅の入居者の公募を次に 掲げる 方法によって行うものとする。 (1) 市の広報紙 (2) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における 掲示 2 前項の公募に当たっては、市長は、特定公共賃貸住宅の位置、戸数、規格、家賃、入居資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示する。	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則	第27条第2項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型4	1①	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	特定公共賃貸住宅については、常時入居募集を行っているため、公募や住宅の詳細な説明については現状においても市ホームページに掲載する運用を行っている。	令和9年3月	市営住宅条例と合わせる
334	兵庫県たつの市	都市政策部 建築住宅課	目視	条例	たつの市特定公共賃貸住宅条例	第43条	(立入検査) 第43条 市長は、特定公共賃貸住宅の管理上必要があると認めるときは、特別公共賃貸住宅監理員又は市長の指定した者に特定公共賃貸住宅の 検査 をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。 2 前項の 検査 において、現に使用している特定公共賃貸住宅に 立ち入 るときは、あらかじめ当該住宅の入居者の承諾を得なければならない。 3 第1項の規定による 検査 に当たる者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 4 第1項の規定による 立入検査 の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	当該条項は、特定公共賃貸住宅の管理等に疑義があった場合に、入居者がいる場合は承諾のもと、住宅内に立ち入り調査ができることを定めたものである。そのため、職員が住宅に立ち入ることが必要であり、高精度カメラやドローン等を使った遠隔調査は不可能と考えられる。		

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考	
														見直し後 PHASE	見直し後 PHASE				
335	兵庫県たつの市	都市政策部 都市計画課	往訪問覧・縦覧	条例	たつの市地区計画等の案の作成手続に関する条例	第2条	(地区計画等の原案の提示方法) 第2条 市長は、地区計画等の案を作成しようとする場合については、あらかじめ次に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。 (1) 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域 (2) 縦覧場所	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	見直し後 PHASE	見直し後 PHASE	市ホームページでも閲覧可能とする。	令和9年4月	
336	兵庫県たつの市	都市政策部 都市計画課	往訪問覧・縦覧	告示	たつの市まちづくり要綱	第3条	(市土地利用計画の作成) 第3条 市長は、市街化調整区域に係るまちづくりの基本的な計画として、たつの市土地利用計画(以下「市土地利用計画」という。)を作成するものとする。 2 市長は、市土地利用計画を作成しようとするときは、基本構想に則すとともに、まちづくりの諸計画との整合を図らなければならない。 3 市長は、市土地利用計画に次に掲げる事項を定めなければならない。 (1) 市土地利用計画の名称及び区域 (2) 市土地利用計画の目標 (3) 土地利用の基本方針 (4) 次に掲げる区域 ア 良好な自然環境の保全を図るべき区域 イ 森林と当該区域において整備される建築物等が調和した地域 (まちづくり団体土地利用計画の作成)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	見直し後 PHASE	見直し後 PHASE	市ホームページでも閲覧可能とする。	令和9年4月	
337	兵庫県たつの市	都市政策部 都市計画課	往訪問覧・縦覧	告示	たつの市まちづくり要綱	第8条	第8条 まちづくり団体は、その活動区域内を対象とした土地利用計画(以下「まちづくり団体土地利用計画」という。)を作成し、市長の認定を受けることができる。 2 まちづくり団体土地利用計画に定める事項については、第3条第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「市土地利用計画」とあるのは、「まちづくり団体土地利用計画」と読み替えるものとする。 3 まちづくり団体は、まちづくり団体土地利用計画を作成しようとするときは、あらかじめ、説明会の開催、アンケートの実施等区域内の市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。 4 まちづくり団体は、まちづくり団体土地利用計画を作成しようとするときは、あらかじめ、第3条第5項及び第6項の規定の例により、区域内の市民等の意見を聴くため、当該まちづくり団体(特別指定区域の指定の知事への申出)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	見直し後 PHASE	見直し後 PHASE	まちづくり団体の縦覧又は閲覧に係る条文であり、アナログ的な手段に限定されていない。		
338	兵庫県たつの市	都市政策部 都市計画課	往訪問覧・縦覧	告示	たつの市まちづくり要綱	第15条	第15条 市長は、市土地利用計画を作成した場合又は前条第1項の規定による申出があった場合は知事に対し、当該市の区域内の次の各号のすべてに該当する土地の区域について、都市計画法施行条例第7条第2号及び第3号に規定する特別指定区域として指定することを申し出ることができる。 (1) 当該区域において行う開発行為が、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められるものであること。 (2) 当該区域において行う開発行為に係る予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認められるものであること。 (3) 当該区域に係る土地利用計画の達成が見込まれるものであること (工事の検査)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	見直し後 PHASE	見直し後 PHASE	市ホームページでも閲覧可能とする。	令和9年4月	
339	兵庫県たつの市	都市政策部 都市計画課	目視	告示	たつの市開発行為指導要綱	第22条	第22条 事業者は、開発行為に係る工事のうち市長が指定する工程に達した場合は、速やかに工事写真及び公共公益施設の整備に係る根拠資料等を提出し、中間検査を受けなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。 2 事業者は、開発行為に係る工事が完了した場合は、速やかに公共公益施設工事完了届出書(様式第7号)に別表第3区分欄に掲げる区分に応じ、同表に掲げる図書を添えて、市長に提出し、完了検査を受けなければならない。 3 前項による検査の結果、不備がある場合は、事業者の負担において是正しなければならない。この場合において、事業者は、是正後、市長の完了検査を再度受けなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	見直し後 PHASE	見直し後 PHASE	目視による現地確認、目視の及ばない場所については写真等による確認が必要であるため		

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討					
	自治体名	所管課	規制区分	規程等種別	条例等名 ／ 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／ （「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考
														見直し後 PHASE	見直しの方向性			
340	兵庫県たつの市	都市政策部 都市計画課	目視	告示	たつの市土地区画整理事業助成要綱	第6条	(助成金の交付決定等) 第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、 現地調査 等により、助成金の交付の可否を決定し、速やかに申請者に土地区画整理事業助成金交付(変更)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。 2 市長は、前項の決定について必要があると認めるときは、条件を付すことができる。 3 市長は、前条第2項による変更の申出があったときは、第1項の決定額を変更することができる。	当該規程	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	1 ①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	目視による現地状況・確認が必要であるため			
341	兵庫県たつの市	都市政策部 都市計画課	目視	条例	たつの市都市公園条例	第21条	(調査等) 第21条 市長は都市公園の管理上又は公益上必要があると認めるときは、法又はこの条例の規定による許可事項その他必要と認める事項について報告を求め、又は担当職員に必要な場所に 立ち入り らせ、 調査 させ、若しくは 検査 させることができる。 2 前項に規定する当該職員は、要求があるときは、その身分を示す証書を提示しなければならない。											アナログ規制に該当しない 目視規制に限定したものでないため
342	兵庫県たつの市	都市政策部 都市計画課	常駐・専任	規則	たつの市都市公園条例施行規則	第10条	(公園管理員) 第10条 市長は、都市公園を管理するため公園ごと公園管理員を置くことができる。 2 公園管理員は、都市公園の施設の保全、秩序の維持等に 従事 する。											アナログ規制に該当しない 常駐・専任に限定したものでない
343	兵庫県たつの市	都市政策部 都市計画課	書面掲示	条例	たつの市住居表示に関する条例	第4条	(住居番号の表示) 第4条 建物等の所有者、管理者又は占有者は、市長が定める場合のほか、次の各号に定めるところにより、それぞれ住居番号を通行人から 見やすい 場所に表示しておくなければならない。 (1) 当該建物等の主要な出入口が道路に接している場合は、当該出入口付近 (2) 当該建物等から道路への主要な通路が、道路に接する付近 2 前項の表示の様式は、市長が別に定める場合を除き、別記様式によらなければならない。	住居表示に関する法律	第8条第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 4	1 ②	1 ②	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	住居表示をデジタル化する手法が存在しない			
344	兵庫県たつの市	都市政策部 都市計画課	往訪問覧・縦覧	告示	たつの市地価公示価格関係図書閲覧規程	第2条	(閲覧 の場所) 第2条 公示価格関係図書の 閲覧 場所は、たつの市都市計画担当課とする。	地価公示法施行令	第1条第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 4	1 ②	1 ②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	国土交通省のホームページ等から検索、閲覧することが可能であり、市窓口での閲覧は副次的なサービスであるため			
345	兵庫県たつの市	都市政策部 都市計画課	往訪問覧・縦覧	告示	たつの市地価公示価格関係図書閲覧規程	第3条	(閲覧 期間及び 閲覧 日等) 第3条 公示価格関係図書の 閲覧 期間、 閲覧 日及び 閲覧 時間は、次のとおりとする。 (1) 閲覧 期間 一般の 閲覧 に供した日から3年とする。 (2) 閲覧 日 1月4日から12月28日までの各日とする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。 (3) 閲覧 時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。	地価公示法施行令	第1条第1項及び第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 4	1 ②	1 ②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	国土交通省のホームページ等から検索、閲覧することが可能であり、市窓口での閲覧は副次的なサービスであるため			
346	兵庫県たつの市	都市政策部 都市計画課	往訪問覧・縦覧	告示	たつの市地価公示価格関係図書閲覧規程	第4条	(閲覧 の方法) 第4条 公示価格関係図書の 閲覧 をしようとする者(以下「 閲覧 者」という。)は、係員の承認を受けなければならない。 2 登録する建物及び土地の登記事項証明書、当該建物の 外観 ・居室及び土地の 現況 を確認することができる 写真 を必ず添付してください。											アナログ規制に該当しない 文言のみのため
347	兵庫県たつの市	都市政策部 建築住宅課	目視	告示	たつの市空き家情報登録制度実施要綱	様式第7号	2 登録する建物及び土地の登記事項証明書、当該建物の 外観 ・居室及び土地の 現況 を確認することができる 写真 を必ず添付してください。											アナログ規制に該当しない 様式のため
348	兵庫県たつの市	都市政策部 建築住宅課	目視	告示	たつの市空き家情報登録制度実施要綱	様式第7号	3 売買の場合は、地積 測量 図（法務局）、公課証明書（たつの市市税課）を添付してください。											アナログ規制に該当しない 様式のため
349	兵庫県たつの市	都市政策部 建築住宅課	目視	告示	たつの市空き家情報登録制度実施要綱	様式第7号	4 売買の場合は、地積 測量 図（法務局）、公課証明書（たつの市市税課）を添付してください。											アナログ規制に該当しない 様式のため
350	兵庫県たつの市	危機管理監 危機管理課	常駐・専任	訓令	たつの市防災行政無線局運用管理規程	第8条	(無線 従事者) 第8条 総括管理者は、無線局の運用体制に見合った員数の無線 従事者 を 配置 する。 2 総括管理者は、無線 従事者 の適正な 配置 を確保するため、常に無線 従事者 の養成に努める。 3 総括管理者は、無線 従事者 の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線 従事者 名簿(様式第1号)を作成する。 4 総括管理者は、無線 従事者 を 選任 又は解任したときは、電波法施行規則(昭和25年電波管理委員会規則第14号)別表第3号に規定する様式によりその旨を遅滞なく近畿総合通信局長に届けなければならない。	当該規程	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 2	1	1	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	防災行政無線使用の際は、常駐となるが、他業務と兼任しているため。			

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討					
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考
														見直しの方向性の詳細			
351	兵庫県たつの市	危機管理 監 危機管理課	対面講習	訓令	たつの市防災行政無線局運用管理規程	第8条	(無線従事者) 第8条 総括管理者は、無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置する。 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に努める。 3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿(様式第1号)を作成する。 4 総括管理者は、無線従事者を選任又は解任したときは、電波法施行規則(昭和25年電波管理委員会規則第14号)別表第3号に規定する様式によりその旨を遅滞なく近畿総合通信局長に届けなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ②	1 ①	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に運用まで変更済み))	オンライン講習に限らず、防災無線室での研修等も有用な養成と考えているため。		
352	兵庫県たつの市	危機管理 監 危機管理課	定期検査・点検	訓令	たつの市防災行政無線局運用管理規程	第12条	(無線設備の保守点検) 第12条 管理責任者は、無線設備の機能を正常に維持するため、日常点検、定期点検を行う。 2 管理責任者は、無線従事者に次の日常点検を実施させるものとする。 (1) 通話試験 (2) 設備の現状点検 3 管理責任者は、年1回以上無線業者に定期点検を実施させるものとする。 4 前2項の規定により点検を実施した者は、設備に異常を発見したときは、速やかに管理責任者に報告しなければならない。 5 管理責任者は、前項の報告を受けたときは、直ちに確認し、当該無線設備の機能復旧の措置を講じなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 2	1 ①	1 ①	b-2.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (直ちに運用の変更は困難))	防災無線室や市内設備の点検について、活用可能な技術等が現時点で不存在である。		
353	兵庫県たつの市	危機管理 監 危機管理課	対面講習	訓令	たつの市防災行政無線局運用管理規程	第13条	(通信訓練) 第13条 総括管理者は、非常時に備え、無線設備の取扱いの習熟を図るため、通信訓練を定期的に実施するものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ②	1 ①	b-2.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (直ちに運用の変更は困難))	無線操作がオンライン手続き化されていないため。		
354	兵庫県たつの市	市民生活 部 環境課	書面掲示	告示	たつの市災害時における生活用水の確保に関する要綱	第8条	(管理) 第8条 市長は、災害時に迅速かつ安全に応急井戸を活用できるよう、次のことを行うものとする。 (1) 応急井戸の所在地等の公表及び名簿の管理に関すること。 (2) その必要な措置に関すること。 2 登録者は、次のことを行うものとする。 (1) 前条第2項の規定により交付を受けた標識の掲示に関すること。 (2) 応急井戸の適正な維持管理に関すること。 (3) 災害発生時の応急井戸の点検及び異常が確認された際の市長への報告に関すること。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 2	1 ②	2	c-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	災害時応急井戸の掲示はアナログ的な手段でなければならない。		
355	兵庫県たつの市	危機管理 監 危機管理課	目視	規則	たつの市消防団規則	第14条	(報告) 第14条 災害現場に出勤した分団は、消防作業終了後、出勤人員及び機械器具を点検し、その異状の有無等について団長に報告しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	1 ①	c-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	消防作業終了後の点検のため。		
356	兵庫県たつの市	危機管理 監 危機管理課	目視	規則	たつの市消防団員等公務災害補償条例施行規則	第2条	(公務災害の認定) 第2条 消防団員又は消防法(昭和23年法律第186号)第25条第2項若しくは第29条第5項(同法第36条において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者又は水防法(昭和24年法律第193号)第24条の規定により水防に従事した者若しくは災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第65条第1項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「消防団員等」という。)が、公務上死亡又は負傷若しくは疾病にかかった場合には、現場責任者又はその代表者は、死亡又は負傷若しくは疾病の原因及び状況を詳細に調査し、公務災害認定内申書(様式第1号)を作成し、医師の診断書、補償基礎額算定書(様式第2号)及び状況報告書を添えて市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の書類を受理したときは、直ちにその事実を審査し、その者が各別に定める補償を受けべき権利を有するものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	1 ①	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に運用まで変更済み))	調査については、聞き取りのほか、メールの活用も行っているため。		
357	兵庫県たつの市	危機管理 監 危機管理課	定期検査・点検	規則	たつの市消防団員等公務災害補償条例施行規則	第9条	(定期報告) 第9条 市長は、毎年1回2月1日から同月10日までの間に、傷病補償年金を受ける権利を有する者(以下「傷病補償年金の受給権者」という。)、障害補償年金を受ける権利を有する者(以下「障害補償年金の受給権者」という。)(又は遺族補償年金を受ける権利を有する者(以下「遺族補償年金の受給権者」という。))から定期報告書(様式第10号から様式第10号の3までのうち必要なもの)を提出させるものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	1 ①	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に運用まで変更済み))	現況確認のため、年1回は定期的に状況確認する必要があるため。また、郵送・FAXでの提出のほか、メール提出も認めているため。		

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 / 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直し予定 / (「継続検 討」の場合) 再 検討時期	備考	
														見直し後 PHASE	見直しの方向性の詳細			
358	兵庫県たつの市	教育管理部 教育総務課	書面掲示	教育委員会規則	たつの市教育委員会 公告式に関する規則	第2条	(規則等の公布) 第2条 規則等は、会議において議決をした日から起算して7日以内に公布するものとする。 2 規則等を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文及び教育委員会名を記入して、教育長が署名するものとする。 3 規則等の公布は、たつの市公告式条例(平成17年条例第3号)に定める 掲示場 に 掲示 してこれを行う。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 4	1 ①	3	a-1.要見直し (条文の改正が必要)	見直しの具体的な方法 / 見直し不要の具体的な理由 / 見直し否の具体的な理由 / 継続検討の具体的な理由 等	デジタル技術の活用が許容されていない規定ぶりであることから、規則の改正が必要。	令和9年3月	総務課所管の「たつの市公告式条例」の改正と同時期とする。
359	兵庫県たつの市	教育管理部 教育総務課	定期検査・点検	教育委員会訓令	たつの市教育委員会の管理に属する施設の火気取締規程	第4条	(防火管理者) 第4条 消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、教育施設に防火管理者を置く。 2 防火管理者は、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第3条に定める資格を有する者のうちから教育委員会が任命する。 3 防火管理者は、法第8条第1項に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1) 定期 又は 不定期 の消防設備の 点検 及び整備を行うこと。 (2) 火気取締責任者その他防火管理者の業務に従事する者に対して必要な指示を与えること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、防火管理上必要な計画の立案に関すること。 4 教育委員会は、防火管理者に事故があり、又は防火管理者が 欠け 、その職務を行うことができないときに備え、 令第3条に定(定期報告) 第11条 年金たる補償を受ける者は、 毎年1回 2月1日から同月末日までの間に、その障害の現状又は遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の現状を教育委員会に 報告 しなければならない。ただし、教育委員会があらかじめその必要がないと認めて 通知 した場合は、この限りでない。	消防法	第8条第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 2	1 ①	1 ①	c-2.見直し否 (活用可能な技術等が現時点で不存在)	消防設備は法令に基づき専門業者が定期的に点検しており、防火管理者としての点検は校舎見回り時等に目視等により行っている。現時点では他に活用できる技術がない状況である。			
360	兵庫県たつの市	教育管理部 学校教育課	定期検査・点検	教育委員会規則	たつの市立学校の学校区、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則	第11条	(定期報告) 第11条 年金たる補償を受ける者は、 毎年1回 2月1日から同月末日までの間に、その障害の現状又は遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の現状を教育委員会に 報告 しなければならない。ただし、教育委員会があらかじめその必要がないと認めて 通知 した場合は、この限りでない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ②	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的な手段に限定されていない (既に運用まで変更済み))	条文がアナログ的な手段に限定されていないため、見直し不要		オンラインによる報告を励行する。	
361	兵庫県たつの市	教育管理部 学校教育課	常駐・専任	教育委員会訓令	たつの市立学校教職員安全衛生管理規程	第7条	(産業医) 第7条 たつの市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、教職員の健康管理等を行うために必要な医学に関する知識を有する医師のうちから、産業医を 選任 するものとする。 2 産業医は、次に掲げる医学に関する専門的知識を必要とする事項を行うものとする。 (1) 教職員の健康診断の結果に基づく措置に関すること。 (2) 教職員に対する保健指導及び健康相談に関すること。 (3) 職場の巡視並びに教職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。 (4) 衛生教育に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、教職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。 3 産業医は、前項各号に掲げる事項について、安全衛生管理者に対し 助言 し、又は衛生推進者に対し 指導 し、若しくは 助言 する (日直及び宿直) 第30条 校長は、非常災害、その他必要な場合には、所属職員に学校の 日直 及び 宿直 を命ずることができる。 2 校長は、所属職員に 日直 及び 宿直 を命じた場合には、教育委員会に報告しなければならない。											アナログ規制に該当しない 常駐・専任に限定したものではない
362	兵庫県たつの市	教育管理部 学校教育課	常駐・専任	教育委員会規則	たつの市立学校管理運営規則	第30条	(日直及び宿直) 第30条 校長は、非常災害、その他必要な場合には、所属職員に学校の 日直 及び 宿直 を命ずることができる。 2 校長は、所属職員に 日直 及び 宿直 を命じた場合には、教育委員会に報告しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 3	1	1	c-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	非常災害やその他緊急対応により、人的要員を必要とする場合においてのみ言及しており、本件の対象外である。			
363	兵庫県たつの市	教育管理部 すこやか給食課	往訪問覧・縦覧	教育委員会告示	たつの市学校給食センター物資納入業者登録要綱	第3条	(登録の申請) 第3条 業者の登録申請手続は、次のとおりとする。 (1)~(4) 省略 (5) 添付資料 次に掲げる全ての資料を申請書に添付すること。 ア 市町村税に係る納税証明書 イ 主たる取引金融機関及び主たる仕入、販売先等を記載した書類 ウ 営業所及び工場の施設、設備の平面図 エ 食品衛生 監視 票(写し) オ 従業員健康管理状況説明書 カ 検便の結果証(写し) キ 輸送方法(経路図及び所要時間、使用車種等)説明書	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 3	1 ②	2	a-3.要見直し (今後運用の変更のみを行う)	申請書類等のオンライン提出を可とする。	令和8年3月		
364	兵庫県たつの市	教育事業部 社会教育課	常駐・専任	規則	たつの市総合文化会館管理規則	第11条	(責任者の設置) 第11条 使用者は、使用する施設内の秩序を保持するため、責任者を 置かなければならない 。										アナログ規制に該当しない 常駐・専任に限定したものではない	
365	兵庫県たつの市	教育事業部 社会教育課	常駐・専任	規則	たつの市青少年館管理規則	第13条	(責任者の設置) 第13条 使用者は、使用する施設内の秩序を保持するため、責任者を 置かなければならない 。										アナログ規制に該当しない 常駐・専任に限定したものではない	
366	兵庫県たつの市	教育事業部 社会教育課	常駐・専任	教育委員会規則	たつの市放課後児童クラブ条例施行規則	第9条	(放課後児童支援員) 第9条 教育委員会は、児童クラブの円滑な運営を図るため、児童クラブに放課後児童支援員を 配置 する。 2 放課後児童支援員は、教育委員会が任用する。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	第10条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型 3	1	1	c-1.見直し否 (アナログ的な手段に限定することが適当)	万が一の際の即時対応が物理的に困難なため			

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
	自治体名	所管課	規制区分	規程等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考	
														見直しの方向性	見直しの方向性の詳細			
													<small> a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討 </small>					
367	兵庫県たつの市	教育事業部 スポーツ振興課	対面講習	教育委員会規則	たつの市スポーツ推進委員会に関する規則	第7条	(研修) 第7条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行ううえで必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ②	1 ②	b-2.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	形式までは指定していないことから、現行規定を維持したままとしたもの。			
368	兵庫県たつの市	教育事業部 スポーツ振興課	対面講習	教育委員会規則	たつの市スポーツリーダーバンク設置規則	第5条	(登録指導者の任務) 第5条 登録指導者は、次の各号について誠意をもって履行しなければならない。 (1) 指導者紹介要請のあった団体の事業活動の趣旨に応じるよう努力すること。 (2) 常に 研修 を重ね、自己の資質向上に努めること。 (3) 登録の記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。 (4) 指導に当たっては、リーダーバンク登録証を保持し、求めに応じ提示すること。											アナログ規制に該当しない 単なる用語のため
369	兵庫県たつの市	教育事業部 スポーツ振興課	対面講習	教育委員会規則	たつの市スポーツリーダーバンク設置規則	第7条	(研修) 第7条 教育委員会は、登録指導者の資質向上のため、公的機関の開催する 講習会 、 研修会 等に派遣することができる。この場合において、参加に要した実費の弁償として、予算の範囲内において旅費を支給するものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ②	1 ②	b-2.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	形式までは指定していないことから、現行規定を維持したままとしたもの。			
370	兵庫県たつの市	教育事業部 歴史文化財課	常駐・専任	条例	たつの市文化財保護条例	第6条	(所有者等の管理義務及び管理責任者) 第6条 所有者等は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、市指定文化財を管理しなければならない。 2 所有者等は、特別の事情があるときは、市指定文化財の管理の責に任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を 選任 することができる。 3 前項の規定により管理責任者を 選任 したときは、所有者等は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任したとき又は変更したときも同様とする。 4 管理責任者(以下「所有者等」に含めていう。)には、第1項の規定を準用する。											アナログ規制に該当しない 常駐・専任に限定したものではない
371	兵庫県たつの市	教育事業部 歴史文化財課	常駐・専任	教育委員会規則	たつの市文化財保護条例施行規則	第7条	(管理責任者の 選任 又は解任等の届出) 第7条 条例第6条の規定により市指定文化財の管理責任者を 選任 、変更又は解任したときは、管理責任者 選任 (変更、解任)届(様式第8号)を教育委員会に提出しなければならない。											アナログ規制に該当しない 常駐・専任に限定したものではない
372	兵庫県たつの市	教育事業部 歴史文化財課	常駐・専任	教育委員会規則	たつの市文化財保護条例施行規則	様式第3号	(選任 ・解任・変更)											アナログ規制に該当しない 様式のため
373	兵庫県たつの市	教育事業部 歴史文化財課	常駐・専任	教育委員会規則	たつの市文化財保護条例施行規則	様式第4号	(選任 ・解任・変更)											アナログ規制に該当しない 様式のため
374	兵庫県たつの市	教育事業部 歴史文化財課	常駐・専任	教育委員会規則	たつの市文化財保護条例施行規則	様式第7号	(選任 ・解任・変更)											アナログ規制に該当しない 様式のため
375	兵庫県たつの市	教育事業部 歴史文化財課	常駐・専任	教育委員会規則	たつの市文化財保護条例施行規則	様式第8号	管理責任者 選任 （解任、変更）届 下記のとおり、たつの市指定文化財の管理責任者を 選任 （解任、変更）しましたのでお届けします。 5 選任 （解任、変更）の年月日 6 選任 （解任、変更）の理由											アナログ規制に該当しない 様式のため
376	兵庫県たつの市	都市政策部 町おこし課	書面掲示	教育委員会規則	たつの市教育委員会伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則	第5条	(許可標識の 掲示) 第5条 現状変更行為者は、当該許可に係る行為の期間中、当該行為を行う土地の区域内の 見やすい 場所に伝統的建造物群保存地区現状変更行為許可標識(様式第5号)を 掲示 しておかなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 4	1 ①		d.継続検討	デジタル技術の活用が許容されていない規定ぶりであることから、条文の改正が必要であるが、活用可能な技術を確認する必要がある。	令和9年3月	全庁的な見直し方針が確定した時期	
377	兵庫県たつの市	都市政策部 町おこし課	目視	規則	たつの市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付規則	第6条	(交付決定等) 第6条 市長は、前条に規定する申請書を受領したときは、その内容を審査するとともに必要に応じて 現地調査 を実施し、当該申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定(以下「交付決定」という。)し、伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。 2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、その理由を付して伝統的建造物群保存地区保存事業補助金却下通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	1 ①	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	現時点では規制目的を達成可能な水準の代替手段が存在しないが、技術進展の動向を注視しつつ、可能な場合には見直しを行う。			

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討				
	自治体名	所管課	規制区分	規程等種別	条例等名 / 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直し予定 / (「継続検 討」の場合) 再 検討時期	備考
														見直し後 PHASE	見直しの方向性の詳細		
378	兵庫県たつの市	都市政策部 町おこし課	目視	規則	たつの市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付規則	第9条	(補助金の額の確定) 第9条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、その内容を審査するとともに必要に応じて 現地調査 を実施し、当該報告が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付確定通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知するものとする。	当該規程	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	1 ①	c-2.見直し否 (活用可能な技術等が現時点で不存在)	現時点では規制目的を達成可能な水準の代替手段が存在しないが、技術進展の動向を注視しつつ、可能な場合には見直しを行う。		
379	兵庫県たつの市	上下水道部 上水道課	定期検査・点検	水道事業管理規程	たつの市水道事業会計規程	第39条	(支払小切手の整理) 第39条 企業出納員は、 毎月 末支払小切手未払高を調査しなければならない。 2 企業出納員は、支払小切手が時効により消滅したときは、直ちに収入伝票を発行しなければならない。	何市(町村)水道事業会計規程(平成24年10月19日総財公第98号)	第38条第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 3	1 ①	1 ①	c-2.見直し否 (活用可能な技術等が現時点で不存在)	現時点では規制目的を達成可能な水準の代替手段が存在しないが、技術進展の動向を注視しつつ、可能な場合には見直しを行う。		
380	兵庫県たつの市	上下水道部 上水道課	目視	水道事業管理規程	たつの市水道事業会計規程	第61条	(実地 棚卸しの立会い) 第61条 企業出納員は、前条第1項及び第2項の規定により 実地 棚卸しを行うときは、管理者の指定する貯蔵品の受払に関係のない職員を 立ち会 わせなければならない。	何市(町村)水道事業会計規程(平成24年10月19日総財公第98号)	第60条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	1 ①	c-2.見直し否 (活用可能な技術等が現時点で不存在)	現時点では規制目的を達成可能な水準の代替手段が存在しないが、技術進展の動向を注視しつつ、可能な場合には見直しを行う。		
381	兵庫県たつの市	上下水道部 上水道課	定期検査・点検	水道事業管理規程	たつの市水道事業会計規程	第97条	(計理状況の報告) 第97条 部長は、 毎月 末日をもって月次試算表及び資金予算表を作成し、管理者の決裁を受けなければならない。この場合において、管理者は、当該月次試算表及び資金予算表を翌月20日までに市長に提出するものとする。	地方公営企業法	第31条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型 3	1 ①	1 ①	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	電子決裁に変更済み		
382	兵庫県たつの市	上下水道部 上水道課	定期検査・点検	条例	たつの市水道事業給水条例	第27条	(料金の算定) 第27条 料金は、2か 月ごと にメーターを 点検 し、その示す使用水量によって算定する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。 2 前項の使用水量は、各月均等とみなす。	標準給水条例(規程)の送付について(昭和33年11月1日衛水第61号)	第23条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 2	1 ①	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	現行規定のまま技術を活用した「遠隔地からの随時の自動検針」が可能である。		
383	兵庫県たつの市	上下水道部 上水道課	定期検査・点検	水道事業管理規程	たつの市水道事業給水条例施行規程	第28条	(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等) 第28条 条例第40条の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する 検査 の受検は、次に定めるところによる。 (1) 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者(以下「設置者」という。)は、次に掲げる管理基準に従い、管理すること。 ア 1年以内 ごと に 1回 、 定期 に貯水槽の掃除を行うこと。 イ 有害物、異物又は汚水等の混入によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。 ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常があるときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて 検査 を行うこと。 エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険(指定の基準) 第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。 (1) 事業所 ごと に第12条第1項の規定により主任技術者として 選任 されることとなる者を 置く 者であること。 (2) 次に定める機械器具を有する者であること。 ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具 イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具 ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具 エ 水圧テストポンプ (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの イ 破産手続開始の決定を受けた復権を待たない者	当該規程	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	1 ①	c-2.見直し否 (活用可能な技術等が現時点で不存在)	簡易専用水道の管理基準に準じる		
384	兵庫県たつの市	上下水道部 上水道課	常駐・専任	水道事業管理規程	たつの市水道事業指定給水装置工事事業者規程	第5条	(指定等の公示) 第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、その都度たつの市公告式条例(平成17年条例第3号)第2条第2項に定める 掲示場 に 掲示 して公示する。 (1) 第5条の規定により指定工事業者を指定したとき。 (2) 第6条の2第4項において準用する第5条の規定により指定工事業者の指定を更新したとき。 (3) 第7条の規定により、指定工事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。 (4) 第8条の規定により指定工事業者の指定を取り消したとき。 (5) 前条の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。	水道法施行規則	第21条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型 2	1	2	b-1.見直し不要 (現状でアナログ的手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	第12条第4項改正済 (二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼任することが可能)		
385	兵庫県たつの市	上下水道部 上水道課	書面掲示	水道事業管理規程	たつの市水道事業指定給水装置工事事業者規程	第10条	(指定等の公示) 第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、その都度たつの市公告式条例(平成17年条例第3号)第2条第2項に定める 掲示場 に 掲示 して公示する。 (1) 第5条の規定により指定工事業者を指定したとき。 (2) 第6条の2第4項において準用する第5条の規定により指定工事業者の指定を更新したとき。 (3) 第7条の規定により、指定工事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。 (4) 第8条の規定により指定工事業者の指定を取り消したとき。 (5) 前条の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。	当該規程	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 4	1 ②	3	a-1.要見直し (条文の改正が必要)	デジタル技術の活用が許容されていない規定ぶりであることから、条文の改正が必要。	令和9年3月	

No.	規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討							
	自治体名	所管課	規制区分	規程等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考
386	兵庫県たつの市	上下水道部 上下水道課	常駐・専任	水道事業管理規程	たつの市水道事業指定給水装置工事事業者規程	第12条	(主任技術者の選任等) 第12条 指定工事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。 2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該理由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。 3 指定工事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第6号)による届出書により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。 4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の主任技術者を兼ねることとなるときは、当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。	水道法施行規則	第21条第3項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型2	1	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	第12条第4項改正済（二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼任することが可能）		
387	兵庫県たつの市	上下水道部 上下水道課	常駐・専任	水道事業管理規程	たつの市水道事業指定給水装置工事事業者規程	第13条	(事業の運営に関する基準) 第13条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。 (1) 給水装置工事ごとに前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。 (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。 (3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合する上に	水道法施行規則	第36条第2号	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型2	1	2	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	現時点では規制目的を達成可能な水準の代替手段が存在しないが、技術進展の動向を注視しつつ、可能な場合には見直しを行う。		
388	兵庫県たつの市	上下水道部 上下水道課	対面講習	水道事業管理規程	たつの市水道事業指定給水装置工事事業者規程	第13条	(事業の運営に関する基準) 第13条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。 (1) 給水装置工事ごとに前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。 (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。 (3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合する上に	水道法施行規則	第36条第4号	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1②	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	オンラインによる受講申込、講習受講（Web配信方式）が可能である。		
389	兵庫県たつの市	上下水道部 上下水道課	目視	水道事業管理規程	たつの市水道事業指定給水装置工事事業者規程	第16条	第16条 管理者は、指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第13条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。	水道法	第25条の9	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1①	2	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	現時点では規制目的を達成可能な水準の代替手段が存在しないが、技術進展の動向を注視しつつ、可能な場合には見直しを行う。		
390	兵庫県たつの市	上下水道部 上下水道課	対面講習	水道事業管理規程	たつの市水道事業指定給水装置工事事業者規程	第19条	(講習会) 第19条 管理者は、給水装置工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定工事業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施し、又は他団体の実施する講習会を推薦することができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1②	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	オンラインによる受講申込、講習受講（Web配信方式）が可能である。		
391	兵庫県たつの市	上下水道部 上下水道課	目視	訓令	漏水に伴う使用水量認定基準	第7条	(実地調査) 第7条 使用水量認定の必要が生じたときは、直ちに実地調査のうえ、迅速かつ的確に事務処理をするものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型2	1①	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	デジタル技術の活用が許容されていない規定ぶりであることから、条文の改正が必要。	令和9年3月	
392	兵庫県たつの市	上下水道部 下水道管理課	定期検査・点検	規則	たつの市下水道事業会計規則	第39条	(支払小切手の整理) 第39条 企業出納員は、毎月末支払小切手未払高を調査しなければならない。 2 企業出納員は、支払小切手が時効により消滅したときは、直ちに収入伝票を発行しなければならない。	何市(町村)水道事業会計規程(平成24年10月19日総財公第98号)	第38条第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型3	1②	1②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	小切手は令和9年3月末までに廃止される予定で、当該アナログ規制とは別に規則改正することとなり、当該条文は削除される。		
393	兵庫県たつの市	上下水道部 下水道管理課	目視	規則	たつの市下水道事業会計規則	第61条	(実地棚卸しの立会い) 第61条 企業出納員は、前条第1項及び第2項の規定により実地棚卸しを行うときは、市長の指定する貯蔵品の受払に関係のない職員を立ち会わせなければならない。	何市(町村)水道事業会計規程(平成24年10月19日総財公第98号)	第60条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	帳簿残高と棚卸残高が一致しているかの確認のため、棚卸残高は実地でなければならない。		

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
	自治体名	所管課	規制区分	規程等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考	
														見直し後の方向性	見直しの方向性の詳細			
394	兵庫県たつの市	上下水道部 下水道管理課	定期検査・点検	規則	たつの市下水道事業会計規則	第97条	(計理状況の報告) 第97条 部長は、毎月末日をもって月次試算表及び資金予算表を作成し、翌月20日までに市長に報告しなければならない。	地方公営企業法	第31条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型 2	1 ①	1 ①	a-1.見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちに運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	出納検査が毎月実施されるので毎月の報告が必要である。報告はオンライン化している。		
395	兵庫県たつの市	上下水道部 下水道管理課	常駐・専任	規則	たつの市下水道排水設備指定工事店規則	第3条	(指定工事店の指定) 第3条 排水設備工事を施工することができる者は、次に掲げる要件に適合している事業者で、市長が指定するものとする。 (1) 責任技術者を1人以上 兼任 (兵庫県内における営業所について 兼任 することを妨げない。)していること。 (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。 (3) 兵庫県内に営業所があること。 (4) 次のいずれにも該当しないこと。 ア 事業者(法人にあつては代表者)が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 イ 事業者(法人にあつては代表者)が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ウ 事業者(法人にあつては代表者)が第18条の規定により責任技術者としての登録を取り消された日から2年を経過していない。 (指定工事店証)	標準下水道条例について(昭和34年1月18日厚生省衛発第1108号・建設省計発441号)	第6条の3第1項第1号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 2	3	3	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	R6.3月 規則改正済（アナログ規制対応済）			
396	兵庫県たつの市	上下水道部 下水道管理課	書面掲示	規則	たつの市下水道排水設備指定工事店規則	第5条	(指定工事店の指定) 第5条 市長は、指定工事店として指定を行った事業者に対し、下水道排水設備指定工事店証(様式第3号。以下「指定工事店証」という。)を交付する。 2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の 見やすい場所に掲げ なければならない。 3 指定工事店は、指定工事店証を損傷し、又は紛失したときは、直ちに指定工事店証再交付申請書(様式第4号)を市長に提出して再交付を受けなければならない。 4 指定工事店は、第10条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならない。また、第10条第2項により指定の効力を一時停止されたときは、その期間指定工事店証を返納しなければならない。	標準下水道条例について(昭和34年1月18日厚生省衛発第1108号・建設省計発441号)	第6条の10第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 4	1 ②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	デジタル技術の活用が許容されていない規定ぶりであることから、標準下水道条例の改正があれば規則改正する。	令和9年3月		
397	兵庫県たつの市	上下水道部 下水道管理課	目視	規則	たつの市下水道排水設備指定工事店規則	第12条	(責任技術者の責務) 第12条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工(監理を含む。)に当たらなければならない。 2 責任技術者は、当該工事が竣工した際に行われる完了 検査に立ち会 わなければならない。	標準下水道条例について(昭和34年1月18日厚生省衛発第1108号・建設省計発441号)	第6条の4第2項第4号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1 ①	2	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	現時点では規制目的を達成可能な水準の代替手段が存在しないが、技術進展の動向を注視しつつ、可能な場合には見直しを行う。			
398	兵庫県たつの市	上下水道部 下水道管理課	対面講習	規則	たつの市下水道排水設備指定工事店規則	第17条	(登録の更新及び更新講習) 第17条 責任技術者は、登録期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、期間満了日までにあらかじめ登録の更新(以下「登録更新」という。)を受けなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。 2 登録更新を受けようとする責任技術者は、県センターが試験合格後5年毎に実施する更新 講習を受講 しなければならない。 3 登録更新を受けようとする責任技術者は、市長が指定する期日までに様式第8号による申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し (2) 更新 講習受講修了証 の写し (3) 写真 (4) 誓約書											アナログ規制に該当しない 県の講習についてのため
399	兵庫県たつの市	上下水道部 下水道管理課	書面掲示	条例	たつの市下水道事業受益者負担金徴収条例	第13条	(公示送達) 第13条 市長は、負担金の徴収に関して送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないとき、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められるときには、その送達に代えて公示送達をすることができる。 2 公示送達は、市長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨をたつの市公告式条例(平成17年条例第3号)に規定する 掲示場に掲示 して行う。 3 前項の場合、 掲示 を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達が あったものとみなす 。	地方税法	第20条の2第2項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型 4	1 ①	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）により改正された地方税法第20条の2（未施行）に基づき、同条例により公示送達することになっているため、当該条例の一部改正を行う。方針決定は済んでおり、令和8年3月市議会に条例改正案を上程予定である。	令和8年3月		

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考	
400	兵庫県たつの市	上下水道部 下水道管理課	常駐・専任	規則	たつの市下水道事業受益者負担金徴収条例施行規則	第13条	(納付管理人) 第13条 受益者は、市内に住所又は事務所を有しない場合において、負担金納付に関する一切の事務処理をさせるために、市内に住居し、かつ、独立の生計を営む者のうちから納付管理人を 選任 することができる。 2 前項の規定により受益者が納付管理人を 選任 したときは、下水道事業受益者負担金納付管理人(選任 ・変更・廃止)届(様式第12号)を市長に提出しなければならない。納付管理人を変更し、又は廃止したときも、同様とする。											アナログ規制に該当しない「選任」であって「専任」ではないため
401	兵庫県たつの市	上下水道部 下水道管理課/上下水道部 下水道施設課	目視	条例	たつの市農業集落排水処理施設条例	第13条	(排水設備の 立入検査) 第13条 市長は、排水処理施設の機能及び構造を保全し、又は排水処理施設からの放流水の水質について水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)及び市長が別に定める排水基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして処理区域内の他人の土地又は建築物に 立ち入り 、排水設備その他の物件を 検査 させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に 立ち入 る場合においては、あらかじめ、その住居者の承諾を得なければならない。 2 前項の規定により、職員が 立ち入 るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による 立入検査 の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	浄化槽法	第12条の12第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1①	2	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	データ等で確認できない場合の立入検査である。			
402	兵庫県たつの市	上下水道部 下水道管理課/上下水道部 下水道施設課	目視	条例	たつの市個別排水処理施設条例	第15条	(排水設備の 立入検査) 第15条 市長は、浄化槽の機能及び構造を保全し、又は浄化槽からの放流水の水質について法及び市長が別に定める排水基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして処理区域内の他人の土地又は建築物に 立ち入り 、排水設備その他の物件を 検査 させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に 立ち入 る場合においては、あらかじめ、その住居者の承諾を得なければならない。 2 前項の規定により、職員が 立ち入 るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による 立入検査 の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	浄化槽法	第12条の12第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1①	2	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	データ等で確認できない場合の立入検査である。			
403	兵庫県たつの市	産業部 商工振興課	常駐・専任	訓令	たつの市国民宿舎処務規程	第2条	(宿直者 の勤務等) 第2条 職員は、支配人の命により所定の場所において 宿直 し、宿舎の管理、使用料の管理、備品及び書類の保全並びに電話及び文書の收受に当たるものとする。	地方公営企業法	第30条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	宿泊業務の性質上必要。			
404	兵庫県たつの市	産業部 商工振興課	定期検査・点検	規則	たつの市国民宿舎事業の財務に関する特例を定める規則	第27条	(支払済 通知書 及び帳簿の記帳等) 第27条 出納取扱金融機関は、 毎日 支払を行ったものについて、翌日までに領収書を添えて支払済 通知書 を企業出納員に送付するものとする。 2 企業出納員は、送付を受けた支払済 通知書 及び支出負担行為兼支出決定書により支払伝票を整理し、支出予算整理簿、金銭出納簿その他の帳簿に記帳しなければならない。	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)	第21条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1①	1①	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	適正な会計事務を行うため。			
405	兵庫県たつの市	産業部 商工振興課	目視	規則	たつの市国民宿舎事業の財務に関する特例を定める規則	第46条	(実地 たな卸しの 立会い) 第46条 前条第1項及び第2項の規定により 実地 たな卸しを行う場合は、企業出納員は、市長の指定するたな卸資産の受払に關係のない職員を 立ち会 わせなければならない。	何市(町村)水道事業会計規程(平成24年10月19日総財公第98号)	第60条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	たな卸資産の透明性を担保するため。			
406	兵庫県たつの市	産業部 商工振興課	定期検査・点検	規則	たつの市国民宿舎事業の財務に関する特例を定める規則	第78条	(経理状況の 報告) 第78条 企業出納員は、 毎月 末日をもって月次試算表及び資金予算表を作成し、翌月20日までに市長に提出しなければならない。	地方公営企業法	第31条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1①	1①	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	適正な会計事務確認を行うため。			
407	兵庫県たつの市	揖龍公平委員会事務局	書面掲示	公平委員会規則	不利益処分についての審査請求に関する規則	第12条	(文書の送付) 第12条 文書の送付は、使送又は書留郵便によって行う。 2 文書の送付は、これを受けるべき者の所在が知れないとき、又はその他文書を送付することができないときは、公示の方法によって行うことができる。 3 公示の方法による送付は、委員会が当該文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨又はその内容の要旨を共同設置した市町の公示式条例に規定する 掲示場 に 掲示 して行うものとする。この場合においては、 掲示 された日から14日を経過したときに当該文書の送付があったものとみなす。	行政不服審査法	第51条第3項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	3	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	デジタル技術の活用が許容されていない規定ぶりであることから、条文の改正が必要。	令和9年3月	個別条例を改正する（全庁的な動向を見据えて実施）	
408	兵庫県たつの市	揖龍公平委員会事務局	定期検査・点検	公平委員会規則	職員からの苦情相談に関する規則	第6条	(記録 の作成等) 第6条 相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について 記録 を作成し、 毎年 、苦情相談の概要を委員会に 報告 しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	2	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	現時点では規制目的を達成可能な水準の代替手段が存在しないが、技術進展の動向を注視しつつ、可能な場合には見直しを行う。			

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考	
														見直し後 PHASE	見直し後の方向性の詳細			
409	兵庫県たつの市	企画財政部 企画課	対面講習	3月30日協定	定住自立圏の形成に関する協定書※宍粟市	別表第1	地域医療の充実・強化を図るため、医師・看護師等の医療従事者の養成・確保に努め、圏域住民が安心して生活できる地域医療体制を構築する。 甲は、医師・看護師等の医療従事者の養成・確保に努めるとともに、乙の情報を活用しながら将来的な圏域内医療従事者の増加に向けた取組を行う。また、中核的な医療機能を有する公立2病院（たつの市民病院・宍粟総合病院）の連携体制を一層強化し、圏域が有する医療資源が効率的に運用される地域医療体制の構築を図り、圏域住民が安心して生活できるよう支援を行う。 乙は、甲と連携し、医師・看護師等の医療従事者の養成・確保に努めるとともに、圏域への定住に向けた取組に協力する。また、圏域が有する医療資源を生かし、圏域住民が安心して生活できるよう支援を行う。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	見直し後 PHASE	見直しの方向性 a-1.見直し（本文の改正が必要） a-2.見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（速急には運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当） c-2.見直し否（適用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し不要の具体的な理由／継続検討の具体的な理由 等	見直し完了時期 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考
410	兵庫県たつの市	企画財政部 企画課	対面講習	3月30日協定	定住自立圏の形成に関する協定書※宍粟市	別表第3	圏域のマネジメント能力の強化を図るため、職員の合同研修会の開催のほか、外部の専門的な人材の活用と人事交流を推進する。 甲は、関係職員の能力向上に向けた研修等を実施するとともに、各政策分野に応じた専門的な人材を確保し活用する。 乙は、甲が開催する関係職員の能力向上に向けた研修等に参加するとともに、各政策分野に応じた専門的な人材を確保し活用する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	見直し後 PHASE	見直しの方向性 a-1.見直し（本文の改正が必要） a-2.見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（速急には運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当） c-2.見直し否（適用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し不要の具体的な理由／継続検討の具体的な理由 等	見直し完了時期 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考
411	兵庫県たつの市	企画財政部 企画課	対面講習	3月30日協定	定住自立圏の形成に関する協定書※上郡町	別表第1	地域医療の充実・強化を図るため、医師・看護師等の医療従事者の養成・確保に努め、圏域住民が安心して生活できる地域医療体制を構築する。 甲は、医師・看護師等の医療従事者の養成・確保に努めるとともに、乙の情報を活用しながら将来的な圏域内医療従事者の増加に向けた取組を行う。また、中核的な医療機能を有する公立2病院（たつの市民病院・宍粟総合病院）の連携体制を一層強化し、圏域が有する医療資源が効率的に運用される地域医療体制の構築を図り、圏域住民が安心して生活できるよう支援を行う。 乙は、甲と連携し、医師・看護師等の医療従事者の養成・確保に努めるとともに、圏域への定住に向けた取組に協力する。また、圏域が有する医療資源を生かし、圏域住民が安心して生活できるよう支援を行う。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	見直し後 PHASE	見直しの方向性 a-1.見直し（本文の改正が必要） a-2.見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（速急には運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当） c-2.見直し否（適用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し不要の具体的な理由／継続検討の具体的な理由 等	見直し完了時期 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考
412	兵庫県たつの市	企画財政部 企画課	対面講習	3月30日協定	定住自立圏の形成に関する協定書※上郡町	別表第3	圏域のマネジメント能力の強化を図るため、職員の合同研修会の開催のほか、外部の専門的な人材の活用と人事交流を推進する。 甲は、関係職員の能力向上に向けた研修等を実施するとともに、各政策分野に応じた専門的な人材を確保し活用する。 乙は、甲が開催する関係職員の能力向上に向けた研修等に参加するとともに、各政策分野に応じた専門的な人材を確保し活用する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	見直し後 PHASE	見直しの方向性 a-1.見直し（本文の改正が必要） a-2.見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（速急には運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当） c-2.見直し否（適用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し不要の具体的な理由／継続検討の具体的な理由 等	見直し完了時期 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考
413	兵庫県たつの市	企画財政部 企画課	対面講習	3月30日協定	定住自立圏の形成に関する協定書※佐用町	別表第1	地域医療の充実・強化を図るため、医師・看護師等の医療従事者の養成・確保に努め、圏域住民が安心して生活できる地域医療体制を構築する。 甲は、医師・看護師等の医療従事者の養成・確保に努めるとともに、乙の情報を活用しながら将来的な圏域内医療従事者の増加に向けた取組を行う。また、中核的な医療機能を有する公立2病院（たつの市民病院・宍粟総合病院）の連携体制を一層強化し、圏域が有する医療資源が効率的に運用される地域医療体制の構築を図り、圏域住民が安心して生活できるよう支援を行う。 乙は、甲と連携し、医師・看護師等の医療従事者の養成・確保に努めるとともに、圏域への定住に向けた取組に協力する。また、圏域が有する医療資源を生かし、圏域住民が安心して生活できるよう支援を行う。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	見直し後 PHASE	見直しの方向性 a-1.見直し（本文の改正が必要） a-2.見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（速急には運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当） c-2.見直し否（適用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し不要の具体的な理由／継続検討の具体的な理由 等	見直し完了時期 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考
414	兵庫県たつの市	企画財政部 企画課	対面講習	3月30日協定	定住自立圏の形成に関する協定書※佐用町	別表第3	圏域のマネジメント能力の強化を図るため、職員の合同研修会の開催のほか、外部の専門的な人材の活用と人事交流を推進する。 甲は、関係職員の能力向上に向けた研修等を実施するとともに、各政策分野に応じた専門的な人材を確保し活用する。 乙は、甲が開催する関係職員の能力向上に向けた研修等に参加するとともに、各政策分野に応じた専門的な人材を確保し活用する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	見直し後 PHASE	見直しの方向性 a-1.見直し（本文の改正が必要） a-2.見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（速急には運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当） c-2.見直し否（適用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し不要の具体的な理由／継続検討の具体的な理由 等	見直し完了時期 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考

No.	規制の洗い出し									類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考	
														見直しの方向性	見直しの方向性の詳細			
415	兵庫県たつの市	上下水道部 下水道管理課/上下水道部 下水道施設課	書面掲示	龍野市条例	(旧) 龍野市農業集落排水処理施設設置事業分担金徴収条例	第4条	(賦課対象受益者の公告) 第4条 市長は、事業を開始した場合には、分担金を賦課しようとする受益者を定め、これを公告しなければならない。 2 前項に規定する公告は、市役所の 掲示場 に 掲示 してこれを行う。											アナログ規制に該当しない この条例は、平成18年3月24日条例第23号により廃止となっているため
416	兵庫県たつの市	上下水道部 下水道管理課/上下水道部 下水道施設課	書面掲示	新宮町条例	(旧) 新宮町農業集落排水事業分担金徴収条例	第5条	(賦課対象受益者の公告) 第5条 町長は、事業を開始した場合は、分担金を賦課しようとする受益者を定め、これを公告しなければならない。 2 前項に規定する公告は、役場の 掲示場 に 掲示 してこれを行う。											アナログ規制に該当しない この条例は、平成18年3月24日条例第23号により廃止となっているため
417	兵庫県たつの市	教育管理課 すがやか給食課	往訪閲覧・縦覧	教育委員会規則	たつの市学校給食費の徴収等に関する規則	第8条	(届出等) 第8条 学校長は、学校給食の提供を受ける者その他必要な事項について、別に定める様式により毎年4月10日（当該日が休日等に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日）までに市長に 届け出 なければならない。 2 学校長は、前項の 届出 内容に変更が生じたときは、別に定める様式により変更となる日の4日前の日（休日等を除く。）までに市長に 届け出 なければならない。 3 学校長は、学校行事等により学校給食の提供を受けない日が生じたときは、別に定める様式により当該日の3週間前（当該日が休日等に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日）までに市長に 届け出 なければならない。 4 教職員等における第2項の 届出 は、学校給食の提供を受ける月の前月末日（当該日が休日等に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日）と同項に規定する変更とな	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	3	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	各学校からの当該届出は、メールに限定しているため。			
418	兵庫県たつの市	都市政策部 建築住宅課	目視	条例	たつの市空家等対策に関する条例	第6条	(立入調査等) 第6条 市長は、法第9条第1項の規定に準じて法定外空家等の所在及び当該法定外空家等の所有者等を把握するための 調査 その他法定外空家等に関しこの条例の施行のために必要な 調査 を行うことができる。 2 市長は、第11条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、法定外空家等の所有者等に対し、当該法定外空家等に関する事項に関し報告させ、又は当該職員若しくはその委任した者（以下「職員等」という。）に、法定外空家等と認められる場所に 立ち入 って 調査 をさせることができる。	空家等対策の推進に関する特別措置法	(立入調査等)第9条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	上位法である「空家等対策の推進に関する特別措置法」の一部改正、又は運用通達などがないため、国の動向を注視しつつ、必要に応じて随時、最新のデジタル技術を活用した効率的・効果的な手法を検討する。	令和9年3月	国の法令・動向等に立入調査以外の技術手法が示され次第、見直していく。	
419	兵庫県たつの市	都市政策部 建築住宅課	定期検査・点検	告示	たつの市空き家活用支援事業実施要綱	第15条	(補助事業完了後の状況報告等) 第15条 交付決定対象者は、事業の完了の日から 10年の間 に市長から改修した住宅等の管理及び居住状況等について 報告 を求められた場合は、これに応じなければならない。	兵庫県令和7年度まちづくり部補助金交付要綱	(補助金の交付申請)第3条「…別に定める書類…」、(補助金の交付の決定)第4条「…現地調査等…」、(額の確定)第13条「…現地調査等…」	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1①	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	申請、実績報告、完了後の状況報告等に際しては、紙媒体又は電子データのいずれの方法でも受理する運用を周知する。	令和9年3月	申請、実績報告、状況報告等のオンラインフォーム化(兵庫県電子申請共同運営システムe-ひょうご)については令和9年3月までに対応するよう検討する。	